当翻訳は，法務省入国管理局による仮訳であり，正確には原文に当たってください。
また，今後当仮訳は精査の上，変更されることがあり得ることにご留意ください。

出身国情報報告書

ベトナム

2010 年 5 月 19 日

英国国境局
出身国情報サービス

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

目次

前文

項

背景情報

1. 地理 1.01
地図 ..... ……
2. 経済 2.01
3. 歴史 3.01
4. 最近の展開 4.01
詳細情報を伝える有益な情報源 4.03
5. 憲法 5.01
6. 政治体制 6.01

人権

7. はじめに 7.01
8. 治安部隊 8.01
警察 8.03
訴えを起こす手段 8.05
9. 兵役 9.01
10. 司法 10.01
組織 10.01
司法の独立 10.03
公正な裁判 10.05
11. 逮捕および拘留 ― 法的権利 11.01
12. 刑務所の状態 12.01
13. 死刑 13.01
14. 政治的所属 14.01
政治的表現の自由 14.01
集会および結社の自由 14.04
反体制グループおよび政治活動家 14.07
15. 言論および報道の自由 15.01
16. 汚職 16.01
17. 宗教の自由 17.01
宗教グループ： 17.08
仏教 17.08
ホアハオ 17.14
カトリック教会 17.16
プロテスタント 17.26
カオダイ 17.32
イスラム 17.33
チンハイ 17.35
18. 少数民族グループ 18.01
中国人（ホア） 18.07

この出身国情報報告書には、2010 年 5 月 19 日時点で公表されている最新情報が含まれている。
最近の文書で関連の情報が得られない場合には、比較的古い資料が含まれている。

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

モン族 18.10
モンタニャード 18.11
19. 女性同性愛者、男性同性愛者、両性愛者および性転換者 19.01
20. 障害者 20.01
21. 女性 21.01
法的権利 21.01
政治的権利 21.03
社会的経済的権利 21.05
女性に対する暴力 21.07
利用可能な援助 21.12
22. 子ども 22.01
一般情報 22.01
教育 22.06
児童養護 22.10
健康問題 22.21
23. 人身売買 23.01
24. 医療問題 24.01
治療および医薬品の利用可能性の概要 24.01
HIV・AIDS 24.05
結核（TB） 24.09
精神保健 24.11
25. 移動の自由 25.01
出国および帰国 25.07
26. 外国難民 26.01
27. 市民権および国籍 27.01
パスポート 27.02
28. 偽造文書および不正に取得した文書 28.01
29. 雇用の権利 29.01

付属文書

付属文書 A：主要出来事の年表
付属文書B：略語ガイド
付属文書 C：原資料の参考文献

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

前文

i 出身国情報報告書（COI 報告書）は、庇護・人権に関する決定過程に関わる役人の利用目的で英国国境局（UKBA）COI サービスによって作成された。COI 報告書は一般に、英国でなされた庇護・人権請求で通常提起される問題に関する背景情報を示す。この報告書の本文には、2010 年 5 月 19 日までに入手できた情報が記載されている。この報告書は 2010 年 5 月 19 に発表された。

ii この報告書は、広範な公認の外部情報源によって作成された資料からすべて構成されている。この報告書のすべての情報は、本文全体を通じて原資料に基づいており、庇護・人権に関する決定過程に関わる役人が利用できる。

iii この報告書の目的は、庇護・人権申請で提起される主要な問題に重点を置いて、確認済みの原資料の抜粋をまとめたものを提供することである。詳細もしくは包括的な調査を意図したものではない。詳細な説明が必要な場合は、関連の原資料に直接当たってみることを勧める。

iv COI 報告書の構成と形式は、具体的な問題に関する情報を電子的に迅速にアクセスする必要があり、かつ目次ページを使用して必要な主題に直接アクセスする UKBA の意思決定者および控訴担当官の使用方法を反映したものである。重要問題は通常、1 つの項にまとめてある程度深く取り扱うが、他のいくつかの項でも簡単に言及する場合もある。そのため、一部の情報が繰り返し出てくるのは、この報告書の構成に由来することである。

v この COI 報告書に含まれる情報は、原資料から確認できる情報に限定されている。特定のトピックに関連したすべての見方を網羅するために、あらゆる努力を払ったとしても、必ずしも関連情報を入手できるとは限らない。この理由から、実際に言及された事柄以上のことを暗示するような情報はこの報告書に含めないことを指摘することは重要である。例えば、ある特定の法が制定されたことを述べても、その法が有効に実施されていることを暗に示しているように取られてはならない。ただし、明示的に述べた場合はその限りでない。

vi 上述のように、この報告書は複数の信頼できる情報源によって作成された抜粋をまとめたものである。この報告書をまとめる際に、異なる原資料に示された情報の違いを調整するような試みは行っていない。例えば、原資料が異なると、個人、場所、政党などの名前や綴りも違う場合がよくある。COI 報告書の目的は、綴りを統一することではなく、原資料で使われた綴りを誠実に反映させることである。同様に、原資料が異なれば、時に示された数字も異なるため、これらの数字は単に原本に示されている通り引用する。この報告書には [原文のまま] の用語が使われているが、これは引用した原本で使用された間違った綴りまたは誤字を示すための記号にすぎず、原本の内容に関する見解を示すことを意図したものではない。

vii この報告書は実質的にこれまでの 2 年間に発行された原資料に基づいている。ただし、最新の原資料に関連の情報が含まれていない場合もあるため、2 年以上前の原資料がこの報告書に含まれていることもある。すべての情報源に

は、この報告書が発表される時点で関連があると見なされた情報が含まれている。

viii この COI 報告書および添付の原資料は公開文書である。すべての COI 報告書は内務省（Home Office）のウェブサイトの RDS（Research Development Statistics）セクションに公開されており、この報告書に用いた大半の原資料は公知でありいつでも使用できる。この報告書で確認された原資料を電子形式で利用できる場合、関連リンクへのアクセス日付も含め表示されている。官庁や購読サービスが提供する文書など、アクセスしにくい原資料のコピーは請求があれば、COI サービスから入手することができる。

ix 難民出身国上位 20 カ国に関する COI 報告書が定期的に公開される。UKBA 職員はまた、具体的な情報を調べるため情報要求サービスに常時アクセスする。

x この COI 報告書を作成する際に、COI サービスは利用できる原資料の均衡の取れた正確な概要を提供できるよう努めた。この報告に対する意見や原資料の追加に関する提案があれば、以下宛で UKBA に提出してください。

Country of Origin Information Service
UK Border Agency
Block B, Whitgift Centre
15 Wellesley Road
Croydon, CR9 1AT
United Kingdom
Email: cois@homeoffice.gsi.gov.uk
Website: http://www.homeoffice.gov.uk/rds/country_reports.html

国情報に関する独立諮問グループ

xi 国情報に関する独立諮問グループ（IAGCI）はUKBAの出身国情報資料の内容について英国国境局の主任査察官（Chief Inspector）に提言を行うことを目的として、2009 年 3 月、同主任査察官によって編成された。APCIは、UKBAのCOI報告書、COI主要文書およびその他の出身国情報資料に関してどんな感想・意見も歓迎する。IAGCIの活動に関する情報については、主任査察官のウェブサイト（http://www.ociukba.homeoffice.gov.uk）で閲覧できる。

xii IAGCIは活動過程において、選択したUKBA COI文書の内容を検証し、それらの文書に特定された提言を行う。IAGCIまたは国情報諮問委員会（2003 年 9 月から 2008 年 10 月までUKBAのCOI資料を監視した独立組織）が検証したCOI報告書およびその他の文書の一覧は http://www.ociukba.homeoffice.gov.uk/から入手できる。

xiii UKBA の資料または手続きを承認するのが IAGCI の役割ではない。IAGCI が調べた資料の一部は、非猶予控訴権（NSA = Non-Suspensive Appeals）指定国として指定された、または提案された国に関連している。そのような場合は、IAGCI の取組みは、NSA として特定の国を指定する決定または提案を承認するためのものであっても、NSA 過程そのものを承認するためのものであってもならない。

2 この出身国情報報告書には、2010 年 5 月 19 日時点で公表されている最新情報が含まれている。
最近の文書で関連の情報が得られない場合には、比較的古い資料が含まれている。

国情報に関する独立諮問グループの詳細な連絡先：
Office of the Chief Inspector of the UK Border Agency
4th floor, 8-10 Great George Street,
London, SW1P 3AE
Email: chiefinspectorukba@homeoffice.gsi.gov.uk
Website: http://www.ociukba.homeoffice.gov.uk/

目次に戻る

背景情報

地理

1.01 ベトナム社会主義共和国は東南アジアに位置し、北は中華人民共和国、西はラオスおよびカンボジア、東は南シナ海に接する。首都はハノイである。（2010 年 3 月 17 日時点のEuropa Worldより）**[1]**

1.02 ベトナムの面積は 329,247km^2（127,123 平方マイル）ある。2009 年の国連（UN）推計では、ベトナムの総人口は 8,810 万人で、平均寿命は男性が 72 歳、女性が 76 歳である。（2010 年 1 月 21 日付BBC NewsのCountry Profile: Vietnamより）

1.03 ベトナムは省および都市からなる 63 の行政区画に分かれる。（2010 年 4 月 7 日時点のベトナム国家観光庁（Vietnam National Administration of Tourism）のウェブサイトより）**[17d]**

1.04 公用語はベトナム語であるが、その他に 105 言語が使用される。（2010 年 10 月 23 日時点のEthnologue.comより）**[24]**

第 17 項の「宗教グループ」も参照。

第 18 項の「少数民族」も参照。

目次に戻る
情報源一覧へ進む

地図

詳細なベトナムの地図については、Reliefwebの地図センターを参照。

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

経済

2.01 2010 年 3 月 18 日に更新された CIA ワールドファクトブック（CIA World Factbook）には以下の記載がある。

「ベトナムは人口過密な発展途上国であり、過去 30 年間に戦禍、旧ソ連圏からの財政援助の喪失、および硬直した中央政府による計画経済から立ち直る必要があった。ベトナム政府は経済開放と国際統合の公約を再表明した。ベトナム政府は、経済を近代化し、もっと競争力のある輸出主導型産業を育てるために構造改革の実施へと動いている。ベトナムは 10 年を超える交渉過程を経て、2007 年 1 月にWTO [世界貿易機関] に加盟した。WTOへの加盟によってベトナムは世界市場という頼みの綱を手に入れて、国内経済改革の歩みを強めている」**[4]**

2.02 この資料には、さらに次の記載が続く。

「貧困の深刻さは大幅に軽減され、ベトナムは、毎年 100 万以上増え続ける労働力の問題を解消するために雇用の創出に取り組んでいる。世界同時不況は、過去 10 年間で年平均GDP [国内総生産] 成長率 7%弱記録したベトナムの輸出中心の経済に打撃を与えている。2009 年の輸出は前年比で 10%近く減少したため、それを切っ掛けにして政府は貿易赤字を抑えるために、関税率の調整を検討するようになった。経済が世界的金融危機を克服できるように、政府は補助金付き貸付制度を始めとした景気刺激策を用いた。一方、海外の援助国は 2010 年の開発援助のため新たに 80 億ドルを約束した。保証された外国からの直接投資は 5 年間の上昇の後、70%減と急激に縮小したが、国内投資は 16%成長した。それにもかかわらず、景気後退、経常赤字および外国投資環境の悪化によって、ベトナムの管理通貨ドンは 2009 年を通じて為替レートの引き下げ圧力に直面し、その結果、政府は 12 月に 5%以上の通貨切り下げを行った。**[4]**

2.03 外務英連邦省（FCO）は、2009 年 12 月 18 日に更新された同省のベトナムに関する国別プロフィール（Country Profile on Vietnam）の中で以下の指摘をした。

「ベトナムは現在、アジアにおいて最も経済が急成長している国の 1 つである。しかしながら、2008 年は困難な年であった。国内のマクロ経済政策、および世界経済の混乱の結果、前半期に 26%のインフレ率を記録した。2009 年の経済はベトナム製品に対する海外需要の減少の影響を受けたが、ベトナムはまだGDP成長率 6%を記録している。景気刺激策は、2008 年に起こった問題を再現しないようにその影響を慎重に配慮しながら進める必要がある。非効率な国有企業と貧弱な国内投資は相変わらず懸念材料である。･･･ベトナムは世界の最貧国の 1 つで、2008 年現在、1 人当たりのGDPは約 1,040 米ドル、貧困者数は 1,200 万である。その経済はまだ農業が中心であり、国民の約 3 人に 2 人は農業に生計を依存している。ただし、ベトナムは発展の成功例である。政府は、1986 年に「doi moi」（刷新）経済政策を導入して以降、貧困削減を発展目標の中心に据えた。貧困状態にあるベトナム国民の割合は、1993 年の 58%から 2008 年の 13%に減少した。貧困率はベトナム中で下がっ

この出身国情報報告書には、2010 年 5 月 19 日時点で公表されている最新情報が含まれている。
最近の文書で関連の情報が得られない場合には、比較的古い資料が含まれている。

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

ているが、中央および北西の山岳地帯に暮らす山岳少数民族では、それほどでもない」**[8a]**

2.04 ベトナムの通貨はドン（D）で、2009 年の為替レートは 1 米ドルに対し 17,740.8 ドン（VND）である。

歴史

3.01 1954 年、ベトナムは共産主義支配の北（ベトナム民主共和国）と西欧諸国支援の南（ベトナム共和国）に分断された。北ベトナムは国家再統一を達成するため、その力を行使して南の共産主義運動を強化し始めたことから、南ベトナムでは 1960 年代に戦争が激化し、米軍の介入が強まるにつれ米国への依存を深めた。（2009 年 12 月 18 日時点のFCO Country Profileより）**[8a]** 1957 年は南ベトナムでの共産主義者による反乱の始まりであり、米国は 1964 年に戦争に参戦した。（2010 年 1 月 20 日付のBBC Newsより）**[14b]**

3.02 ベトナムにおける米兵の数は 1968 年までに 50 万人を上回ったが、その後、米国内での戦争に対する不人気と軍事的失敗によって、米軍の撤退が始まった。（2009 年 12 月 18 日時点のFCO Country Profileより）**[8a]** 米軍の撤退は 1973 年 3 月に完了した。（2010 年 1 月 20 日付のBBC Newsより）**[14b]** 米国と北ベトナムは 1973 年に和平合意に達したが、戦争はその後も続き、南ベトナム軍は 1975 年に敗北した。その後、ベトナムは 1976 年、ベトナム社会主義共和国（SRV）として正式に再統一され、1977 年に国連への加盟が認められた。（2009 年 12 月 18 日時点のFCO Country Profileより）**[8a]**

3.03 国家再統一は平和と安定をもたらさなかった。カンボジアのクメール・ルージュ政府との関係、および同政府を支援する中国政府との関係は直ちに悪化し、いくつかの越境事件が発生した後、ベトナムは 1978 年にカンボジアを侵略し、その後、友好的な政権を据えた。その結果、1980 年代にはカンボジア国内において、ベトナム政府、およびカンボジアの同盟政権と闘う抵抗勢力との間で紛争が起こったため、ベトナムはソ連およびその同盟国からの支援のみを受けるという、国際的な孤立時代を経験した。その紛争は不人気な社会主義改革によって弱まった経済をさらに疲弊させ、そのため、1970 年代の後半から 1980 年代の前半にかけて、数 10 万もの難民流出が起こった。（2009 年 12 月 18 日時点のFCO Country Profileより）**[8a]**

3.04 1991 年の正式な紛争解決の後、ベトナムはASEAN（東南アジア諸国連合）に加盟したのと同じ年の 1995 年に米国との関係を修復したのを始め、世界の他の国々との関係を正常化し始めた。（2009 年 12 月 18 日時点のFCO Country Profileより）**[8a]**

目次に戻る
情報源一覧へ進む

最近の展開

4.01 2009 年 12 月、民主化運動活動家Tran Anh Kimは、インターネット上で民主化運動の記事を発表した疑いをかけられた後、国家転覆罪で 5 年 6 カ月の実

刑判決を受けた。この元陸軍将校は、禁止されたベトナム民主党と民主化運動団体「ブロック 8406」の両方のメンバーであった。（2010年1月20日付のBBC Newsより）**[14b]**

4.02 2010年1月、著名な人権派弁護士Le Cong Dinhを含む4人の活動家が政府転覆を謀った容疑で投獄された。インターネット起業家Tran Huynh Duy Thucは懲役16年という最長の判決を受けた。海外の人権団体は、それは表現の自由に対する弾圧強化の前兆であると語った。（2010年1月20日付のBBC Newsより）**[14b]**

詳細情報を伝える有益な情報源

4.03 ウェブサイトのリンクがある情報源一覧を以下に示す。この一覧は、この報告書で示した情報を補足する最新情報が必要になった時に役に立つかもしれない。この報告書に利用されたすべての情報源の一覧は、付属文書 C「引用した原資料」にある。

アムネスティ・インターナショナル（2010年5月発行予定の *Report 2010*、および定期ニュース・報告書）
http://www.amnesty.org/

BBC News（定期ニュース・報告書）
http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/asia-pacific/default.stm

カナダ移民難民委員会（定期報告書）
http://www.irb-cisr.gc.ca/Eng/Pages/index.aspx

欧州出身国情報ネットワーク（定期ニュース・報告書）
http://www.ecoi.net/

フリーダム・ハウス（2010年春後半発行予定の *Freedom in the World 2010*）
http://www.freedomhouse.org/template.cfm?page=15

ヒューマン・ライト・ウォッチ（定期ニュース・報告書）
http://www.hrw.org/asia/vietnam

国境なき記者団（2010年5月発行予定の *World Report 2010*）
http://www.rsf.org/

UNHCR Refworld（定期ニュース・報告書）
http://www.unhcr.org/cgi-bin/texis/vtx/refworld/rwmain?page=country&skip=0&coi=VNM&x=10&y=12

米国国務省（2010年6月発行予定の *Trafficking in Persons Report 2010*）
http://www.state.gov/g/tip/rls/tiprpt/index.htm

米国国務省（2010年9月または10月発行予定の *2010 Report on International Religious Freedom*）
http://www.state.gov/g/drl/rls/irf/index.htm

8 この出身国情報報告書には、2010年5月19日時点で公表されている最新情報が含まれている。
最近の文書で関連の情報が得られない場合には、比較的古い資料が含まれている。

米国国務省（2011 年 2 月または 3 月発行予定の *2010 Country Reports on Human Rights Practices*）
http://www.state.gov/g/drl/rls/hrrpt/index.htm

憲法

5.01 1992 年憲法の第 4 条に従って、「ベトナムの労働者階級を先導し、労働者階級、懸命に働く国民および全人民を誠実に代表し、マルクス・レーニン主義とホー･チ・ミン思想に従って行動するベトナム共産党は、国家および社会を主導する権力を担う」**[17a] (第 1 項)**

5.02 市民の権利と義務は、1992 年憲法の第 50～80 条により定義される。第 50 条には、市民の基本的権利に関して次の主張がある。「ベトナム社会主義共和国では、政治的、市民的、経済的、文化的、社会的分野における人権は尊重される。そのような人権は市民の権利において具体化され、憲法および法律によって特定される」**[17a] (第 5 項)**

政治体制

6.01 外務英連邦省（FCO）は、2009 年 12 月 18 日に更新された同省のベトナムに関する国別プロフィール（Country Profile on Vietnam）の中で以下の指摘をした。

「ベトナムはベトナム共産党（CPV）がすべての主要な政策課題について決定する一党独裁国家であり、政府はその後、決定された政策課題について実施する。ベトナムは、CPV総書記 [ノン・ドク・マイン（Nong Duc Manh）]、国家主席 [グエン・ミン・チェット（Nguyen Minh Triet）]、首相 [グエン・タン・ズン（Nguyen Tan Dung）] による 三頭政治体制を敷く。国民議会（National Assembly）は権限を強化されているが、確固としてCPVの下位に置かれている。ベトナムでは、政権に対する合法的な反対政党は認められていないだけでなく、広く民衆の支持を得ている反対勢力が出現する兆候もあまり見られない。フランス植民地支配者を倒し、米国の介入に抵抗し、国家を再統一し、中国のことに侵略に反対し、最も重要なことに平和と安定を築いて保持することに成功して以降、CPVは民衆からの高い支持を得ている」**[8a]**

6.02 FCO はまた、以下の記載をした。

「ベトナムには自由な選挙はない。国民議会選挙および地方の人民評議会選挙に立候補するには、実際にはCPVによる承認が必要である。ただし、CPVの党員でない代議員が少数であるが、選ばれる場合が増えている。ベトナムの主要な立法機関は、年 2 回招集される国民議会である。国民議会は近年、単なる「形式的な承認」機関から、法律を精査して政府の責任を問うことができる機関へと徐々に発展してきた。少なくとも書類上では、国民議会は国家予算および国会議員（そのうち 25%は専任であり、本職の議員は増加傾向

にある）に対して幅広い権限を有する。しかしながら、結局のところ、国民議会は確固としてCPVの支配下に置かれているため、依然として適切な民主的立法機関ではない。定数 500 名からなる国民議会の選挙は 5 年ごとに行われる。前回選挙は 2007 年 5 月に行われ、次回選挙は 2012 年に行われる予定である」**[8a]**

6.03 2010 年 3 月 11 日発表の米国国務省の *2009 Country Report on Human Rights Practices*（2009 年米国国務省報告書）（USSD Report 2009）は「2007 年に行われた最新の国民議会選挙は、すべての立候補者がCPVのベトナム祖国戦線（VFF = Vietnam Fatherland Front）（国内の大衆団体を監視する統括組織）によって精査されたことから決して自由でも公正でもなかった」と指摘した。**[2a] (ベトナムの概要)**

6.04 この資料には次の記載がある。

「CPVの支配を前提としているが、国民議会（幹部および議員の 90%以上はCPV党員）は立法機関として行使する権限を段階的に強化し続けた。国民議会は公然と社会経済政策、汚職、政府のインフレ対策、および中央山岳地帯のボーキサイト採掘計画について批判した。議会の討論は全国的にテレビで生放送された。一部の議員はまた、CPVが社会の中で突出した地位を得ていることに間接的に批判した。すべての権限や政治権力はCPVに与えられており、憲法にはCPVの指導体制が示されている」**[2a] (第 3 項)**

第 14 項の「政治的所属」も参照。

目次に戻る
情報源一覧へ進む

この出身国情報報告書には、2010 年 5 月 19 日時点で公表されている最新情報が含まれている。
最近の文書で関連の情報が得られない場合には、比較的古い資料が含まれている。

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

人権

はじめに

7.01 2010 年 3 月 11 日発表の米国国務省の *2009 Country Reports on Human Rights Practices*（2009 年米国国務省報告書）（USSD Report 2009）は、以下の指摘をした。

「政府の人権に対する実績には、相変わらず問題があった。市民は政府を交代させることはできず、政治的反対運動は禁止されていた。2009 年には、政府は数名の政治活動家を逮捕して、2008 年に逮捕した政治活動家には有罪判決を下すなど、異議を唱える反対派の弾圧を強化した。有力新聞の編集者や記者の中には、役人の汚職を報道したり外部に向けて政治を話題にしたブログを書いたりして解雇される者がいた。また、ブロガーの中には、政府を批判して逮捕されたり拘留されたりする者もいた。警察が逮捕や拘留中に容疑者を虐待するのは普通であった。刑務所では厳しい扱いを受けることが多かった。警察の職業意識は改善されたが、汚職は重大な問題として残っており、警察官は時に罰せられずに済んだ。個人は政治活動の容疑で恣意的に拘留され、公平かつ迅速な裁判を受ける権利を否定された。政府は市民に対しプライバシーの権利を制限し続け、さらに報道機関に対する規制を強め、言論、集会、移動、および結社の自由を厳しく制限した。政府は独立系の人権団体を禁止し続けた。女性に対する暴力と差別、および人身売買は、法の制定や政府による取組みにもかかわらず引き続き重大な問題であった。一部の少数民族は社会的差別を受けていた。政府は独立系の労働組合を結成し、参加する労働者の権利を制限した」**[2a] (ベトナムの概要)**

7.02 2009 年米国国務省報告書はまた、以下の指摘をした。

「政府は地方で民間人権団体を結成したり運営したりすることを許可していない。政府は、団体や個人が公の場で人権状況について意見を述べることを容認しなかった。また、政府は監視、報道および集会の自由に対する制限、個人的な通信の妨害、監禁など様々な方法で、人権政策に対する国内の批判を押さえ込んだ･･･。政府は国際NGO [非政府組織] および外国政府による人権や宗教の問題に関するほぼすべての公式声明について批判した」**[2a] (第 5 項)**

7.03 2009 年 5 月発表のアムネスティ・インターナショナルの *Report 2009*（2008 年中の事件・出来事を報告）には、以下の記述がある。

「表現、結社および集会の自由に対して厳しく制限することによって、反体制活動家に対する弾圧は続いた。政治活動家の中には逮捕、拘留され、国家治安法に基づいて有罪判決を受けて刑務所に入れられる活動家もいた。国家との土地争いについて平和的に抗議していたローマカトリック教徒に対する襲撃も含め、宗教グループは差別された。少数民族の山地民族（Montagnard）の 200 人を超える人々が迫害からの保護を求めて隣国のカンボジアに亡命した。国民会議は、死刑の適用範囲を制限する政府案を拒否した」**[3a]**

7.04 ヒューマン・ライト・ウォッチ（Human Rights Watch）は *World Report 2010*（2009 年中の事件・出来事を報告）の中で以下の通り記載した。

「ベトナムでは、共産党の権威を強化する取組みの中で、2009 年に異議を唱える反対派への弾圧が激化した。当局は「反政府プロパガンダの拡大」、「民主的自由の乱用」といった曖昧な言葉で記された国家治安法を用いて、平和的な民主主義活動家、中立的な宗教活動家、人権擁護者、インターネットを政府を批判する活動家を多数逮捕した。少なくとも 20 人の政治犯・宗教犯が 2009 年、裁判所によって有罪を宣告されたが、この中には 9 月に国連人権委員会・恣意的拘禁に関する作業部会（United Nations Working Group on Arbitrary Detention）によって恣意的に拘留されたと裁定された、翌 10 月に有罪判決を受けた 5 人もいた。基本的な権利の行使で刑務所に入れられたベトナムの人々は 400 人以上に上る。政府はインターネットの使用、ブログの書き込み、独立的な調査に対する規制を強化し、政府に批判的なコンテンツの普及や公開を禁止した。政府が市民権、宗教の自由、および土地争いの公平な解決を支持する宗教指導者（およびその支持者）を標的としたため、宗教の自由は損なわれ続けた･･･。UN [国連] 人権理事会の「2009 年ベトナムの人権状況に関する普遍的定期的審査」期間中に、ベトナムはインターネットに対する制限の解除、独立報道機関の認可、拷問・恣意的拘留・死刑の実施の撤回のための措置の実行、および人権を促進し、平和的な抗議行動を実施し、意見を表明する個人の権利の承認など、広範な加盟国からの 45 個の重要な提言を拒絶した」**[5a]**

7.05 2009 年 12 月 18 日に更新された同省のベトナムに関する国別プロフィールには、以下の記載もある。

「ベトナムにおける人権は近年、NGOおよび議会からかなりの注目を集めてきた問題である･･･。全体的に見れば、ベトナム人民の大多数は歴史的には以前よりも治安、繁栄および個人的自由を享受している。ベトナムはまた、この数 10 年間に経済的社会的権利の観点で大きな前進を見せた。しかしながら、近年の段階的改善にもかかわらず、市民的政治的権利に関するベトナムの状況は貧弱なままである。表現の自由、報道の自由、宗教の自由の制限、および死刑適用の存続は特に懸念材料である」**[8a]**

7.06 外務英連邦省（FCO）は、2010 年 3 月 17 日発表の *Annual Report on Human Rights 2009* において以下の通り記載した。

「最近まで、ベトナムにおける人権状況の動向は肯定的な軌跡を見せていた。ところが、2009 年に憂慮すべき展開が見られ、懸念領域は、とりわけ表現の自由、報道の自由および死刑の領域は重大な問題として残ったままである･･･。ベトナム政府と市民社会の関係は 2009 年、悪化した。政府は 7 月、政府決定 97 の発効とともに市民社会団体の活動に対してさらなる制限を課した。
これによって、組織・団体は当局に登録することを強制され、自主的に調査内容を公開することはできなくなった」**[8b] (164～166 ページ)**

目次に戻る
情報源一覧へ進む

治安部隊

8.01 2010 年 3 月 11 日発表の米国国務省の *2009 Country Reports on Human Rights Practices*（2009 年米国国務省報告書）（USSD Report 2009）には、「国内治安はMPS [治安省] の責任であるが、辺ぴな地域では、軍隊が主要な政府機関であり、社会不安がある場合の公共の秩序の維持を含め治安を守る役割を果たす」**[2a] (第 1d項)**

8.02 同報告書はさらに続く。

「MPSは警察、特別国家治安調査機関、およびその他の国内治安部隊を統制する。MPSはまた、住民を監視するための世帯登録および街区長制度を管理する。この制度は一般に強制的な要素が薄まってきたが、不許可の政治活動に関与している、または関与しそうな疑いのある者を監視するために引き続き使用されている。信頼できる報告書によると、地方警察は、治安にとって「望ましくない」もしくは「脅威となる」と見なした敬虔な信者を含む政治活動家などを困らせたり殴ったりするために、「契約やくざ」や「市民団」を使った」**[2a] (第 1d項)**

警察

8.03 2009 年米国国務省報告書は以下の通り指摘した。

「警察組織は省、郡、地方レベルに存在し、そのレベル別に人民委員会の権限の下に置かれる。警察は一般に政治的安定と公共の秩序を守るのに有効であるが、警察能力、特に捜査能力は一般に非常に低い。警察の訓練と資源は不十分である。警察の汚職はあらゆるレベルで重大な問題として残っており、警察官は時に罰せられずに済んだ。警察内部を監視する体制は存在したが、政治からの影響を受けていた。**[2a] (第 1d項)**

8.04 同報告書には「法は身体的虐待を禁じているが、警察が逮捕や拘留時に容疑者を身体的に虐待することは普通であった」という記載がある。**[2a] (第 1c項)** 2006 年 12 月 13 日発表のカナダ移民難民委員会（IRB）による報告書には、以下の記載がある。

「･･･交通警察はベトナムで 3 番目に汚職の多い組織であると見なされていた･･･。市民が交通警察の汚職を匿名で報告できるホットラインを政府が設けたと報じられた･･･。明確に警察について言及していないが、ADB [アジア開発銀行] の主任地域協力専門員が作成した報告書には、ベトナムは今後「法の尊重」を育む必要があり、「法の執行に責任のある者もまた、判決の執行において法に違反する場合が多い」という記載がある･･･。ベトナム政府の第 10 回全国代表大会に関する報道によると、汚職は「法執行機関を含む、あらゆる部署・部門」に影響を及ぼしている」**[6f]**

第 11 項の「逮捕および拘留 ― 法的権利」も参照。

第 16 項の「汚職」も参照。

訴えを起こす手段

8.05 2009 年米国国務省報告書は以下の通り指摘した。

「当局による虐待に対して救済を求める民事訴訟を起こすための明確または有効な仕組みがない。民事訴訟は行政裁判所、民事裁判所および刑事裁判所で審理され、その訴訟のすべては刑事訴訟の場合と同様の手続きに従い、同じく裁判官と裁判員からなる合議体の構成員によって判決が下される。これらの 3 つのレベルの裁判所はすべて汚職、独立性の欠落、および経験不足という同じ問題を抱えていた。法によって、公務員による人権侵害に対する訴えを進めようとする市民は、その訴えを行政裁判所に付託する許可を求めるため、まず人権侵害を犯した容疑で告発したその公務員に対し申立てをすることが求められる。申立てが拒否された場合、その市民はその申立てをその公務員の上司に付託する。その公務員または上司が、その訴えが審理されるのを認めることに同意した場合、その問題は行政裁判所に取り上げられる。行政裁判所が裁判の続行に同意した場合、その訴訟事件は、身体的な傷害を伴う疑惑のある虐待から発生した治療費の 20%未満の救済を求める裁判の場合は民事裁判所に、治療費が 20%以上の救済を求める裁判の場合は刑事裁判所に付託される。実際には、付託および許可というこの複雑な制度は、市民が民事・刑事司法手続きに頼って人権侵害の救済を求めても、あまり有効ではなかった上、その制度に精通した法律の専門家も少なかった。**[2a] (第 1e項)**

8.06 同報告書には、さらに以下の記載がある。

「反汚職法によって、市民は非効率な政府、行政手続き、汚職および経済政策について公に苦情を述べることができる。地位の高い政府指導者との定期的なインターネットチャットの中で、市民は反汚職の取組みについての鋭い質問を行っていた。ところが、当局によって規制されたものを除き、公然たる政治批判は犯罪であると、政府は継続的に考えていた。行動を容易にするために訴えを起こす人々を団結させようとする試みは、禁止された政治活動と見なされ、逮捕の対象となる。政府および党の上層部指導者は多くの省に出向いて、市民の訴えを解決しようとしていると報じられた。虐待を減らすために地方の役人に圧力を加える、という明確に練り上げられた公式な取組みの中で、土地利用に関連した汚職は報道機関によって大々的に報じられた」**[2a] (第 4 項)**

第 10 項の「司法」も参照。

第 16 項の「汚職」も参照。

目次に戻る
情報源一覧へ進む

兵役

9.01 以下の資料を参照する。

この出身国情報報告書には、2010 年 5 月 19 日時点で公表されている最新情報が含まれている。
最近の文書で関連の情報が得られない場合には、比較的古い資料が含まれている。

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

1999 年 12 月 21 日施行の刑法（第XXIII章（第 315～344 条）「陸軍兵士の義務と責任に対する違反罪」）
http://www.worldlii.org/vn/legis/pc66.txt **[17e]**

1994 年 6 月 22 日施行の「兵役義務法に関するいくつかの修正・補足条項」
http://www.unhcr.org/refworld/country,LEGAL,,LEGISLATION,VNM,,3ae6b5374,0.html **[17f]**

戦争抵抗者インターナショナル（WRI = War Resisters International）の 1998 年 3 月 19 日発表の *Refusing to Bear Arms: A worldwide survey of conscription and conscientious objection to military service*
http://www.wri-irg.org/co/rtba/vietnam.htm **[19]**

目次に戻る
情報源一覧へ進む

司法

組織

10.01 2010 年 3 月 11 日発表の米国国務省の *2009 Country Reports on Human Rights Practices*（2009 年米国国務省報告書）（USSD Report 2009）には、以下の記載がある。

「司法は最高人民裁判所（SPC）、州と郡の人民裁判所、軍事裁判所、行政、経済、労働の各裁判所、および法によって設置されたその他の裁判所からなる。各郡には家庭内、民事、刑事訴訟の大半を扱う第一審裁判所としての役割を果たす人民裁判所がある。また、各省には郡裁判所の訴訟に対する控訴裁判所としての役割を果たす人民裁判所がある。国民議会の監督下にあるSPCは、最高控訴・再審裁判所である。行政裁判所は、役人の虐待および汚職に対する市民による訴えについて裁定を下す。また、地方の紛争を解決するのに役立つ特別委員会がある･･･。熟練した弁護士や裁判官は不足していた。司法関係者の給与水準の低さが熟練した裁判官育成の取組みの足枷となっていた。正式な司法修習を受けた裁判官も少数いるが、そうした裁判官はたいていの場合、共産主義の法制度をとる国でしか海外の研修経験がなかった。政府は継続して、不十分な研修を受けただけの裁判官などの裁判所職員の問題に対処するための研修プログラムに参加した」**[2a] (第 1e項)**

10.02 2010 年 4 月 6 日時点でのアジア財団（Asia Foundation）のウェブサイトには、「長年の活動によってベトナムの立法者の技能は向上し、市民が立法過程に加わる機会は増えた。国民議会がインターネットを通じて法律文書案についての市民の意見を求めるため、2006 年以降、インターネット申込書が用意されている」という記載がある。**[9]**

司法の独立

10.03 2009 年米国国務省報告書には以下の記載がある。

「法は裁判官および裁判員の独立について規定するが、実際にはCPVが司法関係者の任命およびその他の仕組みに対して実質的に統制して、あらゆるレベルで裁判所を支配した。多くの場合、CPVが判決を決定した。全員ではないが、大半の裁判官はCPVの党員であり、裁判官に選ばれた理由の少なくとも 1 つは、その政治的な立場である。過去の場合と同様、司法制度は政治からの影響、汚職のまん延、および非効率によって大きく歪められていた。CPVからの影響は、注目されている事件、およびCPVもしくは国家に異議を申立てたり、害を及ぼしたりした罪で告発される事件などでは特に顕著であった」**[2a] (第 1e項)**

10.04 エコノミスト・インテリジェンス・ユニット（EIU）は 2008 年ベトナムに関する国別プロフィールの中で、「司法比較的弱体であり、共産党から独立していない。同国には約 3,000 人の弁護士しかおらず、裁判手続きは未発達である。未決の民事訴訟として残されている事件は増加しており、ベトナムは少なくともさらに 900 人の裁判官が必要である」と述べている。**[15] (5 ページ)** 2009 年 7 月 16 日発表のEIUの報告書*Freedom in the World 2009* の中で、フリーダム・ハウスは、「ベトナムの司法はすべてのレベルの裁判所を支配するCPVに従属している」と指摘した。**[29]**

公正な裁判

10.05 2009 年米国国務省報告書には以下の記載がある。

「憲法は、市民は有罪と証明されるまで無罪であると規定するが、多くの弁護士は、裁判官が通常、有罪と推定することに不満を持っていた。裁判は通常、国民に開放されているが、公にしにくい事件の場合、裁判官は密室裁判とするか、傍聴者を厳しく制限した。陪審員は利用されない。被告は出廷して、必ずしも希望の弁護士でないとしても弁護士を付ける権利があり、この権利は通常、実際にも守られている。経済的に弁護士を依頼する余裕のない被告は一般に、少年犯罪者が関わる事件、および終身刑もしくは死刑の可能性がある事件の場合にのみ 1 人の弁護士が付けられる。被告もしくは被告側弁護士は証人を反対尋問する権利はあるが、被告と被告側弁護士のいずれも政府側の証拠を裁判前に入手することも、証人を反対尋問することも、陳述に異議を申し立てることも許されていなかった。通常、被告側弁護士には、裁判前に依頼人に不利になる証拠を調べるための時間がほとんどない。有罪判決を受けた者は控訴する権利がある。郡裁判所および州裁判所は扱った訴訟手続きを公開しなかった。SPCは常に再審理したすべての訴訟手続きを公開した。信憑性の高い報告書は、当局は被告側弁護士に対し、裁判を受ける宗教活動家や民主活動家を依頼人として受けないように圧力をかけ、そのような訴訟の弁護を引き受けた何人かの弁護士は嫌がらせを受け、逮捕されたと、継続的に伝えている･･･」**[2a] (第 1e項)**

10.06 同報告書は次のように続く。「検察官は被告を告訴し、裁判中は判事の役割をはたす。刑事訴訟法の初期の改正は法廷手続きを、判事と被告側弁護士がそれぞれ原告と被告を擁護するという方法の「対審」構造へ移行させることを意図していた。実施面は省ごとに異なっていた。**[2a] (第 1e項)**

第 8 項の「訴えを起こす手段」も参照。

16 この出身国情報報告書には、2010 年 5 月 19 日時点で公表されている最新情報が含まれている。
最近の文書で関連の情報が得られない場合には、比較的古い資料が含まれている。

目次に戻る
情報源一覧へ進む

逮捕および拘留 ー 法的権利

11.01 2010 年 3 月 11 日発表の米国国務省の *2009 Country Reports on Human Rights Practices*（2009 年米国国務省報告書）（USSD Report 2009）は、以下の指摘をした。

「刑事法 [刑法] は、政府が第 84、88、258 条などの曖昧な「国家治安」の規定に基づいて、告訴することなく無期限に個人を拘留することを認めている。政府は一方、その他の法規定に基づいて個人を逮捕し、無期限に拘留することもあった。当局は全国の数名の反体制活動家を行政拘禁または自宅監禁の状態に置いた･･･。特に政治活動家に対する恣意的な拘束は問題として残ったままである。政府は命令、政令、およびその他の方策を用いて、反政府的な意見を平和的に表明する活動家を拘留した。当局は 2009 年に、「反国家プロパガンダの流布」を禁じる第 88 条違反の容疑で数名の個人を逮捕した。第 88 条違反で告発された者は通常、最高 5 年の実刑判決を受けた。控訴した後に減刑された実刑判決を受ける活動家もいれば、控訴中に原判決を再び確定された活動家もいた。中央および北西の山岳地帯の政府役人は 2009 年に、海外の少数民族コミュニティーと通信した容疑で少数民族の個人を一時的に拘留したという報告が絶えずなされた。2008 年の場合と同様、ホーチミン市とハノイ市での平和的な土地使用権を巡る抗議運動を、政府はあまり暴力を行使することなく解散させたとはいえ、その運動では数名の主催者が一時的に拘禁され、監視されるという事態に至った。宗教活動家および政治活動家はまた、程度に差こそあれ、非公式の自宅監禁の対象となった。ホーチミン市では、著名な活動家のNguyen Dan QueとDo Nam Haiが自宅監禁の状態に置かれたままである」**[2a] (第 1d項)**

11.02 ヒューマン・ライト・ウォッチは*World Report 2010*（2009 年中の事件・出来事を報告）の中で、次の通り記載した。「ベトナムの法は裁判をせずに恣意的な「行政拘禁」することを許可している。政令 44 に従って、国家治安への脅威と見なされる反体制活動家等は、非自発的に精神病院に入院させられるか、国営の「更生」施設に拘禁される恐れがある」**[5a]** アムネスティ・インターナショナルは 2008 年 11 月 3 日付の報告書の中で、次の次の通り記載した。「2007 年 3 月に廃止された命令CP-31 は、反体制活動家を裁判にかけることなく自宅監禁に置くために頻繁に使用された。ただし、その他の行政拘禁規定は依然として有効である。刑法の国家治安に基づいて実刑判決を言い渡された反体制活動家は、刑法第 38 条（保護観察）に基づいて最高 5 年間の自宅監禁を科されることによって、釈放の場合でもさらなる制限が加えられるのが通常である」**[3b]**

11.03 逮捕状に関しては、在ハノイ英国大使館は 2004 年 3 月に次の通り述べた。「容疑者またはその家族にいかなる文書も残されない。逮捕状は、それを調べることはできても、その写しを保持または保有することができない容疑者の前で読み上げられる」**[8c]** カナダ移民難民委員会（IRB）による 2007 年 2 月 22 日付の報告書には、以下の記載がある。

「国際公務員法研究グループである人権擁護活動家インターナショナル（Human Rights Advocates International）の副ディレクターでもある、東南アジアに精通した国際人権弁護士は通信文の中で、検察官がベトナムでは逮捕状を承認しなければならないと述べ･･･さらに、こうした逮捕状は警察、裁判官または検察官によって発付されると付け加えた。ところが、ヒューマン・ライト・ウォッチ（HRW）は、容疑者は逮捕状がなくても「日常的に」逮捕、拘留されると報告している（2006 年 7 月 12 日）」**[6h]**

11.04 この資料には次の指摘もある。

「研究局（Research Directorateが実施した）が調べた情報源では、手配者が国外にいる時、情報は逮捕状が発行される過程に限定されていた。テレビインタビューの中で、アムネスティ・インターナショナル米国支部のアジア太平洋担当アドボカシーディレクターは、ベトナムは逮捕目的で越境しないという見解を述べた･･･。ところが、Time Asiaによると、米国在住のベトナム国民であるNguyen Huu Chanhは 2006 年 4 月、韓国に商用で滞在中にベトナム政府に代わって韓国当局によって逮捕された（2006 年 4 月 17 日）。Chanhの支持者は同人を「著名な民主化運動活動家」と説明するが、･･･ベトナム政府は同人をテロリストと見なし、武器売買およびテロ行為の容疑で逮捕状を発行した（2006 年 5 月 19 日、ベトナム）。加えて、ベトナム政府は、インターポール（国際刑事警察機構）もまた、Chanhの「国際逮捕状」を送信したと述べている。Chanhの身柄をベトナムに引き渡すには十分な証拠がなかったため、ソウル高等法院は [2006 年] 7 月、韓国の刑務所から釈放した」**[6h]**

第 14 項の「反体制グループおよび政治活動家」も参照。

11.05 2009 年米国国務省報告書は以下の通り指摘した。

「刑事法は、個人が判決のため裁判所やその他の裁決機関に引き出されるまで拘留され、取り扱われる過程の概要を示す。最高人民検察院（Supreme People's Procuracy）は一般に警察の要請で逮捕状を発行する。ただし、警察は任意の者による訴えに基づいて、令状なしに逮捕することができる。最高人民検察院はそのような場合には、事後に令状を発行する。最高人民検察院は、9 日以内に拘留者への正式な犯罪捜査を開始するかどうかの判断を下さなければならない。実際には、その 9 日規制が回避される場合が多かった。捜査期間は通常、あまり重大でない犯罪（最大懲役 3 年の判決が科せられる可能性のある事件の場合）は 3 カ月間、極めて重大な犯罪（懲役 15 年以上の判決が科せられる可能性のある事件の場合）は 16 カ月間、国家治安の事件は 2 年以上続いた。ただし、捜査は時に無期限に延長される場合もあった。また、拘留者を起訴するか、警察にさらに捜査を進めるよう求めるかを検討するために、最高人民検察院が捜査後さらに 2 カ月間拘留を求めることを、刑事法は認めている。捜査官は時に、拘留者に対し身体的な隔離、極めて長時間に及ぶ取調べ、および睡眠剥奪を行って自白を強要した。法によって、拘留者は拘留時から弁護士に接見することを認められているが、当局は役所的な遅延を口実にして、弁護士に接見できないようにした。大まかな国家治安法に基づいて捜査された事件では、捜査が終了し、容疑者が正式に犯罪で起訴されるまで、当局は被告側弁護士が依頼人に接見するのを遅らせる場合が

この出身国情報報告書には、2010 年 5 月 19 日時点で公表されている最新情報が含まれている。
最近の文書で関連の情報が得られない場合には、比較的古い資料が含まれている。

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

多かった。規制に基づいて、2 年以上、捜査を続け、弁護士への接見を拒否することができる。加えて、熟練した弁護士の不足、および被告の権利に対する不十分な保護によって、弁護士が速やかに拘留者に接見できることはあまりなかった。実際、未成年者、および正式に死刑に相当する罪で起訴された者のみ、弁護士を付けることができた。弁護士は依頼人への取調べに関する情報を知らされ、その取調べに立ち会うことが許されていなければならない。ところが、被告はまず、弁護士の立ち会いを請求しなければならず、しかも当局が随時、被告にこの権利について伝えているかどうかは明確ではなかった。弁護士はまた、事件簿を閲覧でき、文書を写し取ることが許されていなければならない。弁護士は時に、こうした権利を行使することができたのみであった」**[2a] (第 1d項)**

11.06 同報告書はさらに続く。

「警察は一般に拘留者の所在について家族に知らせたが、捜査官の許可がある場合にのみ、家族の一員が拘留者を訪問することができ、この許可は定期的に与えられるというものではなかった。捜査期間中は、当局は、特に国家治安に関わる事件の場合、拘留者を家族の一員と面会させることはあまりなかった。正式な起訴前に、それについて拘留者は家族の一員に知らせる権利を有する。しかしながら、国家治安侵害の容疑をかけられた一部の拘留者は隔離された。年末になっても、一年以上にわたって逮捕されたまま、家族の一員や弁護士に会えなかったり、犯罪の容疑で起訴されなかったりした者もいた。保釈制度、または同等の条件付き釈放制度は機能していない。審理前に拘留されていた期間は、有罪判決を受けて刑期に参入される。裁判所は、刑期満了後最高 5 年の行政拘禁の判決を言い渡すことができる。加えて、警察または大衆団体は、5 つの「行政処分」の 1 つが裁判なしに郡および州レベルの人民委員会の議長によって課されるよう提案することができる。それらの行政処分には、少年院か成人拘置所のいずれかへの 6～24 カ月の入所処分が含まれ、通常は窃盗や「他人に対する侮辱」などの軽犯罪歴を持つ犯罪者に適用された。議長はまた、一般に移動や旅行に対するある種の制限である「行政保護観察」期間を課すこともできる。当局は、刑事法で曖昧な言葉で記された国家治安規定を用いて、常に一部の個人を罰した。**[2a] (第 1d項)**

11.07 フリーダム・ハウスは 2009 年 7 月 16 日発表の報告書*Freedom in the World 2009* の中で、次の指摘をした。「被告は弁護士を依頼する憲法上の権利を有するが、弁護士は少なく、しかもその多くは国家による嫌がらせや報復を恐れて人権やその他の慎重を要する訴訟事件を扱うことを嫌がる。被告側弁護士は証人の招致や証人への尋問を行うことができず、依頼人のために情状酌量を求めることがまれに許されるのみである」 **[29]**

第 8 項の「警察」も参照。

目次に戻る
情報源一覧へ進む

刑務所の状態

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

12.01 フリーダム・ハウスは 2009 年 7 月 16 日発表の報告書*Freedom in the World 2009* の中で、次の指摘をした。「警察は容疑者や受刑者を虐待することで知られ、刑務所は劣悪な状態である」**[29]** 2010 年 3 月 11 日発表の米国国務省の *2009 Country Reports on Human Rights Practices*（2009 年米国国務省報告書）（USSD Report 2009）には、以下の記載がある。

「刑務所の状態は厳しいが、一般的には受刑者の生命を脅かすことはなかった。過密、不十分な食事、不清潔な飲料水、および劣悪な衛生状態は深刻な問題のままであった。受刑者は一般に労働をするよう求められたが、賃金は与えられなかった。外国の複数の外交官は、[2009 年] 5 月にハナム（Ha Nam）省のナムハ（Nam Ha）刑務所を視察し、居住区域は質素だが、清潔であり、労働条件も全般的に許容範囲にあると観察した。受刑者は時に、読み物や筆記具が与えられない独房に最高数カ月間、監禁された。家族は、刑務官に賄賂を支払うことによって受刑者は恩恵を受けているという信憑性の高い主張を行った。受刑者は基本的な医療を利用でき、郡や省の病院でさらに治療を受けることもできた。ただし、多くの場合、刑務官等は家族が医薬品を受刑者に差し入れるのを許可しなかった。タインホア（Thanh Hoa）省の刑務所に収監されている眼疾患のある活動家の家族、およびハナム省の刑務所に収監されている卒中を起こした別の活動家の家族はともに、治療が不十分であったため、受刑者は長期に及ぶ重大な健康障害を引き起こしたと主張した」**[2a] (第 1c項)**

12.02 同じ報告書には、「当局は、外国の複数の外交官および 1 組の代表団が制限付きの刑務所を視察し、様々な刑務所にいる受刑者と会うことを認めた」という記載がある。**[2a] (第 1c項)**

12.03 ヒューマン・ライト・ウォッチは*World Report 2010*（2009 年中の事件・出来事を報告）の中で、次の指摘をした。「ベトナムで基本的な権利を行使した容疑で投獄された人々は 400 人を上回っている･･･。刑務所は過酷で、生命さえ脅かす状態にある。審理前に拘留されている期間（1 年以上続くことがある）に、受刑者はしばしば、ベッドも蚊帳もない、暗くて狭苦しい、不衛生な独房に入れられている。既決囚は、時に危険な条件で重労働を行わなければならない」**[5a]**

第 14 項の「政治的所属」も参照。

12.04 2009 年米国国務省報告書には、「旧正月（テト休日）に先だって、また国慶節を祝して、中央政府は約 2 万人の受刑者に恩赦を与え、その圧倒的多数は通常の犯罪で有罪判決を受けた受刑者であった」という記載がある。**[2a] (第 1d項)** 2009 年 1 月、旧正月の恩赦では、ベトナムで過去最大級の 1 万 5,000 人以上の受刑者が刑期満了前に釈放された。（2010 年 1 月 20 日付のBBC Newsより）**[14b]**

目次に戻る
情報源一覧へ進む

死刑

この出身国情報報告書には、2010 年 5 月 19 日時点で公表されている最新情報が含まれている。
最近の文書で関連の情報が得られない場合には、比較的古い資料が含まれている。

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

13.01 2008 年 11 月 3 日発表の報告書の中で、アムネスティ・インターナショナルは以下の通り記載した。

「ベトナムの刑法では、29 の犯罪行為に対し選択刑として死刑が科される。これらの違反行為とは、詐欺、横領、密輸、偽造、贈賄などの経済犯罪、麻薬の製造、隠匿および売買、殺人、強姦および強盗、反逆、スパイ行為、政府転覆行為、反乱、山賊行為、テロ行為、破壊工作、ハイジャック、国家治安プロジェクトの破壊、平和の破壊、戦争犯罪および人道に対する犯罪を含む国家治安に対する犯罪である。死刑判決の大半は麻薬売買の罪で科される･･･。2004 年 7 月の刑事訴訟法に従って、死刑判決が市または省の裁判所で科された場合、被告はその判決に対して控訴するのに 14 日間が許されている･･･。死刑執行は 5 人からなる銃殺隊によって、時に公衆の前で行われた。受刑者の家族は事前に知らされることはない･･･。2004 年 1 月の政府命令では、死刑およびその執行に関する統計を記録することを「国家機密」として禁じた・・・。アムネスティ・インターナショナルはメディアをモニターした結果、2004 年 1 月から 2008 年 9 月までに 300 人が死刑宣告され、102 人が処刑されたことを文書として記録した。その正確な数字ははるかに大きいと信じられている」**[3b]**

13.02 フリーダム・ハウスは 2009 年 7 月 16 日発表の報告書*Freedom in the World 2009* の中で、次の指摘をした。「死刑は主に暴力犯罪に対して適用されるが、経済や麻薬に関連した犯罪を伴う事件にも言い渡されるようになった」**[29]** 2009 年 5 月発表のアムネスティ・インターナショナルの*Report 2009*（2008 年中の事件・出来事を報告）には、以下の記載がある。

「司法省は 11 月、死刑相当の犯罪の数を 29 から 12 に減らすため刑法の修正を提案した。ただし、国民議会は、犯罪がまん延する深刻な状況と闘うのに死刑は必要であるとしてその提案を却下した。報道機関の情報によると、少なくとも 19 の犯罪で死刑が執行され、59 人が死刑を宣告された。実際の数字ははるかに大きいと信じられていた･･･。ベトナムは 12 月、死刑執行を世界中で一時停止するよう呼び掛ける国連総会決議に棄権した」**[3a]**

13.03 外務英連邦省（FCO）は、2009 年 12 月 18 日に更新された同省のベトナムに関する国別プロフィール（Country Profile on Vietnam）の中で以下の通り述べている。

「ベトナムは、1 人当たりの死刑執行率が世界で最も高い国の 1 つであると考えられている。死刑に関する統計は公式には秘密であるが、死刑執行者数は最近まで、年間 80～100 前後であると考えられていた。国の支配下にある報道機関によって報告された死刑執行者数の最近の減少が実際の減少を反映したものか、単に極めて過少に報告しただけであるのかははっきりしない。死刑執行の大半は麻薬犯罪に関するものであるが、経済犯罪（汚職など）も死刑につながることが考えられる。ベトナムの法制度では、多くの事件において公正な裁判は行われないという懸念がある。前向きな動きでは、死刑に適用される犯罪は 2009 年 6 月に 29 から 21 に減らされたが、死刑が直ちに廃止される見込みは全くない」**[8a]**

目次に戻る
情報源一覧へ進む

政治的所属

政治的表現の自由

14.01 2010 年 3 月 11 日発表の米国国務省の *2009 Country Reports on Human Rights Practices*（2009 年米国国務省報告書）（USSD Report 2009）には、以下の記述がある。

「憲法には、政府を平和的に交代する市民の権利についての規定がないため、市民はその市民を統治する法律および役人を自由に選んだり交代させたりすることができなかった･･･。政治的反対運動および他の政党は非合法である。CPV [ベトナム共産党] 政治局は、表向きにはCPV中央委員会に報告を行うことになっているが、国の最高意思決定機関として機能した。政府は公開での討論や批判を厳しく制限し続けた。一党独裁国家の正当性に対する公然たる異議は許されないが、元幹部党員の一部を含む民間人から、許可されていない政府批判の書簡の例があった･･･。政府は継続して 2006 年に結成された複数の小規模な政治集団を弾圧し、それらの政治集団の党員は逮捕され、恣意的に拘留された」**[2a] (第 3 項)**

14.02 同じ報告書は、次のように指摘する。「政治受刑者数の正確な推計はなかった。数百人台に上る政治拘留者がいると主張する国際監視団もあるが、政府は年度末時点で少なくとも政治拘留者を 60 人拘束していた。政府は政治受刑者ではなく、法律違反者のみを拘束していると主張した」**[2a] (第 1e項)**

第 12 項の「刑務所の状態」も参照。

14.03 フリーダム・ハウスは、2009 年 7 月 16 日発表の報告書*Freedom in the World 2009* の中で次のように指摘する。「ベトナムは選挙民主主義国ではない･･･。CPV [ベトナム共産党] は唯一の合法的政党であり、反対政党は認められていない」**[29]** エコノミスト・インテリジェンス・ユニット（EIU）の 2008 年民主主義成熟度ランキングでベトナムは 167 カ国中 149 位となり、「独裁政権」と見なされている 55 カ国のうちの 1 つであった」（EIU 2008 Country Profile: Vietnamより）**[15] (p3)**

第 6 項の「政治体制」も参照。

集会および結社の自由

14.04 2009 年米国国務省報告書には以下の記載がある。

「集会の自由は法によって制限されており、政府はあらゆる形の抗議行動もしくは集会を制限および監視した。グループで集まりたいと考える人々は、許可状の申請を行うよう法と規制によって求められるが、地方当局は恣意的にその許可状を発行または拒否することができる。実際には、微妙な問題について議論する公になった集会の主催者にのみ許可状が必要であると思われ、非公式のグループは通常通り、政府の介入を受けずに集まっていた。政府は

この出身国情報報告書には、2010 年 5 月 19 日時点で公表されている最新情報が含まれている。
最近の文書で関連の情報が得られない場合には、比較的古い資料が含まれている。

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

通常、政治的目的であると見られるデモを許可しなかった。政府はまた、複数の未登録の宗教グループに対し礼拝で集まる権利を制限した。**[2a] (第 2b項)**

14.05 この報告書には次の指摘もある。

「政府は結社の自由を厳しく制限した。反対政党は許可されることも容認されることもなかった。政府は、通常VFF [ベトナム祖国戦線] の後援を受けて設立された、共産党支配下にある大衆団体内部で人々は活動していると主張して、民間の独立団体を法的に設立することを禁止した。ただし、政府の介入をほとんどもしくは全く受けることなく、政府の未登録の宗教グループを含め、前記の枠組みの外で活動することができる団体も見られた」**[2a (第 2b項)**

14.06 ヒューマン・ライト・ウォッチは *World Report 2010*（2009 年中の事件・出来事を報告）の中で以下の通り記載した。

「政府役人はしばしば、農民が土地の没収や地方の汚職に関して訴えを起こすためにハノイやホーチミン市に集まっているのを容認する一方、政治的抗議行動は通常、禁止されている。抗議行動（特に地方での抗議行動）に対する警察の弾圧は、国民の目の届かないところで行われる。例えば、警察は 5 月にメコン川流域で、土地の没収に対して抗議行動を行っている少数民族クメール族の農民たちによるデモを鎮圧し、抗議行動を組織した罪でフィン・バー（Huynh Ba）を逮捕した。逮捕以降、同氏はソックチャン（Soc Trang）刑務所に隔離されている」**[5a]**

反体制グループおよび政治活動家

14.07 政府によって非合法とされ、認められないが、民主主義を支持しているグループとして、2010 年 3 月 18 日に更新されたCIAワールドファクトブック（CIA World Factbook）は 8406 ブロック（8406 Bloc）、ベトナム民主党（DPV）、ベトナム人民民主党（PDP-VN）、民主主義のための同盟（Alliance for Democracy）の名前を挙げた。公式に認められた反対政党やグループはベトナムには存在しない。**[4]**

14.08 ヒューマン・ライト・ウォッチは *World Report 2010*（2009 年中の事件・出来事を報告）の中で以下の通り記載した。

「共産党の脅威となるものを取り除き、重要な 2009 年 6 月の党大会に先立って社会不安を抑える取組みの中で、政府は 5 月、一連の逮捕に踏み切り、禁止政党のベトナム民主党（DPV）と関わりのあるとされる 27 人の人々を拘留した。著名な弁護士レ・コン・デイン（Le Cong Dinh）を始め、少なくとも 5 人が国家治安罪で起訴された･･･。それに続いて、その他に反体制活動家、ブロガー、および政治活動家が少なくとも 8 人逮捕された」**[5a]**

14.09 2009 年 5 月発表のアムネスティ・インターナショナルの *Report 2009*（2008 年中の事件・出来事を報告）には、以下の記述がある。

「少なくとも 11 人の平和的な活動家が実刑判決を受け、弾圧が 2006 年 11 月に始まって以降、投獄された反体制活動家は 30 人に達した。その大半は、

インターネットを利用した民主化運動のブロック 8406 や、民主主義および人権保護を呼び掛けるその他の不許可のグループの支持者であった。その大多数は 1999 年刑法の国家治安条項（長期刑を科し、しかも釈放後、最高 5 年の自宅監禁の刑罰を伴う）に基づいて起訴された。審理前で拘留されている反体制活動家もいるが、その数ははっきりしていなかった」**[3a]**

14.10 2006 年 9 月 14 日付の *Asia Times* は以下の通り報じている。

「あの日 [2006 年 4 月 8 日]、民主化を求める数百のベトナム人が名前を公表して、「ベトナムの自由と民主主義の宣言」（Manifesto on Freedom and Democracy for Vietnam）に署名するという勇気ある第一歩を踏み出した。それは奇しくもハノイでの共産党の第 10 回全国大会と同じ時であった。それ以降、そのグループは、参加型民主主義へと政治的移行を最初に国民に呼び掛けた日付にちなんで付けられたブロック 8406 として一般に知られている総勢数千からなる民主化運動へと成長した。8 月 22 日 [2006 年]、ブロック 8406 は、市民的自由の復興、政党の結成、新憲法の起草、最終的には新しい国名、国旗および国歌を選ぶ責任を担う新しい代議制の国民議会のための民主選挙を求めて、ベトナムの民主化のための 4 フェーズからなる提案を公に宣言した･･･。大勢のブロック 8406 のメンバーがここ数週間で嫌がらせ、取調べを受け、ホーチミン市のメンバーであるVu Hoang Haiの場合は、残酷な拷問を受けた。他にも知名度の高いメンバーは電話線を切られたり携帯電話を没収されたりした。8 月 12 日 [2006 年]、治安警察官は、「自由と民主主義」というぴったりのタイトルの新たなオンライン政治マガジンの創刊を計画していたハノイの 5 人のブロック 8406 のメンバーを一斉検挙し、取調べを行った」**[16]**

14.11 ヒューマン・ライト・ウォッチは、2007 年 4 月 6 日付の報告書で以下の通り記載した。

「ブロック 8406 の 1 周年記念の前日、ベトナムにおける政治的自由を呼び掛ける同グループのメンバーが相変わらず嫌がらせと虐待を受ける･･･。グループの名称ブロック 8406 は「自由と民主主義の宣言」を発表した 2006 年 4 月 8 日に由来する。その 2 日前には、同グループはまた「政治結社の自由の訴え」（Appeal for Freedom of Political Association）を発表していた。これらの文書が元々100 人あまりの人々によって署名されたのは、政治において自由に表現、結社および参加する個人の自由を守るよう、ベトナム政府に要求するためであった。2006 年 8 月までには、さらに 2 千人がこれらの声明に署名した。ブロック 8406 の創設者は、宗教の自由の熱烈な支持者であるグエン・ヴァン・リー（Nguyen Van Ly）神父、作家のDo Nam Hai、および教授のNguyen Chinh Ketである。ヒューマン・ライト・ウォッチのアジア担当副ディレクターのソフィー・リチャードソン（Sophie Richardson）は「ブロック 8406 の数人の主要なオーガナイザーおよびその家族は嫌がらせを受け、投獄されており、ベトナム政府は相変わらず批判者を黙らせようとしている。最も積極的に発言する目立った活動家を標的にすることによって、その他の人々に対し、声高に反対するな、さもなければ、同じ運命を辿るぞ、という脅しにそれを使った。この 1 年間に、ブロック 8406 の 5 人のメンバーが実刑または執行猶予の判決を宣告されている」**[5d]**

14.12 2009 年米国国務省報告書は以下の通り指摘した。

「複数政党制国家の構築を求める政治活動家グループであるブロック 8406 のメンバーは継続的に嫌がらせを受け、投獄された。少なくとも 25 人のメンバーが年末 [2009 年] 時点で拘留されていた。DPV、ベトナム人民民主党、関連のグループであるUWFO [統一労働者農民団体] を含むその他の複数の活動家グループのメンバーの多くが年末時点で投獄されたままであった。7 月、Tran Anh KimおよびNguyen Tien Trungを含む複数のDPV指導者が政治活動の罪で逮捕された」**[2a] (第 2b項)**

14.13 同じ報告書には以下の記載がある。

「10 月 6～9 日 [2009 年] の 4 件の別々の裁判で、ブロック 8406 に所属し、2008 年 8～9 月に拘留されていた 9 人の反体制活動家は第 88 条に違反した罪で、2～6 年の実刑判決を言い渡された。その 9 人うち 7 人はハノイ、ハイフォン（Haiphong）、およびハイズオン（Hai Duong ）において、共産党を批判し、複数政党制民主主義を支持する横断幕を掲げていた。その他の 2 人は、政府およびCPVを中傷したと告訴側が主張するブログを発表した罪で有罪判決を下された･･･。2006～2007 年に逮捕されたほぼ 30 人のうちの数名は、正式に起訴されることなく取調べおよび行政拘禁の状態に置かれたままであった。ブロック 8406、人民民主党、人民行動党（People's Action Party）、自由ベトナム団体（Free Vietnam Organization）、DPV [ベトナム民主党]、統一労働者農民団体（UWFO）などを含む非合法の政治団体に所属する複数の反体制政治活動家は、各地で投獄されるか、自宅監禁に置かれていた」**[2a] (第 1e項)**

14.14 同報告書はまた、以下の指摘をした。

「政治活動家および受刑者の家族は通常、物理的に外国の外交官等に会うことを阻止されていた。妨害方法として、それらの人々の住居の外に障害物や警護を置いたり、それらの人々を地元の警察署に呼び、でたらめな質問を繰り返し行ったりした。1 人の政治活動家の報告によると、政府を声高に非難しないよう恫喝するために、その活動家の家は動物の排泄物や潤滑油で汚された･･･。保護観察で恩赦を受けた、または自宅監禁にある複数の反体制政治活動家は、正式には移動に対する制限の対象であったが、警察は監視の下にそれらの活動家が家を離れることを許した。それらの人たちの保護観察はその年に終了したが、当局は反体制活動家のグエン・カック・トアン（Nguyen Khac Toan ）とトラン・カイ・タン・トゥイ（Tran Khai Thanh Thuy）がパスポートの発給を受け、海外に旅行することを禁じた。弁護士のLe Quoc QuanおよびジャーナリストのNguyen Vu Binhは国内を旅行することは許されていたが、海外旅行をする権利は引き続き制限された。7 月、当局は、ダラット民主作家連盟（Democracy Writers of Dalat）の会員の 1 人が国家治安規定に従って国を離れることを阻止した」**[2a] (第 2aおよび 2d項)**

第 11 項「逮捕および拘留 ー 法的権利」も参照。

第 12 項の「刑務所の状態」も参照。

第 15 項の「言論および報道の自由」も参照。

第 25 項の「出国および帰国」も参照。

目次に戻る
情報源一覧へ進む

言論および報道の自由

15.01 以下の資料を参照する。

米国国務省の 2010 年 3 月 11 日発表の *2009 Country Reports on Human Rights Practices*（2009 年米国国務省報告書）（USSD Report 2009）（第 2a 項「言論および報道の自由」）
http://www.state.gov/g/drl/rls/hrrpt/2009/eap/136015.htm **[2a]**

アムネスティ・インターナショナルによる 2008 年 11 月 3 日発表、2009 年 5 月提出の *Socialist Republic of Viet Nam: Submission to the UN Universal Periodic Review: Fifth session of the UPR Working Group of the Human Rights Council*
http://www.amnesty.org/en/library/asset/ASA41/007/2008/en/fd699efd-ab4a-11dd-a4cd-bfa0fdea9647/asa410072008en.html **[3b]**

ヒューマン・ライト・ウォッチの 2010 年 1 月 20 日発表の*World Report 2010*（2009 年の事件・出来事）
http://www.hrw.org/en/node/87404 **[5a]**

ヒューマン・ライト・ウォッチの 2009 年 1 月 8 日発表の*Vietnam: Stop Muzzling the Messengers: Journalists and Bloggers Jailed, Fired, and Harassed*
http://www.hrw.org/en/news/2009/01/08/vietnam-stop-muzzling-messengers **[5e]**

国境なき記者団の*World Report 2009*
http://www.unhcr.org/refworld/country,COI,,,VNM,,49fea98f28,0.html **[7a]**

国境なき記者団の *Annual Worldwide Press Freedom Index 2009*
http://www.rsf.org/en-classement1001-2009.html **[7b]**

2010 年 1 月 21 日付 BBC News の *Country Profile: Vietnam*
http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/asia-pacific/country_profiles/1243338.stm **[14a]**

ジャーナリスト保護委員会（Committee to Protect Journalists）の *Attacks on the Press 2009*: *Vietnam*
http://cpj.org/2010/02/attacks-on-the-press-2009-vietnam.php **[22]**

フリーダム・ハウスの 2009 年 7 月 16 日発表の *Freedom in the World 2009*
http://www.freedomhouse.org/template.cfm?page=22&year=2009&country=7734 **[29]**

第 14 項の「反体制グループおよび政治活動家」も参照。

目次に戻る
情報源一覧へ進む

汚職

16.01 以下の資料を参照する。

米国国務省の 2010 年 3 月 11 日発表の *2009 Country Reports on Human Rights Practices*（2009 年米国国務省報告書）（USSD Report 2009）（第 4 項「役人の汚職および政府の透明性」）
http://www.state.gov/g/drl/rls/hrrpt/2009/eap/136015.htm **[2a]**

2009 年 12 月 18 日に更新された、外務英連邦省（FCO）のベトナムに関する国別プロフィール（Country Profiles: Vietnam）
http://www.fco.gov.uk/en/about-the-fco/country-profiles/asia-oceania/vietnam **[8a]**

トランスペアレンシー・インターナショナル（TI = Transparency International）の *Corruption Perceptions Index 2009*
http://www.transparency.org/policy_research/surveys_indices/cpi/2009/cpi_2009_table **[26]**

フリーダム・ハウスの 2009 年 7 月 16 日発表の *Freedom in the World 2009*
http://www.freedomhouse.org/template.cfm?page=22&year=2009&country=7734 **[29]**

第 8 項の「警察および訴えを起こす手段」も参照。

目次に戻る
情報源一覧へ進む

宗教の自由

17.01 米国世界宗教自由委員会（USCIRF = US Commission on International Religious Freedom）は、2010 年 5 月付の*Annual Report 2010* の中で、ベトナムを 13 カ国からなる「特に懸念すべき国」（CPC）一覧に含めた。同報告書は、「ベトナム政府は継続的に宗教の自由に対して大幅な制限を課し、その自由に対して甚だしい侵害を行っている」**[34] (p12)**米国国務省（USSD）は、2009 年 10 月 26 日に発表した*International Religious Freedom Report 2009*（IRFR 2009）の中で以下の通り指摘した。

「憲法は信仰の自由について規定しているが、多くの宗教グループの組織活動に対する政府の制限は残されたままである。宗教の自由と実践に対する尊重については、重大な問題は残されたままであるものの、報告期間にいくつかの点で改善が見られた。政府はさらに、宗教と信仰に関する 2004 年政令、および 2005 年に発布された宗教政策に関する補足命令（総称して政府の「宗教に関する法的枠組み」）を実施するための措置を講じた。政府はまた、新たな養成施設の建設を促し、それによって数千もの僧侶、導師、尼僧および牧師の養成を進めた。新たな宗教的集会が 64 省の多くで登録され、いくつかの新しい宗教グループは国家レベルで承認かつ登録された上、政府は通常、

市民が自由に宗教の教えを実践することを許した･･･。報告期間に進展が見られたにもかかわらず、特に省レベルと農村レベルで宗教に関する法的枠組みの実施について重大な問題が残された。これらの問題には、北部、および北西・中央山岳地帯におけるプロテスタント集会の登録の遅れ、場合によっては無登録、一貫性のない集会の登録手続きの申請方法、および厄介な法的要件と布教に対する制限が含まれていた･･･。宗教に関する法的枠組みの実施において積極的な省当局もあれば、一貫した法的枠組みの実施を優先事項と見なしていないように思われる省当局もあり、さらに特に北東山岳地帯では、法定枠組みの実施を拒否する省当局もあった･･･。政府は正式に承認された宗教を監督する主要な役割を維持した。政府の支配に対する脅威、または共産党の権威に対する脅威と政府が見なした活動に宗教グループが関わっていた時は、その宗教グループは最も厳しい制限を受けた･･･。政府方針では、個人が非公認の宗教グループに所属し、信仰について公に語ることを許していないが、嫌がらせを受けることなく継続的に修行や礼拝を行うグループもあった。登録済みの宗教団体の信徒は信仰について語ることが許されており、登録された礼拝所で他の人たちに入信を勧めることもできるが、一般的には他の場所で入信を勧めることは禁止されている。政府は、宗教活動のための集まりを含め、あらゆる形態の公衆の集まりを規制、監視するが、報告期間中は大規模な宗教的集まりが認められていた」**[2b] (ベトナムの紹介および第II項)**

17.02 2004 年 6 月 18 日、政府は宗教に関する政令を発布した。**[17c]** USSDのIRFR 2009 には以下の記載がある。

「宗教と信仰に関する 2004 年政令は、宗教の実践を規制する一次文書の役割を果たす。同政令は、信仰の自由、宗教の自由、および宗教に従わない自由に対する市民の権利を改めて表明するとともに、それらの自由に対する侵害を禁止することを確約する。ただし、同政令は、「国の平和、独立および統一を危うくする」ような信仰または宗教の自由の「乱用」は非合法であることを表明するとともに、宗教活動が国の文化伝統に悪影響を及ぼす場合、そのような活動は停止されなければならないと警告している。同政令に基づいて、政府は宗教団体に対する統制と監視を続行する。同政令の規定に基づいて、宗派は公式に承認または登録されなければならず、個々の宗教的集会の活動および指導部は「適切な」下位機関の当局によって承認されなければならない。「適切な」当局はまた、神学校の開設、宗教講座の主催や登録についても承認を行わなければならない。司祭その他の僧侶の職名を付けるには、法王庁などの海外の要因が関わっている場合にのみ、当局の承認が必要とされる。同政令は、強制的に信仰を放棄させることを明示的に禁じている。同政令はまた、宗教に対する政府の監視を緩める。例えば、宗教団体は適切な当局に対し、その年間活動または聖職者の職位授与や移動についてのみ通知するよう求められるが、一方、過去においては、明示的に公式な承認が必要とされた。さらに、同政令は宗教グループに対し、かつては制限していた医療や教育での慈善活動を行うよう奨励している」**[2b] (第II項)**

17.03 この資料には、さらに以下の記載が続く。

「やはり 2005 年に発布された施行命令 22 は、宗教と信仰に関する政令に基づくさらなる指針を規定する。同命令は具体的な手続きを詳しく示しており、その手続きによって、承認されていない宗教団体はその礼拝所、聖職者およ

び活動を登録し、それに従って表だって活動することができる。同命令は、それらの宗教グループが政府から公式の承認を受けて追加的な権利を得るための申請を行う手続きについて規定する。同命令は、宗教団体が政府によって承認されるには、国内で「安定的な宗教活動」を 20 年間続けていなければならないことを規定するとともに、国内での過去の活動がこの要件に関して考慮されることを明記している。同命令はさらに、政府が宗教団体からの要請について検討するための一定の期間について規定するとともに、役人に対して、申請の却下に関して書面による説明を宗教団体に提示するよう求めている。命令 22 はまた、宗教団体および個別の集会が公式の承認を求めるための手続きについて明記している。原則として、承認済みの宗派は礼拝所を開設、運営、改装し、宗教指導者を養成し、さらに宗教的な資料の出版許可を得ることが許されている。公式の承認を得るには、宗派は法的枠組みに従って、いくつかの法的段階に関連する国家レベルの登録証書を受け取らなければならない･･･。命令 22 はさらに、適切な当局は公式の承認要請に対する回答を 30、45、60 または 90 日以内（要請の範囲による）に書面によって行わなければならないことを規定している。却下の場合は、具体的な理由を回答書に記載していなければならないが、この要件もまた、常に順守されているとは限らないように思われる。政令には異議申立てのための特定の仕組みもなければ、また要請を却下する理由を制限する方法も全くない･･･。国家レベルのCRA [宗教問題委員会] は新しい宗教的枠組みに関する情報を、省、郡、コミューン、および農村レベルの当局に伝え、統一準拠を確保する責任を負う。政府の下位機関での法的枠組みの実施は一定しないままであった･･･。政府慣行および官僚的障害が宗教の自由を限定していた。信仰と宗教の自由に対する憲法上の権利は引き続き一様でない解釈と保護の対象となった。適正手続きの不備と一貫性のない監視のため、宗教活動は地方役人の自由裁量の対象になり得る。地方役人は、国の法はその役人の管轄地域に適用されないと宗教指導者に語ったと報じられる場合もあった。一方、省が違うと、同じ法でも適用が異なる場合もあった。**[2b] (第II項)**

17.04 同報告書はまた、以下の指摘をした。

「推定では人口の半数以上は、少なくとも名目上の仏教徒である。ローマカトリック教は人口の 8 から 10%を占める。複数のカオダイ（Cao Dai）教団が 1.5 から 3%、主要なホアハオ教団が 1.5 から 4%、プロテスタントの宗派が 0.5 から 2%、イスラム教団が 0.1%未満を占める。その他の大半の市民は宗教を信じていないと考えているが、祖先や国の英雄への崇拝など伝統信仰を実践している人たちもいる･･･。政府は公式的には仏教、カトリック教、プロテスタント、ホアハオ教、カオダイ教、バハイ（Baha'i）教、イスラム教、浄土教家庭実践（Pure Land Buddhist Home Practice）、Threefold Southern Tradition、Threefold Enlightened Truth Pathを宗教団体として承認している。法的枠組みの発効後に設立された、登録または承認済みの各宗教団体内の個別の集会もまた、登録されなければならない。別の仏教、プロテスタント、ホアハオ、カオダイ等の宗教グループの実践者は、政府承認・登録の宗教団体に参加していない」**[2b] (第IとII項)**

17.05 クリスチャン連帯ワールドワイド（CSW = Christian Solidarity Worldwide）は、2007 年 3 月付の報告書の中で以下の指摘をした。

「ベトナム政府は 2007 年 2 月 1 日、「ベトナムの宗教に関する宗教政策」（2006 年）と題する宗教白書の公開を発表した。同白書は、宗教および宗教の自由に関する政府の政策を提示することを目的として、宗教の規制を扱う主要な機関である中央宗教問題局（CBRA = Central Bureau of Religious Affairs）によって刊行されたものである。つまり同白書は、ベトナムが宗教の自由に関して過去の実績を自画自賛するほどに関心があることを示している。ところが、CBRAが同時に内部訓練手引書（2006 年 11 月にCSWが漏洩した、北西山岳地帯でプロテスタント派が増加するのを管理、抑制し、その減少を図ることを究極の目的とした文書）を公開したことを考慮すると、宗教に関するベトナムの公開された政策と内部政策の間には乖離があるように思われる」**[20a] (p3)**

17.06 同報告書には、さらに以下の記載がある。

「宗教の自由の尊重する言葉で表現されたプロパガンダの文書として見てさえ、この白書は極めて曖昧である。白書にはいくつかの明るい見通し、とりわけ宗教団体による社会的人道的貢献を認める部分の記載はあるが、白書に記された宗教の自由に対する基本的な取組みは問題で構成されている [原文のまま]。宗教団体は国家利益に従属すると考えられ、国家建設の事業への寄与という点から、その価値は判断される。海外と宗教団体との関係、およびそうした宗教団体に所属する特に人権を擁護する者は、とりわけ疑惑の的にされる。さらに、宗教に関するベトナムの法的枠組みの中に重大な盲点が残されており、そのため、地域が異なれば、その地方役人も恣意的に宗教グループごとに異なった扱いをすることができる。信仰と宗教に関する法が新たに約束されているが、この法が問題に対応するものとなるかは明確ではない。ベトナムはさらに、宗教の自由のために国内的に一貫した枠組みを構築することに力を入れる必要がある。宗教グループの登録に関する厄介な規定の展開と段階的な実施、宗教の自由の必要性に対するゆっくりと深まる認識、および国内の一部の地域における宗教に関連した人権の擁護者に対する継続的な弾圧への深刻な懸念を含め、白書は宗教の自由に関するベトナムの最近の実績に照らして読む必要がある。白書に引用された肯定的な発展は完全な宗教の自由を示す証拠にはならないものの、正しい方向への歩みを示すものである」**[20a] (p3)**

17.07 フリーダム・ハウスは、2009 年 7 月 16 日発表の報告書 *Freedom in the World 2009* の中で以下の通り指摘する。

「宗教の自由はまだ制限されているが、その状況は近年、国際的な圧力および世界経済との統合の深まりによって改善されつつある。宗教グループのすべて、および個人の聖職者の大半は共産党の支配下に置かれた監督機関に加入しなければならない。そのような機関は、国家が公式に承認した宗教（仏教、ローマカトリック教会、プロテスタント教会、イスラム教、カオダイ教、いくつかの宗教の統合したもの、および改革派仏教会のホアハオ教会）ごとにある。宗教グループは、人事の決定や建物の修復を含め、ほとんどの活動に関して許可を得なければならない。宗教指導者や信奉者は少数ながら、投獄されていたり他の形態の嫌がらせを政府から受けている」**[29]**

宗教グループ：

仏教

17.08 米国国務省の IRFR 2009 には以下の記載がある。

「多くの仏教徒は、大乗仏教、道教および儒教の混淆宗教（時に「三教」（triple religion）と呼ばれる）を実践している。政府の宗教問題委員会（CRA）によると、推定 1 千万人（全人口の 12%）が大乗仏教を実践し、その大半はキン（Kinh）族（国の多数民族はベト族と呼ばれる）の人々で、国内各地に住んでいる（なお、1 千万人の推定は過少に見積もっていると見る人が多い）。特定の山岳地域では、キン族の人口は他の地域に比べ少ないが、それでもキン族の人々がそれらの山岳地域に移り住むようになって、人口分布が変わりつつある。使用されている仏塔は、ホーチミン市だけでも千以上ある。南部にいる少数民族のクメール人はテーラワーダ仏教（Theravada Buddhism）を実践し、570 以上の仏塔がある。人口 100 万を超えるクメール人はほぼ例外なくメコン川流域で生活している」**[2b] (第I項)**

17.09 同報告書はさらに続く。

「正式に認可されているベトナム仏教僧伽会（VBS）は 1981 年、大乗仏教、テーラワーダ仏教およびビクシュ（Bhikshu）仏教がすべて 1 つにまとまって設立された。VBS内のすべての仏教グループはその割合に応じて指導部の構成および組織に代表を送る。実際には、テーラワーダ仏教の僧侶が個別に会談して、VBS内で提起される教義、教育、およびその他の社会的ニーズなどの問題について決定を行う。政府は、テーラワーダ仏教を実践するクメール・クロム（Khmer Krom）の僧侶を含むすべての仏教僧侶に対し、政府が支援し、正式に認めた仏教団体であるVBSから承認を受けて活動するよう求めている。CRAは理論上では仏教の修行僧の人数を規制するが、地方と省レベルでの仏教学校の数は大学同等の学校を含め、近年大幅に増加している。政府はすべての仏教団体をVBSに統合させたことにより、UBCV [ベトナム統一仏教教会（Unified Buddhist Church of Vietnam）] の正当性を認めていない。仏教の影響を受けた複数の宗教団体が新たに認められたが、それらはVBSに加わっておらず距離を置いている。これらのうち、浄土教家庭実践（Pure-Land Buddhist Home Practice）教団は 130 万という最大の信徒を誇る団体である」**[2b] (第I項)**

17.10 ヒューマン・ライト・ウォッチは 2009 年 1 月 21 日、*On the Margins: Rights Abuses of Ethnic Khmer in Vietnam's Mekong Delta*と題する報告書を発表したが、その中には、ベトナム南部でのクメール・クロム派に対する権利侵害についてだけでなく、カンボジアに避難したクメール・クロム派に対する虐待についての記載もある。**[5g]** ヒューマン・ライト・ウォッチはその同じ日、以下の通り発言した。

ベトナム政府は直ちに、政治的宗教的信条を平和的に表明した容疑で投獄中もしくは自宅監禁中にあるクメール・クロム派の僧侶および土地の権利活動家を解放すべきである･･･。クメール・クロム派はベトナム・カンボジア関係にとって重要であるメコン流域に住む大きな少数民族である。クメール・クロム派の民族主義的野心を警戒して、ベトナムは反政府の平和的な表明を抑

圧し、クメール・クロム派の人権に関する文書の発行を禁じた。ベトナムはまた、クメール・クロム派が文化および民族の独自性の基本と見なして実践さしているテーラワーダ仏教を厳しく規制している」**[5f]**

17.11 USSDのIRFR 2009 は次の通り指摘する。「（また）プロテスタントのクメール人はトラヴィン省のいくつかの郡では、クメール・クロム派仏教徒によって嫌がらせ、威嚇、時には、財産の損害や殴打を受けると報告した。当局はあまりそうした事件を防ごうとせず、時にはそうした事件に加わったり、けしかけたりする場合もあったとも報告している」**[2b] (第III項)**

第 17 項の「プロテスタント」も参照。

17.12 同報告書には、政府は引き続き、「UBCVを含む、特定の未承認の宗教グループを規制し、積極的にそのグループへの参加を押さえ込んでいた」という記載がある。**[2b] (第II項)** 同報告書はまた、以下の指摘をした。

「これまでの報告年と同様、UBCVは制限を受けることなく多くの仏塔を運営しているが、政府はUBCVが慈善活動を行う取組みに反対して、一部のUBCV指導者の移動に制限を加え続けた。これまでの報告期間と同様、UBCV指導者の報告によると、移動を制限するよう迫られたが、外国の外交官の訪問を受けたり、時にUBCVの他のメンバーに会ったり、海外の仲間と連絡を取り合ったりすることはできたが、こうした活動は相変わらず厳しく調べられた。南部地域中の省のUBCV指導者は、地方当局によって定期的に監視されるとともに、規制のため旅行したり互いに会ったりする権利を制限されたと報告した。UBCVの最高長老ティック・クアン・ド（Thich Quang Do）師は、毎月 1、2 回仏塔を離れて医者を訪ねることが許され、仏塔の外で他の人たちと会うことができると語った」**[2b] (第II項)**

17.13 ヒューマン・ライト・ウォッチは *World Report 2010*（2009 年中の事件・出来事を報告）の中で以下の通り記載した。

「当局は禁止したベトナム統一仏教教会のメンバーを迫害し続け、UBCVの最高長老は政府の政策を公然と批判した容疑で仏塔に幽閉されたままであった･･･。9 月、当局は強制的に 300 人の仏教僧侶と尼僧を、政府の承認の下に 2005 年設立されたロムドン（Lam Dong）の瞑想センターから追放した。少なくとも 2 人の僧侶が当局によって故郷の省に帰された後に自宅監禁された。その瞑想センターの創設者である平和活動家のティク・ナット・ハン（Thich Nhat Hanh）が 2007 年、政府に対し宗教の自由の制限を緩和するよう提案した後、当局はそのセンターを閉鎖する措置を講じた」**[5a]**

ホアハオ

17.14 米国国務省の IRFR 2009 には以下の指摘がある。

「政府によると、ホアハオ教の信者は 130 万人に上るが、国外にある関連グループには 300 万人もの信奉者がいると推定される。ホアハオ教の信者はメコン流域、特にアンジャン省、ドンタップ省などの省に集中していて、ホアハオ教は 1975 年以前は社会的、政治的および軍事的勢力として有力であった。

政府に承認されたホアハオ行政委員会（HHAC）は 1999 年に組織された。HHACと対立する他の宗派に属するホアハオ教信者もいる」**[2b] (第I項)**

17.15 同報告書にはまた、以下の記載もある。

「政府は引き続き、ホアハオ仏教で未承認の 1 つの宗派を登録せず、その宗派への入信を阻止した･･･。政府は 1999 年、公式のホアハオ教団体であるホアハオ教行政評議会（Hoa Hao Administrative Council）を組織し、承認した。1975 年以前の複数の指導者を含むホアハオ教の数人の指導者は、ホアハオ教行政評議会は政府に従属していると主張して、同評議会を公然と非難した。同行政評議会に参加しなかったホアハオ教の人たちは、1975 年以降、宗教活動や政治活動に関して何らかの制限を受けてきた。その原因の 1 つは、フランスの植民地支配にまで遡り、ホアハオ教の武装勢力が当時、共産党勢力に対抗したことに起因した、共産党にはホアハオ教に対する疑念が拭いがたく残っていたからである」**[2b] (ベトナムの紹介および第II項)**

カトリック教会

17.16 米国国務省の IRFR 2009 には以下の指摘がある。

「政府統計ではカトリック教徒は 615 万人であるが、800 万人いると推定される。カトリック教徒は全国各所にいるが、ホーチミン市周辺の南部諸省、中央山岳地帯の地域、およびハノイから東南の諸省に最も集中している。教会の新たな再建や修復が起こるとともに、宗教従事者になりたいと考える人たちの数が増えているように、カトリック教会は近年、多くの地域で復活している」**[2b] (第I項)**

17.17 同報告書には、さらに以下の指摘がある。

「政府は公立学校で宗教教育を行うことを認めていないが、聖職者が資格のある科目を大学で教えることは認めている･･･。カトリックの数人の修道女と少なくとも 1 人の司祭は、ホーチミン市の大学で教鞭を執っている。それらの聖職者は、教鞭を執る時に宗教服をまとうことも、自らを聖職者として名乗ることも許されていない･･･。カトリックの宗教教育は週末や晩であれば、ほとんどの地域で許されており、国中の教会で盛んに行われている･･･。宗教グループは幼児向けは別にして私立学校を運営することは認められていない･･･。一部の地域、特に南部の地域では、カトリック教会の司祭および修道女は幼稚園、児童養護施設、職業訓練施設、医院を運営し、その他にも様々な人道なプロジェクトに関わっていた。しかしながら、法的根拠なしの運営は、教会にとって困難を伴うものであた。ある保護施設は保護下にある子どもに関する法的出生記録および公立学校登録を取得することができなかった。報告期間中は北部の一部の省では慈善活動が許されていると報じられたが、ベトナム北部で宗教グループが行う慈善活動は制限されていた」**[2b] (第II項)**

17.18 同じ報告書には以下の記載がある。

「カトリック教会は 7 つの神学校を運営し、登録した学生は 1,500 人あまりを数え、一方、新しい特別養成プログラムには「年長の」学生が登録した。すべての学生は神学校に登録するのに、地方当局による承認が必要であり、

叙階式の前に司祭として登録されなければならないが、教会は、養成プログラムを終了した学生は叙階式を受けることを禁止されていないと報告した。叙階された学生数がカトリック教徒の増加を支えるのに不十分である一方、カトリック教会はさらに神学校を開設し、新たに学生を登録させるだけの内部能力に欠けていることを、教会当局は認識していた」**[2b] (第II項)**

17.19 同報告書はまた、以下の指摘をした。

「土地紛争を巡る抗議行動があるにもかかわらず、カトリック教会と政府の関係は報告期間中、引き続き改善が見られた･･･。また、政府は引き続き司教任命の推薦に関してカトリック教会と協調した･･･。32 年間の空白を経て、政府は 2008 年 10 月、同組織の活動は障害者、孤児、少数民族、貧しい子ども、女性、特に貧困の中に暮らす女性、暴力と人身売買の犠牲者、麻薬使用者、およびHIVとAIDSに感染した人々のニーズを中心に据えた活動をするカトリック教会関連の非政府組織カリタス・ベトナム（Caritas Vietnam）を再登録した。また、カトリック救済サービス（Catholic Relief Services）は 2009 年 3 月にベトナムでの活動 15 周年を迎えた。カトリック教会はまた、HIV陽性の母親およびHIVに感染した子どもたちのための保護施設を運営した。2008 年の後半、カトリック教会の司祭、修道女、およびHIV・AIDS患者の看護をする在家信者を指導する養成講座がメコン流域のいくつかの省で開始された。ホーチミン市政府およびカトリック教会は、HIV・AIDS活動、および児童養護施設の管理を行うための法的資格など、新たな社会福祉事業の取組みをいかに正式承認するかについて継続的に協議しながらも、政府は教会に対しそれらの取組みを密かに進めることは許した。同様に、タイビン（Thai Binh）省もHIV・AIDSおよび病人や障害者に関するカトリック教会の取組みを奨励し続けた。ハイフォン（Haiphong）当局もまた、麻薬中毒の治療やHIV・AIDSプログラムに関してカトリック教会と協力し続け、ナムディン（Nam Dinh）のカトリック司教管区は児童養護施設を運営した」**[2b] (第II項)**

17.20 2009 年 5 月発表のアムネスティ・インターナショナルの *Report 2009*（2008 年中の事件・出来事を報告）には、以下の記述がある。

「2007 年 12 月以降、ハノイのカトリック教会のメンバーは、政府が国有地であると主張した 2 カ所の土地に対する教会の所有権を支持するため、空前の規模の人数で抗議行動を行っている。9 月 [2008 年]、警察は大規模な平和的な抗議行動を暴力的に解散させた。数人が警棒で負傷し、催涙ガスが使用された後、20 人が入院した。治安部隊、および背後で国家に操られたギャング団による脅迫や嫌がらせが、それを切っ掛けにして増加した」**[3a]**

17.21 2008 年 11 月 3 日発表の報告書の中で、アムネスティ・インターナショナルは以下の通り記載した。

「2008 年 9 月、警察はHa Noi [ハノイ] での大規模な平和的な抗議行動に対して暴力的な取り締まりを行った。2007 年 12 月以降、その地のカトリック教会のメンバーは大規模な平和的な抗議行動および徹夜の祈りに加わり、2 カ所の土地の所有権を有するとする教会の主張を支持してきた。その取り締まり中に、警察は数人を警棒で負傷させ、抗議者に対して使用した催涙ガスで 20 人が入院させられた。8 月中旬に始まった最後の抗議行動の高まりの中で、

少なくとも 8 人が逮捕され、そのうちの 2 人は拘留されたままである。教会の幹部を含め、他の人たちも逮捕される危険性がある。取り締まりの後、当局は引き続き教会の主張を支持するカトリック教徒を威嚇し、でなければ恫喝した。政府はまた、背後で国家が操るギャングを含む他の人たちによる襲撃、恫喝行為、嫌がらせから、警察が現場にいる時でさえもそれらのカトリック教徒を守ることをしなかった。カトリック教徒に対する取り締まり、および国の支配下にある報道機関による抗議者に反対するための大衆向けキャンペーンの後、カトリック教徒に対する恫喝の報告例がハノイでは増加した」**[3b]**

17.22 アムネスティ・インターナショナルは 2008 年 10 月 1、「ハノイのカトリック教徒に対する恫喝および嫌がらせ」について文書にまとめた報告書を公表し、その中でも、「背後で国家が操るギャング団はハノイ市外にある少なくとも 1 つのカトリック教会を襲撃し、カトリック教徒に対する差別も強まっている」と指摘した。同報告書には、さらに以下の記載がある。

「アムネスティ・インターナショナルは、より多くの人々が逮捕されていた可能性があること、および別の人々、特にタイハ（Thai Ha）教区の司祭、ハノイの大司教、および 8 月と 9 月 [2008 年] の大規模な抗議行動に参加するためにやってきた農村地域のカトリック抗議者が逮捕される危険性があることを信じている。アムネスティ・インターナショナルが受け取った報告によると、警察はさらに抗議者を捜している･･･。数ははっきりしないが、複数の教区民は、大規模抗議行動を組織した者を特定しようとしていた警察に呼ばれ、取調べを受けた･･･当局は教師に対しカトリックの学生の行動を監視するよう命じ、さらに学生が徹夜の祈りやデモに参加していることがわかった場合、教師は責任を負うことになると警告した･･･。当局によって抗議行動の主催者と見なされたその他の者も暴力の脅威を受けようになった･･･。一般に政府の代弁者であり、政府の厳しい支配下に置かれた報道機関は、ハノイのカトリック指導者の信用を貶める激烈なキャンペーンとして数多くの記事を発表した･･･。こうした報道機関のキャンペーンは、個人による教会指導者と教区民に対する暴力的な襲撃をさらに煽る恐れがあり、また教区民、およびベトナム全体ではカトリックの社会に対する差別と恫喝を部分的に存続させるものであると、アムネスティ・インターナショナルは信じている。ハノイでは、カトリック教徒に対する襲撃や差別行為についての報告例が顕在化しつつある･･･。学生は、いじめや除籍についての報告例が顕在化している学校や大学で自分たちの信仰について語ることに不安が高まっている」**[3c]**

17.23 ヒューマン・ライト・ウォッチは、2008 年 10 月 6 日付の報告書で以下の通り記載した。

「ベトナムのカトリック教徒に対する取り締まりとしては、これはこの数 10 年間で最も過酷なものである･･･。1950 年代以降、ベトナムにおいて大規模な大衆抗議行動にこれほど大勢のカトリック教徒が参加したことはなかった。また、政府がこの数 10 年でカトリック教徒に対しこれほど暴力的に対処したこともなかった･･･。何百人もの正体不明のやくざ者（その中には、共産主義青年団（Communist Youth League）の青シャツを着た者もいた）は、教区民に嫌がらせをし、悪態をつき、唾を飛ばし、教会像 [原文のまま]を破壊した･･･。ハノイ当局はキエット（Kiet）大司教が徹夜の祈りを公然と擁護した

後、大司教を嫌がらせの対象とした･･･。大司教は治安の懸念から住居外での活動を制限した。政府はまた、国の支配下にある報道機関を使ってキエット大司教に対する 激しい中傷キャンペーンを行っている･･･」**[5b]**

17.24 クリスチャン連帯ワールドワイドは 2009 年 7 月 30 日、以下通り報告した。

「カトリック教徒は今週、紛争となっている土地に関する抗議行動への暴力的な警察の取り締まりに対してベトナムで大規模なデモを実施している。警察の暴力の犠牲者の中には、ギャングによって殴られ、病院の 2 階から落とされた、今は昏睡状態にある司祭もいる。これは警察の指示によって実行された疑いがある。カトリック・ニュース通信社（Catholic News Agency）の報道によると、武装警察が 7 月 20 日、海岸都市のドンホイにあるタム・トア聖堂（Tam Toa Church）の廃墟に十字架と祭壇を設けようとしていた司祭および在家信者の集団を襲い、7 人を逮捕した。報道によると、警察はスタンガン、催涙ガス、警棒を使用した･･･。ベトナム政府は、タム・トア聖堂の跡地に戦争記念碑の建立を計画している。警察の暴力的な取り締まりに対抗して、ベトナム全土のカトリック教徒は抗議行動を起こし、逮捕者を解放するよう求めた。これらの抗議行動は警察、および警察命令の下で活動をギャングによるさらなる暴力を誘発したと報じられた。カトリック・ニュース通信社によると、ドンホイ当局は公然と同市に「非カトリック区域」を作ろうとしている。反カトリック教徒感情の高まりが原因で、カトリック教徒の数百もの家族はその都市を逃れ始めた」**[20c]**

17.25 ヒューマン・ライト・ウォッチは *World Report 2010*（2009 年中の事件・出来事を報告）の中で以下の通り指摘した。

「クアンビン（Quang Binh）省では、警察がある歴史的な教会の廃墟近くに建てられた仮の教会建造物を破壊すると、7 月に 20 万人ものカトリック教徒が平和的に抗議行動を行った。警察は催涙ガスと、教区民の殴打に電気警棒を使用して 19 人を逮捕し、そのうち 7 人を治安を乱した罪で起訴した･･･。警察は 2009 年 2 月、ハノイにおける 2008 年の徹夜の祈りで逮捕されたカトリック教徒の弁護活動をしたレ・チャン・ルアット（Le Tran Luat）弁護士の事務所を家宅捜索した。当局はコンピューターや書類を押収し、依頼人に面会することを阻止し、訴訟を取り下げるよう圧力をかけるために、同弁護士を拘束し取調べを行った」**[5a]**

第 18 項の「少数民族」も参照。

プロテスタント

17.26 USSDのIRFR 2009 は、「政府は継続的に、いくつかのプロテスタント団体を含む特定の未承認の宗教グループを規制し、積極的にそのグループへの参加を押さえ込んでいた」と指摘した。**[2b] (第II項)** 同報告書には、以下の記載がある。

「正式に承認された最大のプロテスタント教会は、ベトナム南福音教会（SECV = Southern Evangelical Church of Vietnam）とそれより規模の小さいベトナム北福音教会（ECVN = Evangelical Church of Vietnam North）の 2

教会である。恵みバプテスト教会（Grace Baptist Church）、連合世界宣教会（United World Mission Church）、ベトナム・メノナイト教会（Vietnam Mennonite Church）、ベトナム長老教会（Vietnam Presbyterian Church）、ベトナム・バプテスト協会（Vietnam Baptist Society、南部バプテスト）、およびベトナム・セブンスデイ・アドベンティスト教会（Vietnam Seventh-day Adventist Church）もまた、正式に承認されている。ベトナム・クリスチャン・フェローシップ（Vietnam Christian Fellowship、正式登録済み）を含むその他のプロテスタントの宗派、さらに国家レベルでは登録されていないが、地方レベルで登録されているその他の団体も存在する。プロテスタントの推定数は、90 万人とする政府の数字から教会が主張する最大 200 万人まで幅広い。プロテスタントの信者数は 1996 年から 2000 年にかけて最も増加した。新たな改宗者には、未登録の福音主義家庭教会に所属する者もいる。信奉者の推定によると、プロテスタントの 3 分の 2 は、北西山岳地帯（モン族（H'mong）、ダオ（Dzao）族、タイ（Thai）族など）、中央山岳地帯（エデ（Ede）族、ジャライ（Jarai）族、ムノン（Mnong）族など）の少数民族の人たちである･･･。末日聖徒イエス・キリスト教会の信者（モルモン教徒）は国全体で約 1,000 人いる。その教会の承認された集会は、地域的にはホーチミン市とハノイの 2 カ所にある。エホバの証人（Jehovah's Witnesses）の活動中の集会は少なくとも 50 ある。地方レベルで登録されている集会が少数あり、報道によれば、それぞれ数百人の信者がいる。集会の多くは南部にあり、ホーチミン市には少なくとも 10 の集会がある」**[2b] (第I項)**

17.27 同報告書にはまた、以下の記載もある。

「2005 年に首相が発布した「プロテスタント教会の役割に関する指示」では、承認されているプロテスタントの宗派が教会の建設、牧師の養成・任命の申請をした場合、当局に対しそれを円滑に進めるよう指令している。その指示は、当局に対し未承認の宗派が隠すことなく礼拝を行い、完全な承認を得るための基準を達成できるように集会の登録を支援するよう指令している。その指示は、中央・北西山岳地帯の当局に対し、プロテスタントのグループが正式な集会を設置する基準を満たしていない場合でも家庭または「適切な場所」での宗教活動および実践の登録を支援するよう指令している。その指示はまた、地方役人に対し、未登録の「家庭教会が規則に従うことを約束」し、かつ政治的な分離独立運動には関係しない場合に限り、その運営を許可するよう指令している」**[2b] (第II項)**

17.28 同じ情報源には以下の報告もある。

「承認または未承認のプロテスタントグループは時に、上位の当局に訴えることで地方の嫌がらせを乗り越えたり、否定的な地方の決定を翻したりすることができる場合もあった。ECVNの数百の集会は引き続き登録申請に対する決定を待っていた･･･。農村社会の地方役人は継続的に、身分証明関連書類の申請を困難にして改宗者を脅したり、教育・社会福祉手当をなくしたりすることによって、プロテスタント教会への改宗を阻止しようとしているという報告があった･･･。未登録のプロテスタントグループとその海外の支援者との連絡は時に阻止されるが、養成、および経済支援と宗教教材の提供を含め、それは定期的に起こる･･･。中央山岳地帯（特に「デガ教会」（Dega Church）と関連があると疑われる地域）の少数民族の一部の礼拝者は、会合

から礼拝まで妨害され続けた。報告された事件数は過去の報告期間に比べ著しき少ないが、これは中央政府の政策というよりもむしろ、個別の地方の偏見の度合いを反映したものであるように思われる。関係の地方役人は謝罪したため、懲戒処分または解雇処分を受けた例もあった。これまでの報告年と同様、プロテスタント教会に関する首相の指示に違反して家庭教会に嫌がらせをしたとして、省の役人が地方当局を強く非難したという形跡が見られた･･･。中央・北西山岳地帯の宗教関係者は、強制棄教の試みは非血続き減少していると報告した。この報告書の対象期間に中部のコンツム（Kontum）省、南部のチャーヴィン（Tra Vinh）省、および北部のディエンビエン（Dien Bien）省とラオカイ（Lao Cai）省で報告された事件は数件であった･･･。多くの承認および未承認の宗教グループ、特に中央・北西山岳地帯のプロテスタントグループは、実践者の状況は引き続き、全体として改善されていると報告した」**[2b] (第II項)**

17.29 同報告書にはまた、以下の記載もある。

セブンスデイ・アドベンティスト教会、メノナイト教会、バプテスト教会、UGOC [合同福音アウトリーチ教会]、アッセンブリーズ・オブ・ゴッド（Assemblies of God）などのプロテスタントの宗派の多くの牧師は、教義上の違いからSECVまたはECVNに加わることを望まなかった。国内の多くの地域、特に都市部では、これらと他のプロテスタントの宗派は、地方役人に知られても公に実践することができると報告した。例外はあるにしても、SECVおよびECVNに加盟していない宗派に属する未承認の家庭教会への役人による嫌がらせの程度は国中で低下し続けた。政府はいくつかのプロテスタントの宗派、末日聖徒イエス・キリスト教会、およびエホバの証人の指導者との間で、登録と承認について協議を持った」**[2b] (第II項)**

17.30 この資料には以下の指摘もある。

「中央山岳地帯の一部の少数民族が、宗教的実践と政治的行動主義とを混淆し、少数民族の民族的分離主義を訴えていると報じられた独自の「デガ教会」を運営していることに、政府は相変わらず懸念を示していた。これがその地域の他の教会の登録手続きを複雑にしていた･･･。「デガ」分離主義者の存在が中央山岳地帯のプロテスタント主義の実践を複雑なものにしており、そうした分離主義者は、その地域、特にザライ（Gia Lai）、ダクノン（Dak Nong）、ダクラク（Dak Lak）の各省では、先住民にとっての祖国が自治を持つか、独立することを支持している。デガ運動とSECVに属するプロテスタント信者との関係は、中央山岳地帯のいくつかの地域では緊張関係にある。デガ活動家は、SECVの牧師はSECVとの結び付きを放棄しない限り、「デガ国家」で奉仕することは許されないと脅したと報じられた。政治的目的のために宗教を利用しているとしてデガ運動を非難しているプロテスタントの牧師は他にもいる」**[2b] (第IIとIII項)**

17.31 クリスチャン連帯ワールドワイドは、2009 年 6 月付の報告書の中で以下の記載をした。

「2006 年以降、ベトナム政府の宗教問題委員会（CRA）は、北部山岳地帯の各省で宗教問題を扱う指導指針の概要をまとめた内部訓練手引書 3 版を実質

的に作成している。初版（2006 年）は、その地域でのプロテスタント教会の急速な拡大を押さえ込もうとしたことから、広範な批判の対象となった。この批判に対応して、2007 年改訂版は挑発的な言葉を和らげているが、プロテスタント教会の発展を押さえ込むことによって「プロテスタント問題を解決する」という核心的な反発は維持したままであった。今日までの宗教政策の成果に関する最近の評価に従って、CRAは「プロテスタント教会の役割に関する訓練手引書」（Training Manual for the Task Concerning the Protestant Religion）と題する 2008 年の新しい手引書を作成した。この手引書はそれ以前の手引書（2006 年版と 2007 年版）に優先すること、およびベトナム全体に適用させることを目的としているように思われる。2008 年の手引書は説明においてプロテスタント教会に対する批判を薄め、それ以前の 2 つの版を一部批判しているが、強く懸念していることには変わりない。最大の懸念は、プロテスタント教会に対する根本的な疑念、および政治的不安定を引き起こす「敵対勢力」によって悪用されると受け取られる可能性が残ったままであるということである。また、手引書には強制棄教は許されないと明記されているが、一方で地方役人に対し、そうする「必要」がある場合、恣意的な実施を考慮に入れて、プロテスタント教会への新たな改宗者が伝統的な信仰に戻るための「条件を作る」よう奨励している。もう 1 つの主要な欠点は集会の登録手続きにおける不備に関連している。地方当局は、広範な登録を進める前に「実験的なプロジェクト」を始めるよう奨励されており、北部山岳地帯の少数民族は、プロテスタントの会合場所を登録しようとする際に追加的な厳しい要件が課せられる。最後に、2008 年の手引書には、登録済みのグループ、個別の集会および会合場所でのあらゆるレベルの宗教活動に対する現行の規制および厳格な管理に関する政府の意図を明確にするために全く新しい項目が加えられている」**[20b] (p3)**

第 17 項の「仏教」も参照。

第 18 項の「少数民族グループ、モン族およびモンタニャード」も参照。

カオダイ

17.32 USSDのIRFR 2009 で指摘されたように、複数のカオダイ（Cao Dai）教団の信者は人口の 1.5～3%を構成している。**[2b] (第I項)** 政府は引き続き一部のカオダイ教団を含む未承認の宗教グループへの参加を制限し、積極的に押さえ込んだと、同報告書は指摘した。**[2b] (第II項)** 同報告書にはまた、以下の記載もある。

「政府の統計はカオダイ教の信者数を 230 万人としたが、カオダイ教の職員は決まって 500 万人の信奉者がいると主張する。カオダイ教のグループは、「ホーリーシー」（Holy See）寺院があるうタイニン（Tay Ninh）省、ホーチミン市、およびメコン流域中で最も活発に活動している。カオダイ教内には別グループが存在し、その中で最大のグループはタイニン派であり、この宗派のカオダイ信者は全信者数の半数以上、タイニン省の人口の 40%以上に相当する。カオダイ教は、多くの宗教の要素が融合した宗教である」**[2b] (第I項)**

イスラム

17.33 イスラム教徒は国の人口の 0.1%未満を占め、政府は 1 つのイスラム教団体を公式に承認している（USSD IRFR 2009）。**[2b] (第I項)** USSDのIRFR 2009 にはまた、以下の記載もある。

「推定 6 万から 8 万人という数の少ないイスラム教徒が利用するモスクは、ホーチミン市、ハノイ、アンザン（An Giang）省西部、および南部沿岸地域の諸省にある。政府は、ほぼ 7 万 3,000 人のイスラム信者がいると推定する。ホーチミン市やアンザン省には、キン族の中にも、また元々はマレーシア、インドネシア、インドからやってきた移民の中にもイスラム教徒はいるが、イスラム社会は主にチャム族で構成されている。約 40%のイスラム教徒はスンニー派で、残りの 60%は、南中部沿岸に暮らすチャム族の人々に特有のイスラム教の一派であるバニ（Bani）イスラム教を実践している」**[2b] (第I項)**

17.34 イスラム教グループは、宗教教育を子どもに施すことが許されている。チャム族のイスラム教徒は定期的に、モスク内で通常授業以外に宗教および言語教室を開いているが、他の宗教グループと同様、幼児向けは別にして私立学校を運営することは許されていない（USSD IRFR 2009）。**[2b] (第II項)**

チンハイ

17.35 チンハイ（Ching Hai）は、ベトナム生まれの、現在は国外に暮らす女性によって設立され、その女性の名前にちなんで名付けられ、その女性によって率いられた、仏教の影響を受けた個人崇拝教団である。このグループはクァンイン・メソッド（Quan Yin Method、チンハイの唱道する瞑想の形態）またはタイン・ハイ・ヴォー・トゥン・ス（Thanh Hai Vo Thuong Su）（スプリームマスター・スーマ・チン・ハイ（指導者はこの尊称で呼ばれる）に対するベトナム語の尊称）とも呼ばれる（2010 年 4 月 23 日時点のチンハイのウェブサイトより）。**[23]**

17.36 クァンイン・メソッドでは、1 日につき 2 時間半の瞑想が必要であり、殺し、うそつき、盗み、性的不品行、飲酒を慎まなければならない。信奉者はまた、厳格な菜食主義者であることが期待される。チンハイのウェブサイトには、この教団の世界各地の代表部の一覧が記載されている。ベトナムのウェブサイトには代表部一覧は載っていない（2010 年 4 月 23 日時点のチンハイのウェブサイトより）。**[23]**

目次に戻る
情報源一覧へ進む

少数民族グループ

18.01 エコノミスト・インテリジェンス・ユニット（EIU）は 2008 年ベトナムに関する国別プロフィールには、「紅河流域やメコン河流域の住民はほぼすべてベトナム系民族（キン族）であるが、その人口の 6 分の 1 は 53 の少数民族のうちの 1 つである。」の記載がある。**[15] (p9)**

18.02 2010 年 4 月 23 日時点でのEthnologue.com（世界の言語に特化したウェブサイト）には、ベトナム国内には公式の少数民族が 54 あるという記載がある。

[24] 2010 年 4 月 7 日時点でのベトナム観光総局のウェブサイトにもまた、それらの少数民族に関する情報が載っている。**[17d]**

18.03 米国国務省の 2010 年 3 月 11 日発表の *2009 Country Reports on Human Rights Practices*（2009 年米国国務省報告書）（USSD Report 2009）には、次の記載がある。「政府は公式には少数民族に対する差別を禁じているが、少数民族に対する社会的差別は長年にわたり続いている。国の経済は大きく成長したにもかかわらず、一部の少数民族は経済状態の向上から恩恵をあまり受けることはなかった。**[2a] (第 6 項)**

18.04 同報告書はさらに次の通り指摘する。「政府は引き続き、教育・医療施設を改善したり、農村社会や村落の連絡道や電化を拡張したりする特別制度を通じて少数民族の不満の原因に取り組んだ」**[2a] (第 6 項)**

18.05 同じ報告書には以下の記載がある。

「政府は少数民族の言語授業を小中学校で行う制度を堅持した。政府は地方役人と協力して、地方の言語カリキュラムを策定したが、山岳地帯の北部および北西部の諸省よりも中央山岳地帯やメコン領域でこの制度を包括的に実施したように思われる。少数民族は通常の授業料を払うことは求められず、政府は、資金援助する中等・高等学校レベルの寄宿学校を含め、多くの省で少数民族のための特別学校を運営した。政府は、大学レベルで奨学金制度や優遇入学制度だけでなく、特別入学制度や予備制度を実施した。また、少数民族のために政府が資金援助する技術・専門学校も数校あった。とはいえ、法は宗教や民族に関係なく子どもに万人に対する教育を規定するが、少数民族のキリスト教徒に対する差別に関して信頼し得る事例があった」**[2a] (第 6 項)**

第 17 項の「カトリック教徒」および「プロテスタント」も参照。

18.06 2009 年米国国務省報告書はまた、以下の指摘をした。

「一部の地域では、政府は少数民族の言語でラジオ・テレビ番組を放送する。政府はまた、多数民族キン族の役人に対しては、活動地域の言語を学ぶよう支持した。省政府は、雇用を拡大し、少数民族とキン族間の収入格差を縮小し、役人に対し少数民族の文化や伝統への意識と理解を深めさせることを目的とした取組みを続けた･･･。政府はまた、貧困地域、主として少数民族地域を対象としたインフラ設備の開発計画を堅持した」**[2a] (第 6 項)**

中国人（ホア）

18.07 2006 年 12 月 31 日付の「危険な状況に置かれたマイノリティのためのプロジェクト」（Minorities at Risk Project）の報告書には、以下の記載がある。

「中国人はベトナム社会によく溶け込んでいる。頑固な抗議や暴動の歴史もない。他の場所に住む親族から、そのような活動への支援もほとんど得られることはない。さらに、ベトナム政府は中国人グループに対して積極的に差別もしなければ、抑圧もしていない。1970 年代に 40 万人以上の中国人がベトナムから亡命したが、中国、他の東南アジア諸国や西洋諸国に定住しているため、帰国する可能性は低い。中国人はキン族との関連では経済的に恵ま

れている。ベトナムの経済的、政治的自由化の計画から逆戻りしない限り、この状況は続く可能性が高い。ホア族 [中国人] と海外の中国人社会とのつながりは、ベトナムの経済成長を促進し、潜在的な景気悪化を抑えるのに役立てることができた･･･。報道によると、中国人は国中に分散しているとはいえ、ベトナムの南部地域に集中して住んでおり、その多くはホーチミン市内とその周辺に居住している･･･。標準中国語およびその他の中国語方言を話すが、多くはベトナム語も話す可能性が高い･･･。ベトナム語でホアと呼ばれる中国人は仏教徒であり、キン族と呼ばれるベトナム人と身体的に区別することができる･･･。中国系ベトナム人の文化的特徴に関して利用できる情報は限定されている。ただし、中国の漢王朝が長期にわたりベトナムを支配していたため、中国人はキン族と類似した文化的特徴を共有している可能性が高い」**[28]**

18.08 この資料には次の記載がある。

「1975 年の共産党による北ベトナムの勝利は、中国人の立場に悪影響を及ぼした･･･。一部の裕福な中国人は南ベトナム陥落前にサイゴンを出ることを選んだが、大規模な脱出は 1979～1981 年に起こった。合法出国計画（Orderly Departure Program）を基に経済的政治的再建から逃れようとする何千というベトナム人ボート難民の中には、多くのホア人もいた。20 万人以上の中国人が、1979 年に香港や他の東南アジア諸国に向けてベトナムを出国した。1981 年までには、PRCだけでも約 22 万 7,000 人の中国人難民を受け入れた。他のホア族およびキン族の何十万というボート難民は 1970 年代後半にベトナムから脱出した後、最長 20 年間、香港および他の東南アジア諸国の難民キャンプに住むことになった。中国人と国家当局の関係は 1970 年代後半以降、大幅に改善された。1980 年代前半以降、中国人に対する政治的、経済的、文化的制限はゆっくりと緩和された。例えば、1982 年、すべての他の市民の権利を有するベトナム市民としてホア人を承認する法が通過した。安全保障分野（国軍など）で中国人の雇用に対して制限がまだ保持されていた。すべての雇用制限が取り除かれたのは 1986 年であった。ベトナムがその 10 年後半に経済自由化計画を開始した後、中国人は経済的影響力を拡大することができた。様々な報告によると、経済的に優位な中国人がホーチミン市での地域商業活動の最大 50%を支配している。1990 年代半ばには、政治分野への中国人の参加を制限していたすべての公的政策は廃止された。中国人はその他の市民と同様の権利を有する。中国人の地位の向上はまた、中国とベトナムの関係に反映されている。2 国間貿易はベトナムにとって重要な財源であり、1999 年の 2 国間貿易が前年の 10 億ドル規模から 15 億ドル規模へと拡大した。ホア人はまた、他の東南アジア諸国からの外国投資を引き込むのに極めて重要な役割を果たしている。中国人に対する政治的経済的差別を示す証拠はない･･･。中国人は積極的に共産党に加わり、それが利益の擁護につながる･･･。1998～2006 年にかけて、ホア族とキン族に緊張関係が存在したという報告はない。近年、政府に対する抗議活動や暴動の例は報告されていない」**[28]**

18.09 米国の難民移民委員会は「2008 年世界難民調査」（World Refugee Survey 2008）の中で以下の報告を行っている。

「ベトナムは、1975 年にやってきた約 9,500 人の中国系カンボジア人を受け入れた。カンボジアはもはやそれらの人々を国民として認めず、またそのほとんどの人々が国籍を証明する文書を喪失したため、国連難民高等弁務官事

この出身国情報報告書には、2010 年 5 月 19 日時点で公表されている最新情報が含まれている。
最近の文書で関連の情報が得られない場合には、比較的古い資料が含まれている。

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

務所（UNHCR）はそれらの人々を無国籍者と見なした。約 2,300 人が 1980 年代以降、ビンズオン（Binh Duong）省とビンフオック（Binh Phuoc）省、およびホーチミン市にある 4 つの難民キャンプで生活していた。その他の人々の大半はホーチミン市内とその周辺に住んでいた。首相は 2007 年、それらの人々への国籍付与を開始することを約束し、11 月には、政府はすべての手続き料（1 人あたり約 200 ドル）を無料にすることに同意したが、その手続きを 2008 年まで延期した･･･。難民にはベトナムで働く法的権利が与えられていなかった。難民には法的地位も身分証明書もないため、企業や政府で働くことは困難であった。ただし、難民は就労ビザがなくても、ホーチミン市、または難民キャンプ周辺地区で同じ民族である中国人の下で働いた。このため、難民は労働法や労働保険の保護を受けられず、低賃金の仕事を請け負った」**[21]**

第 26 章「外国難民」も参照。

モン族

18.10 米国国務省は、*International Religious Freedom Report 2009*（IRFR 2009）の中で以下の通り指摘した。

「信奉者についての推計に基づくと、プロテスタントの 3 分の 2 は、北西山岳地帯の少数民族グループ（モン族、ダオ族、タイ族など）を含む少数民族の人々である･･･。北西・中央山岳地帯のモン族、ダオ族、およびジャライ（Jarai）族では、プロテスタント教会に改宗する人たちが増えている･･･。宗教出版社（Religious Publishing House）は、モン語版聖書の発行許可の長期に及ぶ要請について決定をまだ下していない。というのは、使われている言葉が日常的に今は使われず、モン族の普通の人たちには読めない古い言葉であると、政府は認識しているからである･･･。北西部のいくつかの村の地方役人は、モン族のプロテスタントに対し信仰を撤回するよう説得または強制し続けた。地方当局は一族の長老に対し、拡大家族の成員がキリスト教を実践するのを止めるよう圧力をかけさせた･･･。ECVNもまた、少数民族の数百人という在家牧師（モン人とダオ人）のための養成講座を数多く開催した」**[2b] (第IおよびII項)**

第 17 項の「プロテスタント」も参照。

モンタニャード

18.11 モンタニャード（Montagnards）は、ベトナム中央山岳地帯に暮らすいくつかの少数民族の総称である。2008 年 11 月 3 日発表の報告書の中で、アムネスティ・インターナショナルは以下の通り記載した。

「中央山岳地帯の少数民族モンタニャードに対する人権侵害は続いている。人権侵害には、移動制限、さらに未承認の「家庭教会」に所属するキリスト教徒にその信仰を捨てるよう強いることも含まれている。土地所有権および宗教の自由を巡って 2001 年と 2004 年に起こった大規模な抗議行動に関連して、長期刑を宣告された 250 人以上のモンタニャードの人々のうち、数ははっきりしないが、投獄されたままの人々がいると信じられている。それらの

人々の多くは、刑法の国家治安に関する節の第 87 条（統一政策の弱体化）、第 88 条（ベトナム社会主義共和国に対するプロパガンダの実施）、および第 89 条（治安の混乱）、第 91 条（人民政府に反対することを目的とした海外への脱出または亡命）に従って、5 年から 12 年の実刑判決を宣告された。**[3b]**

18.12 同報告書はさらに続く。

「2004 年 4 月、数千のモンタニャードの人々が中央山岳地帯の 3 つの省で政府警察に対して抗議行動を行った。それらの抗議者の大半は、長期にわたる土地紛争に関する政府の政策、宗教の実践に関する制限、および 2001 年の最後の主要な抗議行動以降課せられた移動と表現の自由に関する制限に対して、5 日間の平和的な抗議行動を計画したキリスト教徒であった。当局はデモを解散させるために過剰に武力を行使した。少なくとも 8 人が不法に殺害され、数百人もの人たちがその後の取り締まり中に負傷した。調査期間中に、数百のモンタニャードの人々が隣国のカンボジアに亡命を求めようとした。とはいえ、カンボジア当局による保護がないため、モンタニャードの人々は危険な状況に置かれていた。2005 年 1 月にベトナム、カンボジア、UNHCRの間で調印された、亡命希望者の状況を解決するための了解覚書（MOU）は、依然として有効である。MOUに従ってカンボジアからベトナムに帰還した人々が拘留され、取り調べと虐待を受けるという事件が時に起こるという報告がなされていることから、ベトナム当局による侵害が起こっていたように思われる」**[3b]**

18.13 2009 年米国国務省報告書は以下の通り指摘した。

「第三国定住資格を得ていないすべてのベトナム人のカンボジアからの帰還を促進するために、政府はカンボジア政府およびUNHCRと調印した三者間の了解覚書を履行し続けた。地方政府当局はそれを順守して、UNHCRおよび外国の外交代表による中央山岳地帯への事実調査・監視視察を妨害しなかった。UNHCRは非公式に帰還者と面会することができたと報告した。外国の外交官は、帰還者との非公式な面会の許可段階で下級役人からの抵抗を受けた。それまでの年と同様、地方警察官は時に、外国の外交官と帰還者との面会に立ち会おうとしたが、場を外すよう求められると立ち去った。省政府は一般に、少数民族の帰還者をカンボジアから平和的に帰還させる義務を守り続けた。その年間を通じて数回、監視視察を行ったUNHCRは、中央山岳地帯の少数民族の状況は 2001 年と 2004 年の取り締まり以降、著しく向上したと報告しつつ、中央山岳地帯での監視において少数民族の個人に対する「虐待についての明確な証拠はなかった」と述べた」**[2a] (第 2d項)**

18.14 同資料には以下の記載がある。

「より大きな経済的機会を求めるため、または他の国に移住する近道を探るためと報じられるように、少数民族グループの中には引き続きカンボジアやタイに出国する者もいた。政府役人は一定の山岳地帯の少数派、特に中央山岳地帯の複数の少数民族グループを厳しく監視した。というのは、それらのグループが実践した宗教が少数民族の分離主義を促したためである。政府は起こり得る少数民族の分離主義活動に対処するために、継続して中央山岳地帯に治安措置を課した。海外の少数民族コミュニティーと電話で連絡を取っ

この出身国情報報告書には、2010 年 5 月 19 日時点で公表されている最新情報が含まれている。
最近の文書で関連の情報が得られない場合には、比較的古い資料が含まれている。

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

ている少数民族の個人は、警察の特別な警戒対象となるという報告があった。カンボジアへの入国を求める少数民族の人たちは、両国の国境で活動するベトナム警察によって追い返され、時にはその後に警察による殴打や拘束が続く、という報告も少数あった。政府は引き続き、教育・医療施設を改善したり、農村社会や村落の連絡道や電化を拡張したりする特別制度を通じて少数民族の不満の原因に取り組んだ。政府は特別制度を使って、中央山岳地帯の少数民族に土地を割り当てたが、こうした特別制度は公平に実施されていないという訴えがあった」**[2a] (第 6 項)**

18.15 2009 年米国国務省報告書は次の通り指摘した。「中央山岳地帯で地方土地利用政策に抗議する少数民族グループによるデモを組織した容疑で個人を拘留、逮捕した 2008 年 4 月の事件に関して進展があったという報告はなかった･･･。国際的な非政府組織（NGO）の推定によると、2004 年中央山岳地帯抗議行動に関連した少数民族の数百のデモ参加者は投獄されたままである」**[2a] (第 1e 項)**

18.16 フリーダム・ハウスは、2009 年 7 月 16 日発表の報告書*Freedom in the World 2009* の中で次の通り記載した。「人権団体は、政府が 2001 年以降、350 人以上のモンタニャード（フランス語で「山の民」）を逮捕し、土地没収に対する抗議と宗教の自由拡大への要求の罪で多くの人々（その多くはカトリック教徒）に長期刑を科したとして非難した」**[29]** ヒューマン・ライト・ウォッチは *2010 World Report*（2009 年中の事件・出来事を報告）の中で以下の通り記載した。

「中央山岳地帯では、当局は 2009 年、政府が破壊分子と見なしている未登録の家庭教会に所属した容疑、土地の権利に関する抗議行動を計画した容疑、または権利侵害に関する情報を海外の活動家に知らせた容疑で数十人のモンタニャード系キリスト教徒を逮捕した。その取り締まりの焦点は、50 人以上のモンタニャードが逮捕され、少なくとも 9 人がその年に実刑を宣告されたジアライ（Gia Lai）省であった。モンタニャードが政府の許可した教会に参加する誓約書に署名することを拒否した時、警察はモンタニャードを電気警棒で殴って電気ショックを与えたことが何回かあった」**[5a]**

第 12 項の「刑務所の状態」も参照。

第 17 項の「カトリック教会」および「プロテスタント」も参照。

目次に戻る
情報源一覧へ進む

女性同性愛者、男性同性愛者、両性愛者および性転換者

19.01 以下の資料を参照する。

米国国務省の 2010 年 3 月 11 日発表の *2009 Country Reports on Human Rights Practices*（2009 年米国国務省報告書）（USSD Report 2009）（第 6 項「性的指向および性同一性に基づく社会的虐待、差別および暴力行為」）
http://www.state.gov/g/drl/rls/hrrpt/2009/eap/136015.htm **[2a]**

カナダ移民難民委員会の 2010 年 1 月 8 日付 VNM103323.E の「法、国の保護および支援サービスの利用可能性を含む、同性愛者の扱い」
http://www.unhcr.org/refworld/country,COI,,,VNM,,4b7cee8e37,0.html **[6j]**

GlobalGayz の 1997-2010 年 Gay Vietnam News & Reports
http://www.globalgayz.com/vietnam-news.html **[18]**

Gay Times の Gay Guide: Vietnam
http://www.gaytimes.co.uk/Hotspots/GayGuide-action-Country-countryid-1016.html **[31]**

目次に戻る
情報源一覧へ進む

障害者

20.01 以下の資料を参照する。

米国国務省の 2010 年 3 月 11 日発表の *2009 Country Reports on Human Rights Practices*（2009 年米国国務省報告書）（USSD Report 2009）（第 6 項「障害者」）
http://www.state.gov/g/drl/rls/hrrpt/2009/eap/136015.htm **[2a]**

目次に戻る
情報源一覧へ進む

女性

法的権利

21.01 ベトナム憲法第 63 条は、「男性市民と女性市民には平等の権利がある･･･。女性に対するあらゆる差別行為および女性の尊厳を傷つけるあらゆる行為は厳格に禁止される」と明記する。**[17a]**ベトナムは国連の女性差別撤廃条約（CEDAW）の締結国である。国連の女性差別撤廃委員会は、2007 年 2 月 2 日付の報告書に以下の通り記載した。

「法体制の改善、およびCEDAWの実施、さらに女性と女児に対する差別を撤廃するために近年、様々な領域で導入されているその他の法的措置や政策措置の実施として、同委員会は新男女平等法（Law on Gender Equality）の採用を歓迎したが、一方で、それらの法および措置の実際の効果について、さらにそれらの法および措置がどの程度まで女性および女児の向上を促し、同条約によって適用されるあらゆる領域で女性および女児が自分たちの人権をどの程度まで享受しているのかについて、締約国が十分な情報を提供しなかったことを同委員会は遺憾であると考えている」**[32] (p2)**

21.02 2010 年 3 月 11 日発表の米国国務省の *2009 Country Report on Human Rights Practices*（2009 年米国国務省報告書）（USSD Report 2009）は次の指摘をした。「女性に対する優遇措置を求める労働法の規定に加え、結婚生活および職場における女性の権利の保護に専ら関わる広範囲の法規制があるにもかかわらず、女性が必ずしも平等の扱いを受けるとは限らなかった」**[2a] (第 6 項)**

政治的権利

21.03 2009 年米国国務省報告書には次の記載がある。「法は、女性および少数グループの政治参加に関する平等の機会を規定している。国民議会では、127 人、つまり前回の議会に比べやや低い割合の 26%が女性議員である」**[2a] (第 3 項)**

21.04 同報告書はまた、以下の指摘をした。

「CPV所属の女性連合（Women's Union）および政府のベトナム国家女性向上委員会（NCFAW = National Committee for the Advancement of Women）は継続的に政治上、経済上、法律上の男女平等、および配偶者の虐待からの保護を含む、女性の権利を促進した。女性連合はまた、女性の向上を促すために無担保小口融資（microcredit）消費者金融制度などの制度を運営した。NCFAWは継続的に女性の向上に関する政府の国家戦略を実施した。この戦略の重要な領域には、重点的により多くの女性が省庁内や国民議会内で幹部職に就いた。その戦略はまた、識字率、教育を受ける機会および医療の向上を重点的に目指すというものであった」**[2a] (第 6 項)**

社会的経済的権利

21.05 フリーダム・ハウスが 2009 年 7 月 16 日に発表した*Freedom in the World 2009* には、「女性の経済的機会は拡大しているが、相変わらず賃金や昇進の点で差別を受ける」という記載がある。**[29]**2009 年米国国務省報告書は、「女性は相変わらず社会的差別を受けていた」と指摘する。**[2a] (第 6 項)**

21.06 米国国務省領事局のウェブサイトは、2010 年 4 月 1 日時点で次の通り記載している。「ベトナム法は事実婚（common-law marriage）を認めない。当局は同棲を認証する証明書を発行するが、それが法的婚姻とはならない。ベトナム法は、実の兄弟姉妹、父か母の異なる兄弟姉妹、いとこ同士、または 3 親等内の近親者同士の婚姻を禁止する。結婚できる法定年齢は男性が 20 歳、女性が 18 歳である･･･。離婚証明書はそれを発行した裁判所に記録として残されている」**[2d]**

女性に対する暴力

21.07 フリーダム・ハウスは、2009 年 7 月 16 日に発表した*Freedom in the World 2009* の中で、次の指摘をした。「多くの女性は家庭内暴力の被害者であり、また毎年、数千人もの女性が国内外で売買されて売春を強いられている」**[29]**

21.08 2009 年米国国務省報告書には以下の記載がある。

「女性に対する家庭内暴力は、その問題の重大性を判断するための正確な統計はないが、日常的に起こると考えられていた。役人は徐々に、家庭内暴力は重大な社会問題であると認識し、報道機関では公に議論されるようになった。法は、「扶養している者を残虐に扱う者」に対する、警告から最高 2 年の実刑までの刑罰について規定している。家庭内暴力防止管理法（Law on Domestic Violence Prevention and Control）は家庭内暴力を構成する行為を規定し、具体的な大臣職の責任を異なる政府機関や省庁に割り当て、家庭内

暴力の加害者に対する刑罰を規定するが、NGO [非政府組織] および被害者の弁護士はそれらの規定の多くは貧弱であると見なしていた。警察および法制度は全般的に、家庭内暴力事件を扱うには整備されていないが、国内外のNGOの援助を受けて、政府は継続的に警察、弁護士、および法執行に関わる裁判官などの研修を行った」**[2a] (第 6 項)**

21.09 同報告書はまた、以下の指摘をした。

「性的嫌がらせ行為とその刑罰は法に明確に定義されているが、その防止については法律文書に明記されていない。政府職員その他の公務員に関する倫理規則に関する刊行物および研修は、問題が存在するのに、それについて触れていない。性的嫌がらせの被害者は、女性連合などの社会的団体に助けを求めて連絡を取ることができる。深刻な場合には、被害者は刑法の第 121 条（「他者に対する屈辱」に対処し、警告、最高 2 年間の公共労役、3 カ月から 2 年の実刑を含む刑罰を規定する）に基づいて加害者を訴えることができる。ただし、現実には、性的嫌がらせに関する裁判は前例がなく、ほとんどの被害者は公に加害者を訴えることを好まなかった」**[2a] (第 6 項)**

21.10 この資料には次の記載がある。

「法は暴力を使ったり暴力で脅したりすること、自己防衛を行うことができない者につけ込むこと、または卑劣な手段を用いて相手の意思に反して性交渉を持つことを禁じている。つまり、強姦、配偶者強姦、および場合によっては、性的嫌がらせを刑事罰の対象とするように思われるが、配偶者強姦や性的嫌がらせで起訴になった例はまだなかった。それ以外の強姦事件は法の及ぶ範囲で起訴された。その問題に関する限り信頼できるデ―タはなかった」**[2a] (第 6 項)**

21.11 カナダ移民難民委員会（IRB）の 2010 年 1 月 8 日付の報告書には、以下の指摘がある。

「ベトナムで女性に向けられる家庭内暴力は「深刻な問題」である･･･。報道によると、家庭内暴力は国のあらゆる地域、およびあらゆる社会階層で起こっている･･･。人権擁護団体監視員によると、ベトナム社会の一部の人々は、妻を教育するのは夫の責任であるため、体罰を含め、夫は妻をしつけることができると信じている･･･。いくつかの情報源の報告によると、被害者はしばしば家庭内暴力事件を報告することを嫌がる･･･。多くのベトナム人は、家庭内暴力は私的な家庭の問題である信じている･･･。ベトナム政府は 2007 年 11 月 21 日、家庭内暴力防止管理法を通過させ、2008 年 7 月 1 日に施行した･･･。同法は家庭内暴力を防止、管理し、被害者を支援するという点について、国、個人、家族、組織および団体の義務を規定している･･･。同法はまた、家庭内暴力を構成するものについても規定し･･･家庭内暴力を犯した者は、「民事侵害として罰金を科されるか、懲罰を受けるか、または刑事罰で起訴されるかして、引き起こしたすべての損害を補償するものとする」ことを明示している･･･。同法はまた、再犯者に対する「再教育」措置について規定し･･･警告から懲役 2 年までの刑罰を法によって科すことができる･･･。法の有効性について懸念が起こった･･･。ホーチミン市を拠点とするThan Nien新聞の報道では、2008 年 9 月に開かれた家庭内暴力に関する会議での政府役人および非政

府組織職員によると、「家庭内暴力を犯した者を更生施設に送る前に法によって必要とされる文書を作成するのに 6〜9 カ月かかり、その間に被害者は「家庭内暴力に苦しみ続ける」ことになる可能性がある･･･。その記事によると、それらの役人や職員の多くはまた、「家庭内暴力はベトナム刑事法に従って検討されるべきであるという意見を表明」し、家庭内暴力は刑事罰の対象にしないことを示唆した･･･。ハノイを拠点とするViet Nam News（VNS）新聞の 2009 年 12 月 3 日付の記事によると、イエンバイ（Yen Bai）、ホアビン（Hoa Binh）、ディエンビエン（Dien Bien）、ライチャウ（Lai Chau）、フンイエン（Hung Yen）の各省での同法の実施について詳細に説明した、ベトナム家庭内暴力防止ネットワーク（Viet Nam Domestic Violence Prevention Network）の報告書には、家庭内暴力に関する法は「ゆっくりと」実施されているという記載がある･･･。同報告書はまた、政府役人を含む多くのベトナム人は同法を知らないか、無視を決め込んでいることも示唆している・・・」**[6d]**

利用可能な援助

21.12 2009 年米国国務省報告書には以下の記載がある。

「複数の国内外のNGOが家庭内暴力の問題に取り組んでいた。国内NGOによって運営されている被害者のためのホットラインは主要都市に設置されていた。また、女性連合が支援する女性発展センター（Center for Women and Development）は、農村地域ではあまり広く宣伝されていないが、全国ホットラインを運営していた。農村地域は危機センターや家庭ホットラインを提供するには財源不足であることが多かったが、2007 年法は女性が他の家族を頼ることを可能とする「信頼できる居住地区」（reliable residences）制度を定めているが、一方、地方の当局や地域社会のリーダーは虐待者と向き合い、被害者の訴えを解決しようとしている。政府統計によると、すべての離婚の約半分は家庭内暴力が一因であった。離婚率は上昇を続けたが、多くの女性は社会的に家族の汚名を着せられたり、経済的に不安定な生活を強いられたりするよりも、依然として虐待を受ける結婚生活に留まっていた。海外のNGOの助けを借りて、政府は家庭内暴力および女性の権利全般についての男女に対する教育を目的としたワークショップやセミナーを支援するとともに、国民意識向上運動を通じて問題を浮き彫りにさせた。国内のNGOはますます女性の問題、特に女性に対する暴力、および女性と子どもの人身売買の問題に関わるようになってきた」**[2a] (第 6 項)**

21.13 カナダ IRB の 2010 年 1 月 8 日付の報告書には、以下の記載がある。

「2008 年、家庭内暴力に対処するために、地方当局、法執行官、および医療従事者を巻き込んだ、全国の草の根レベルでの「反暴力実験モデル」を政府は導入した･･･。また、家庭内暴力に対する「国家行動計画」は 2010 年に開始され、2020 年まで継続される予定である･･･。ベトナム政府、外国政府、国内外の非政府組織（NGO）、および国連のいくつかの機関は近年、家庭内暴力に対する意識向上運動に協力して取り組んだ･･･。法執行および司法制度に関わっている者は家庭内暴力問題への対処に関する研修を受け始めたと報じられた･･･。家庭内暴力の被害者を支援する複数の国内外のNGOがベトナムで活動している･･･。その中には、首相や関係政府機関に女性関連の問題に

関して政策提言を行うベトナム国家女性向上委員会（NCFAW）も含まれる･･･。また、1930 年に創設されたベトナム女性連合は、女性の権利を保護し、男女平等を促進するために活動している･･･。ベトナム女性連合が 2002 年に設立した女性発展センター（CWD）は、家庭内暴力関連の問題に関して相談を行うとともに、国民の意識向上を図る･･･。同センターはまた、家庭内暴力の被害者のために少なくとも 1 カ所の保護施設を運営し･･･さらに家庭内暴力からの生存者のための保護施設を新たに建設中である･･･。報道機関の報道によると、ハノイには、平和の家（Peaceful House）と呼ばれる家庭内暴力の被害者のための保護施設があり、その施設は 2009 年の 1 月から 10 月までの期間に 1,200 人以上（2008 年から 130%上昇）を援助した」**[6d]**

第 22 章「子ども」も参照。

第 23 章「人身売買」も参照。

目次に戻る
情報源一覧へ進む

子ども

一般情報

22.01 在ハノイ英国大使館は、2008 年 5 月 12 日付の公式文書で以下の通り記載した。

「民法の第 18 条 **[17g]** に従って、満 18 歳以上の者が成人である。満 18 歳に達していない者は未成年者である。また、民法（満 6 歳から満 18 歳未満の未成年者の民事行為能力に関する第 20 条）に従って、
1. 満 6 歳から満 18 歳未満の者は、民事取引の確立と履行に際し法定代理人の同意が必要である。ただし、当該者の年齢層に適した日常生活の必要性を満たすための民事取引、または別に法によって規定された民事取引は除く。
2. 満 15 歳から満 18 歳未満の者が義務の履行を保証する財産を有する場合、当該者は法定代理人の同意がなくても、他に特に法による規定がなければ、自ら民事取引を確立、履行することができる」**[8d]**

22.02 2006 年 10 月 17 日付の「ベトナムに関する総括所見」（Concluding Observations on Vietnam）で、国連子どもの権利委員会（CRC）は、次の通り懸念を表明した。「刑法の一部の規定（児童買春に関連した第 254～256 条を含む）は 16 歳未満の子どもについてのみ言及している」**[13] (p3)** ヒューマン・ライト・ウォッチの 2006 年 11 月付の報告書には、次の記載がある。「刑事責任能力年齢は刑事犯については 14 歳、行政犯については 12 歳であるとベトナムの刑法は規定する。同刑法は 16 歳未満の少年犯罪者に対する免除について規定し、改善が見られ、かつ刑期の半分を務めた少年犯罪者を早期釈放することを認めている」**[5c] (p15)**

22.03 同報告書には、さらに以下の記載がある。

「刑法は、少年裁判を扱う際に裁判所に対し「教育的予防的」な処罰を検討することを求めている。地方を中心とした「教育的措置」の目的は、「少年

犯罪者が地域社会の中で労働と学習に務め、[地方の] 人民委員会、社会組織、および家族の監視および支援の下に、通常の社会環境において当該少年犯罪者が悔悛することができる条件を作り出す」ことである。2005 年 1 月に公布されたベトナムの児童保護、養護および教育に関する法（児童保護法）は、「法に違反する行為を犯した子どもの扱いは主に、そうした子どもが犯した不法行為について認識し、そのような不法行為について罪を償い、改善を図ることを目的」として、法執行機関に対し家族、学校、および社会が法を犯した子どもに教育を与えるよう求めている」**[5c] (p15-16)**

22.04 2009 年米国国務省報告書は以下の通り指摘した。

「法は大部分の児童労働を禁止しているが、特定の職種については例外を認めている。とはいえ、児童労働は、特に人口の 3 分の 2 が居住する農村地域では、相変わらず問題であった。法は雇用の最低年齢を 18 歳と規定しているが、企業は両親およびMOLISA [ベトナム国労働傷病兵社会省] の許可を得た場合、15～18 歳の子どもを雇用することができる。MOLISAは 2006 年、6 歳から 17 歳の子どもの約 30%は何らかの形の経済活動、通常は法の適用外にある自営の農場や会社の仕事に携わっていると報告した」**[2a] (第 7d項)**

22.05 フリーダム・ハウスは、2009 年 7 月 16 日に発表した*Freedom in the World 2009* の中で、「11 月 [2008 年]、政府は人口増加を抑える取組みとして二人っ子政策の厳格な実施を発表した」と指摘した。**[29]** 2009 年米国国務省報告書には以下の記載がある。

「法は夫婦 1 組あたりの子どもの数を 2 人に制限している。政府は主に、個人に家族計画を実践するよう強く奨励するために報道機関の宣伝活動を通じてその政策を遂行した。ただし、政府はまた、一貫性には欠けるものの、3 人以上の子どもを持つ公共部門の職員に対して昇進や昇給を行わないことによってその政策を遂行した･･･。すべての子どもが出生後直ちに登録されるとは限らなかったため、時に教育を受けていない子どもも生まれた。出生証明書は、教育や治療などの公共サービスを受ける場合に必要であるが、親、特に少数民族の親の場合、子どもを登録しないことがあるため、子どもを学校に入学させたり、政府支援の保護を受けさせたりすることができないことがある」**[2a] (第 6 項)**

教育

22.06 Europa World は 2010 年 3 月 17 日時点で以下の通り指摘した。

「義務教育である初等教育は 6 歳で始まり 5 年間続く。中等教育は 11 歳で始まり前期 4 年間と後期 3 年間からなる 7 年間教育である。2004-5 年度では、初等教育前の全登録者数は該当する年齢層の子どもの 61%であった。同年度で、初等教育の登録者数は、該当する年齢層の子どもの 93%（男児 96%、女児 90%）であったが、中等教育の登録者数は該当する年齢層の 75%（男児 76%、女児 94%）であった。2007-08 年度では、初等教育前の教育施設は 10,822 校、小学校は 15,441 校、中学校は 12,098 校あり、一方、高等教育機関は 322 校あり、150 万人を上回る学生が在籍していた」**[1]**

22.07 2009 年米国国務省報告には、次の記載がある。「14 歳終了まで教育は義務教育であり、無償であり、全国共通であるが、特に政府と家庭の教育費が逼迫し、かつ農業労働者としての子どもの働きを重視している農村地域では、当局は必ずしもそうした要件を強要していない」**[2a] (第 6 項)**

22.08 エコノミスト・インテリジェンス・ユニット（EIU）の 2008 年ベトナムに関する国別プロフィールには、次の記載がある。「ベトナムの識字率は高い。高等教育を受ける機会は歴史的に制限されてきたが、ほぼ全国共通の初等教育の導入によって高い識字率が達成された。2002 年ベトナム生活水準調査によると、10 歳以上の人口の 92%（女性 89%、男性 95%）は読み書きができた」**[15] (p9)**

22.09 同報告書には、さらに次の記載もある。「ベトナムの入学率は、過去最高の水準に達し、特に高等教育での入学率は急速な伸びを見せた。大学の学生数は 2001 年の 97 万 4,000 から 2007 年の 190 万へと増加し、同じ期間で私立学校が占める学生の割合も 12%から 17%に増え、2007 年には学生数は 26 万 5,000 人に達した」**[15] (p9)**

児童養護

22.10 国連児童基金（UNICEF）による 2010 年 4 月 7 日時点の報告書には、以下の記載がある。

「児童保護に関する懸念がベトナムでは増している。ベトナムの 260 万人以上の子どもが特別な保護を必要としていると報告されている。保護が必要な子どもを順番に挙げると、虐待や性的搾取を受け、人身売買される子ども、路上で暮らす子どもや障害児、法律を破る子ども、孤児と捨て子とHIV・AIDS感染の子ども、および貧困家庭の子どもとなる。それらの子どもは、ほぼ例外なく厳しい状況にある。ベトナムで施設で暮らす子どもはごく少数である。それより多くの子どもが独力で生活している。その中には強制的に働かされている子どももいる。路上で生活している子どももいる。それは、HIVに感染したり、薬物を使用したり、犯罪や性犯罪の餌食になったりする危険性が増す状況といえる。子どもがそのような困難な状況にはまり込むのには、多くの複雑な理由がある。貧困、収入の格差および市場経済への移行など経済的要因によって、子どもはより弱い立場に置かれることになった。移住、家族に関する価値観の崩壊、および男女差別などの社会的傾向もまた、子どもを傷つけている。包括的な法的枠組みの欠如、法の執行の貧弱さ、児童保護に対する限定的な理解などの制度的な問題もまた、子どもの存在を脅かしている。HIV感染の急速な広がりも子どもをより危険な状況に追い込んでいる」**[10a]**

22.11 同報告書はさらに続く。

「問題を複雑にしているのは、ベトナムが包括的な児童保護制度もなければ、正式な児童保護サービスもないことである。それらがないため、特別な保護が必要な子どもたちに救いの手を差し伸べ、世話をしようとする取組みが行き詰まってしまう。ベトナム政府はこうした課題に取り組み始めている。

この出身国情報報告書には、2010 年 5 月 19 日時点で公表されている最新情報が含まれている。
最近の文書で関連の情報が得られない場合には、比較的古い資料が含まれている。

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

UNICEF からの直接支援を受けて、政府は、2006 年～2015 年に子どものための予防体制と制度を構築するために、国家児童保護戦略を策定中である。

22.12 2009 年米国国務省報告書は以下の通り指摘した。

「親が娘に売春をさせたり、売春を働くように強いるために金銭的に大金を要求したりしたという報告もわずかながらあった･･･。事例証拠が示唆するものは、子どもへの虐待は起こったが、そのような虐待の程度に関する情報はないということであった。児童売春は主要都市で特に女子、しかし男子にも存在した。ホーチミン市で売春を行う者の多くは 18 歳未満である。一部の未成年者は経済的理由から売春を行うようになった。1999 年に公布され、2009 年に改正された刑法は、児童売買、不正な児童取引、児童支配のあらゆる行為、および児童買春、強制的な児童労働のあらゆる行為を刑事罰の対象とする･･･。ベトナム国労働傷病兵社会省（MOLISA）によると、路上で暮らす子どもは推定 23,000 人で、その中には警察から虐待や嫌がらせを受ける者も時にいた。MOLISAは、貧困状況にある子どもを支援する 2 つの施設を管理していた。ユース連合もまた、意識向上運動を開始した」**[2a] (第 6 項)**

22.13 同報告書には、次の記載もある。「子どもは国内で、さらに海外に買春目的で売買された。あるNGOの支持者は、売買される女子の平均年齢は 15～17 歳であると推定した。一部の報告書は、カンボジアに売買された女子は通常、それよりも低年齢であることを示唆した」**[2a] (第 6 項)**

第 23 章「人身売買」も参照。

22.14 2006 年 10 月 17 日付の「ベトナムに関する総括所見」（Concluding Observations on Vietnam）で、国連子どもの権利委員会（CRC）は、以下の指摘をした。

「児童買春および買春旅行は同国で増加傾向にある問題であり、ベトナムの売春婦（夫）の少なくとも 10%は子どもであると考えられているという情報に、委員会は懸念を表明した･･･。ベトナム国労働傷病兵社会省（MOLISA）、女性連合、ユース連合、および人口・家族・児童委員会（Committee for the Population, Family and Children）を含む公的機関には、被害者の保護を目的とした活動計画があると委員会は指摘したが、一方、それらの取組みの多くは財源的に不十分であることを懸念し･･･さらに (a) リハビリテーション・サービスは適用範囲が限定され、熟練の専門家も不足していること、(b) 被害児童との再統合の過程で家族を支援する措置が不十分であること、(c) 刑法第 254～256 条に関して、16 歳から 18 歳の買春被害者は法に基づいて被害者として必ずしも扱われない場合があり、その場合は行政的に制裁処置を講じることができること、および (d) 犯罪活動に対処するための警察、検察官または裁判官の特別チームが不足していることについて、委員会は懸念している･･･」**[13] (p4-5)**

22.15 ヒューマン・ライト・ウォッチによる 2006 年 11 月付の報告書には、以下の記載がある。

「人口・家族・児童委員会（CPFC）は、親または後見人と切り離された、または一緒に住めない子どもを含め、特別な保護を必要とする子どもに対する児童保護、養護および教育に関して国家的責任を担う省庁レベルの国家機関である。CPFCはまた、社会保護センター（Social Protection Center）を含むすべての「児童支援施設」の運営を監視して、それらの運営が目的および法的要件に適っていることを確認する責任を負っている。治安省とともに、CPFCは子どもの権利の保護を監視する責任を負っている･･･。ヒューマン・ライト・ウォッチの調査によると、それらの制度や政府系機関のいずれも、路上で暮らす子どもの保護と養護を行い、そうした子どもの権利を保護する義務を十分に果たしていない･･･。1988 年の脱集産化後に導入されたベトナムの社会保護制度は、ホームレスの子ども、孤児、障害児、路上で暮らす子どもを含む弱者の養護に関わっている。社会援助政策は中央で策定され、地方レベルで実施される･･･。人民委員会は、「社会援助受益者」が困窮している時、あるいは自活するか、家を持つことができない時、地方の社会保護センター（すでに指摘したように、同センターは社会慈善施設または社会援助センターとも呼ばれる）に送られるそうした受益者を管理する。「正規社会援助制度」は、孤児、「孤独老人」、深刻な障害者および慢性精神疾患者に適用される。「非正規社会援助制度」は、自然災害または家族の死による困窮に陥る者、さらに路上で暮らす子どもを含む「さまよえる乞食」に適用される」**[5c] (p13-15)**

22.16 「社会保護センター」について、同報告書には以下の記載がある。

「あるベトナム研究者は次の通り、社会保護センターが実際に活動する方法について説明した。「[社会保護センターは] 郡当局によって政治運動中に逮捕された者を一時拘留する場所である。こうしたセンターは、重大犯罪は犯していないが、しかしその行動および生活様式が社会の秩序と治安に対して脅威となる恐れのある者のために設けられている。従って、そのような者は、裁判所または司法機関からの命令がなくても集合させられるか、逮捕される」･･･児童保護法の施行令に従って、社会保護センターを含む「児童支援施設」は、「[障害のある] 子どものための特徴のある･･･教育、法を破った子どものための教育および再教育、薬物中毒の子どもの解毒、社会的寄付者グループの子ども [すなわち、社会援助受益者である子ども] の養育および教育、特殊な状況にある･･･子どものための宿泊設備、食事およびその他のサービスの提供」といったものを提供することが要求される。社会保護センターを規制する命令 25 に従って、政府はそうした施設が法を順守しているかどうかについて調査、査察し、違反に対処し、それらのセンターの「運営に関連した政策や制度の違反に対する「訴えや非難」を解決する責任を負っている。社会保護センターを規制する法に違反したと見なされた組織や個人は、その違反の性質および深刻さに従って、懲戒処分、行政処分、または刑事責任を問われる」**[5c] (p17-18)**

22.17 同報告書には、さらに以下の記載がある。

「CPFCドロップイン相談センターの設置にもかかわらず、政府は路上で暮らす子どもを強制収容または拘束する方法を完全に排除していなかったことは明確である。理論上、犯罪を犯したことのない路上で暮らす子どもを見つけた警察は、ドロップインセンターに連れて行くことになっており、そのセン

ターの職員は子どもの出身地を探り出し、可能であれば、家族と再会させることになっている。実際には、そうしたことが起こることはほとんどない（補足説明： ドロップインセンターは家族の状況がどのようなものか、および家に帰ることが子どもにとって最善であるかどうかについて十分に調査することができないと、ハノイのソーシャルワーカーは述べている）。警察はドロップインセンターを無視して、社会保護センターに路上で暮らす子どもを直接送ることが多く、公式な一斉検挙運動期間中には特にそうである。ハノイの国際組織の職員は、「CPFCがその問題を管理することになっているが、実際には、警察が路上で暮らす子どもを社会保護センターに送ることが多い」と述べた。ハノイに拠点を置くベトナム人研究者は、「子どもが [センター] に入ると、いかなる調整もいかなる支援や監視も存在しない･･･。それはやはり、大きな問題 [ホームレスの子ども] である。ベトナムには子どもを食べさせる余裕のない貧しい農民が数百万人いる。そのような子どもがハノイに行く。政府は、都市から路上で暮らす子どもや乞食を一掃する運動を行っている。2003 年以後、家族の元に帰る子どももいたが、しばらくすると多くの子どもが再び都市に戻ってしまった。政府は、家族に対し子どもを家に留めさせるための報奨を与えることになっていたが、その報奨は十分ではない。そのため、子どもは都市に帰るが、警察を避けるために別の地区に戻る」と 2006 年 8 月にヒューマン・ライト・ウォッチに語った」**[5c] (p28-29 および 33)**

22.18 同報告書は結論として以下の通りまとめられている。

「書面としては、多くのベトナムの法律、命令および指令は子どもの権利に関して憲法と一致しており、政府が子どもを養育し、保護し、教育することを公約したことを明示したものである。路上で暮らす子どもに関する政策は主として、虐待を禁止し、更生と家族との再統合を促進させるという人道的な取組みを求めている。ところが、実際には、政府は定期的に路上で暮らす子どもを恣意的に検挙、収容するという運動を許可している。政府役人は社会保護センター、特にドンダウ（Dong Dau）における悲惨な状況、および路上で暮らす子どもがそこで味わう肉体的精神的虐待に対して見て見ぬふりをしている。現在の形態の社会保護センターは、子どもにとって不適切な施設であり、路上で暮らす子どもを保護し社会復帰させ、家族との再統合を手助けするという政策目標に反した存在である」**[5c] (p66)**

22.19 在ハノイ米国大使館のウェブサイトには、2008 年 4 月 25 日付で以下の記載がある。

「養子に適した孤児の定義は、命令 68/2002 の第 44 条に規定され、子どもは「その子どもの父および（または）母の書面による自主的な同意」がない場合、養子として出されることがないことが明記されている。同命令には、その規則に対する例外事項が 3 つのみ記載されている。その 1 つは両親がともに死亡している場合、2 つ目は子どもが「捨てられていたか、医療機関に置き去りにされた」場合、3 つ目は「子どもの親が民事行為能力を喪失した」場合である [原文のまま]。命令 69/2006 は、児童養護施設または人民委員会は子どもがそれらの例外事項の 1 つに適用されることを証明しなければならないことを明確にしている。それ以外の場合、子どもは相変わらず親の保護の下にあると見なされ、養子が認められる前に親の同意が必要とされる。命令 68/2002 および命令 69/2006 はまた、捨てられたか、医療施設に置き去り

にされた子どもの場合、実の親を 30 日間捜さなければならず、またすべての場合において、別の 30 日間に国内の養子親を捜さなければならない。これらの調査は児童養護施設または地方の人民委員会によって実施される」**[2e] (養子縁組法および行政機構)**

22.20 ベトナムの孤児人口は子どもの総人口 2,860 万のうちの 150 万と推定された（UNICEFの 2007/2008 年データより）**[10b]**在ハノイ英国大使館は 2008 年 5 月 12 日付の公式文書の中で、COIサービスが提出した質問に対して以下の通り回答した。

「1. 過去において、ベトナムでは児童ホームが実質的に人身売買、主に買春のための勧誘センターになっているという申立てがなされている。それが事実であるという証拠はあるのか。

ベトナムではこれについての非公式なうわさがあった。UNICEF および複数の大使館がこの問題を提起した。しかし、児童保護施設の中には、すべての養子縁組が合法的であること（例えば、乳児は買われたのではないこと）を保証するために、正しい保護が行われていない（あるいはさらに悪いことには、保護を行わないことを決定する）施設があるのではないかと、心配しているベトナムの人々もいる。児童保護施設から子どもを養子にすることは必ずしも、子どもの人身売買のための手段であるとは限らない。しかしながら、ベトナムのテレビ局が最近、養子縁組制度は（特に広範囲に及ぶ辺ぴな地域において）人身売買業者によって悪用されているという問題を提起した。警察はいくつかの事件を単に捜査するだけであった [原文のまま]。これに関する最新ニュースは、クワンニン（中国と国境を接する省）の警察によって捜査された人身売買事件である。そのニュースは、2008 年 5 月 12 日付の新聞「Cong an Nhan dan」（人民の警察）で取り上げられた。

2. ベトナムの児童保護施設や児童ホームでの養護と状態の一般基準とは何か。

UNICEF によると、ベトナムの児童保護施設の標準的な養育および状態は非常に基本的である。実際に、子どもは子どもだけで過ごすのではなく、他のグループ、例えば、老人と一緒に過ごさなければならない。ベトナムにおける施設での養育計画のほぼすべてが、食べ物、衣料および教育を含む基本的な宿泊施設を子どもに提供するというものである。そのような施設のほぼすべてにおいて、専ら教育に重点が置かれ、子どもの総合的な発達におけるその他の側面はほとんど無視された状態であることが示されている。ベトナムの保育施設の子どもの生活については、子どものための余暇時間および（または）文化活動は極めて限定されていると言われる。多くの施設は年に 2、3 回遠足の手配を行い、一部の施設では子どもは図書館、テレビ、スポーツ設備を利用できるが、余暇時間や文化活動は質量とも極めて貧弱である。テレビを付けたり消したりするのも、子どもが観る番組を決めるのも施設の職員であることが多い。多くの場合、視聴者に十代の子どもがいても、職員は最も幼い子どもに適した番組を選ぶ。加えて、幼い子ども向けの玩具も非常に少ない。職員は、児童虐待（性的、肉体的、精神的虐待）の犯罪歴がないことを確認するための安全検査を行わずに採用される。職員は主に教育修了資格に基づいて採用される。ハタイ（Ha Tay）省の保育施設の副園長は、施設

で働く人を雇用する際に学歴に頼ると述べた。同副園長は採用手続きに地方警察が関わることはないとも述べた [原文のまま]。

3. 家族のいない子どもの世話をする施設は他のあるか。ある場合、それらは何か、養育と状態の全般的な水準はどの程度か。

公式の統計によると、国には 373 の社会福祉施設がある。138 の施設（40%）は政府が運営し、その他は NGO・INGO、宗教団体および民間団体によって運営されている。ただし、UNICEF の調査によると、合計 372 の施設は子どもの世話をし、それらの施設のうち 76 は子どもと老人の両方、捨て子、または障害者を収容している 61 省の 372 施設のうち 252 は政府（国と地方の両方）の施設か、または政府と非政府が共同で計画した施設である。これらの施設の状態はほぼ同じである。[原文のまま]

4. ベトナムの社会保護センターは政府の児童保護施設と同じであるか。同じでない場合、状態を含めて違いを説明してください。

ベトナムの社会保護センターは政府の児童保護施設である。この種の施設は、子どもと老人（60 歳以上）が一緒に生活する混合社会保護センターである。UNICEF は 1 カ所のセンターを調査した。そのセンターには約 80 人の老人と 34 人の子どもが暮らしている。職員は 36 人いる。賃金は安く、勤務開始前に適切な研修が行われない。61 省のうち 21 省（34.4%）には、職員の採用と雇用に関する最低基準がある。ほとんどの場合、採用基準は熱意の程度、子どもへの愛情、高い倫理観および教育・研修に関係している。センターの約 53%は職員に施設内研修を行っていた [原文のまま]･･･。

7. 親が子どもを捨てることは犯罪であるか。親または家族が子どもを捨てたことが知られた場合、起こり得る結果または刑罰はどのようなものか。

理論上、親または後見人が子どもを捨てることは犯罪である。2006 年 10 月 3 日に公布された政府命令 No 114 は、以下の通り規定される。
以下のいずれかを行った親または後見人には、5 百万ドンから 1 千万ドンの過料が科せられる。
1. 生まれたばかりの子どもを捨てること。
2. 子どもを育てるために保護・経済的援助に貢献することができるのに、それをしないで子どもを他の者に預けること。ただし、法で定めた養子縁組の場合はこれを除く。
3. 「児童保護、養護および教育に関する法」の第 40 条で定義したように、保護・援助を行わないため独りでの生活を強いて恵まれない子どもにしてしまうこと。**[17h]**
（第 40 ー 恵まれない子どもとは、頼る人がいない孤児、捨てられた子ども、障害のある子ども、有毒化学物質の被害を受けた子ども、HIV・AIDS に感染した子ども、重労働もしくは危険な仕事をするか、有害物質に触れる子ども、家族から遠く離れて働く子ども、路上で暮らす子ども、性的虐待を受けた子ども、麻薬中毒の子ども、および少年犯罪者である。）
従って、親や後見人が子どもを捨てることは法に反している。理論上、そうした人々はその行動に対し過料が科される。ただし、親や後見人がこうした

行動で罰せられない場合がある。例えば、HIV･AIDS 感染の親、若い未婚の母が子どもを捨てる場合である。[原文のまま]

8. 家族が子どもの世話をする法的義務はあるか。ある場合に、家族が単に子どもの世話をすることができないとすれば（例えば、重病の一人親で他に親戚がいない場合）、この義務はどのような役割を果たすのか。

はい、法的義務はある [原文のまま]。「児童保護、養護および教育に関する法」の第 24 条には次の記載がある。「親および後見人は子どもの世話と養育を行う責任を負う第一の者であり、発達に必要な最高の条件を子どもに与え、親および後見人が自らの力では克服できない困難に遭遇した時は、子どもの世話と養育の責任を果たすために、関係機関および（または）組織からの支援を求めることができる」同法第 25 条にはまた、以下の記載がある。
「1. 親は子どもが一緒に生活するための条件を確保する責任を有する。
3. 母および（または）父が刑務所に服役中で頼る人がいない子どもの場合、あらゆるレベルの人民委員会が代理家族または児童支援施設でそうした子どもの世話と養育を行えるように手配するものとする」

9. 法的な後見制度または親権制度は整っているか。例えば、子どもを親に返すことが安全でない場合（虐待のある状況に戻すなど）、子どもが他の家族の一員と居住するための法的枠組みは整っているか。

ベトナムには後見制度がある。自然の後見人と任命後見人の両方がある。自然の後見人は以下の通り決定される。
1. 反対意見があって実の兄姉の間で同意が得られない場合、成人に達しており、かつすべての要件を満たす長兄または長姉が未成年である弟または妹の後見人になるものとする。長兄または長姉が後見人になるためのすべての要件を満たしていない場合、成人に達しており、かつすべての要件を満たすそのすぐ下の兄または姉が後見人となるものとする。
2. 実の兄姉がいない場合、または実の兄姉が後見人になるためのすべての要件を満たしていない場合、すべての要件を満たす父方の祖父母または母方の祖父母が後見人になるものとする（民法第 70 条）。
3. 子どもに自然の後見人がいない場合、次の最近親者が最近親者の中から一人を任命するか、またはコミューン、区（ward）または町（township）の人民委員会が地方の社会組織とともに後見人を任命するか、または後見を引き受ける慈善家を推薦する責任を負うものとする。[原文のまま]
4. 後見人の任命には、任命された者の同意が必要であり、かつ満 18 歳であること、完全な民事行為能力を有すること、および後見の任務を遂行するのに必要な条件を有すること、という後見の要件に従って関係の人民委員会によって承認される必要がある」**[8d]**

健康問題

22.21 2010 年 4 月 27 日時点の One World のウェブサイトには、以下の記載がある。

「子どもの保護の公約を果たすため、政府は 2005 年、6 歳までの子どもが一次医療、健康診断、および無料の治療を受けられるように新しい法令を導入した。しかしながら、個々の保健センターのレベルでは、必要な財源が確保

されている形跡がまだ見られない。2005 年では、同年齢で比較して幼児の27%が低体重であり、栄養失調や子どもの健康問題により一層協力して取り組む必要がある。その問題の要因は、十分な衛生設備の利用に関して改善が遅れていることであり、これは援助国の協力の失敗が一因である」**[27]**

22.22 世界保健機関（WHO）の「2007-2011 年ベトナムに関する国共同戦略」（*Country Cooperation Strategy for Vietnam, 2007-2011*）には、以下の記載がある。

「5 歳未満児および乳児の死亡率は急速に改善されたが、新生児死亡はほとんど改善が見られず、ベトナムは相変わらず、5 歳未満児の全死亡者の 90%を占めると推定される世界の 42 カ国のうちの 1 カ国である。4 人に 1 人の子ども（25.2%）は栄養不良であり、出産年齢の女性や幼児は貧血状態が続く。また、地理的地域、民族および一般的な社会経済的地位によって、国中でかなりのバラツキが見られる」**[11a] (p35)**

第 21 章「女性」も参照。

目次に戻る
情報源一覧へ進む

人身売買

23.01 人身売買に関する国連機関間プロジェクト（UNIAP = United Nations Inter-Agency Project on Human Trafficking）のウェブサイトには、2010 年 4 月 27 日時点で次の記載がある。「人身売買はベトナムの女性、男性および子どもに影響を及ぼす。人身売買の被害者は、肉体的精神的な健康問題から経済的社会的復帰問題まで様々な困難を経験する」**[30]**

23.02 2010 年 3 月 11 日発表の米国国務省の *2009 Country Reports on Human Rights Practices*（2009 年米国国務省報告書）（USSD Report 2009）は、以下の指摘をした。

「法はほぼすべての形の人身売買を禁止しているが、人身売買被害者の労働、および勧誘と運搬にはあまり対応していない。人身売買、特に性的搾取はもちろん、海外での強制労働のための人身売買は解決されず重大な問題として残った。性関連の人身売買の被害者である市民の数に関する統計で信頼できるものはなかったが、それにもかかわらず、被害者数が増加傾向にあることを示す証拠はあった。政府の統計はまた、乳児の売買などその他の犯罪を含めていたが、事件判決および起訴レベルだけでなく、よく知られた人身売買事件の証拠書類の提出も増えた。政府は一般に、人身売買事件について特定して起訴する過程で徐々に公開するため、国民の意識は向上した。国の経済が成長し続ける中で、人身売買に関与する国内外の犯罪組織は、ベトナムが国際市場に徐々にさらされ、インターネット使用が拡大し、貧富の格差が拡大したことを悪用して、危機にある個人を搾取し、人身売買ネットワークを構築しようとした」**[2a] (第 6 項)**

23.03 2009 年米国国務省報告書はさらに続く。

「女性は性的搾取のため、主にカンボジア、マレーシア、中国、台湾、および韓国へと売られた。女性はまた、香港、マカオ、タイ、インドネシア、英国、東ヨーロッパ、米国への売られた。見合い結婚で台湾、香港、マカオ、韓国、中国に行く女性は人身売買の被害者になったという報告もあった。女性と子どもは、国内でも、通常は農村から都市部に売られた。労働目的の人身売買の被害者（主に男性だが、女性や子どももいる）は建設、農業、漁業、およびその他の営利企業の現場で働くために売られた」**[2a] (第 6 項)**

23.04 同報告書には、さらに以下の記載がある。

「貧しい女性や 10 代の女子、特に農村から来た者は人身売買される恐れが最も高かった。MPS [治安省] および国連児童基金による調査は、人身売買の被害者は国内のあらゆる地域の出身者である可能性はあるが、特定の北や南の国境の省、特にメコン流域に集中していた。家庭内労働者として、または性的搾取のために家族によって売られる者もいた。場合によって、家族の娘が「求人」のあるカンボジアへ行くことを許した代金として、人身売買業者は家族に数百ドルを支払った。多くの被害者は家族収入に大きく貢献するよう強く求められていたが、知人からもうかる仕事を紹介された被害者もいた。虚偽広告、借金による束縛、書類の没収、および本国送還の脅しは、人身売買業者、家族の一員、および雇用主が通常用いる別の方法であった。
個人の詐欺師、非公式ネットワーク、および組織グループは仕事や結婚を餌にして、貧しい女性、多くは農村の女性を誘惑して、売春婦として働かせた。親戚も人身売買に絡んでいる場合が多かった。政府は、組織犯罪グループが勧誘、運搬、その他の人身売買に関係した活動に関与していると述べた。
人身売買業者の大半は、女性を人身売買した罪で有罪となった者に対する 2 年から 20 年の実刑判決、一方、子どもを人身売買した罪で有罪となった者に対する 3 年から終身刑の実刑判決を規定する刑法第 119 条と 120 条に基づいて起訴された。これらの規定は、性的搾取および労働搾取を目的としたいくつかの形の人身売買に対して用いられる。労働法は労働目的の人身売買に対する刑事処分を規定していないため、政府は他の制定法に基づいて労働目的の人身売買加害者に対する捜査、起訴または有罪判決についていかなる報告もしなかった。政府は人身売買業者を起訴するための取組みを強め続けた」**[2a] (第 6 項)**

23.05 米国国務省の 2009 年 6 月 16 日発表の *Trafficking in Persons Report 2009* には、以下の指摘がある。

「ベトナムは、強制労働および商業的性的搾取を目的として人身売買される男性、女性および子どもの送り出し国と受入れ国である･･･。大麻農場で強制労働をさせるために、子どもがベトナムの組織犯罪グループによって英国に売られたという報告や、農業や工場で強制労働をさせるために、子どもが中国に売られたという報告があった。人身売買業者は被害者の地域社会の住民または元住民であることが多い･･･。農村地域出身のベトナムやカンボジアの子どもは、組織犯罪グループとつながりがあることの多い強制物乞い、花売り、宝くじ売りをするためにホーチミン市とハノイに売られる。ベトナムは、女性や子どもが商業的性的搾取および強制労働を目的として農村地域から都市の中心街に売られていくという国内的にも重大な人身売買問題を抱えてい

る。ベトナムは、日本、大韓民国、中国、台湾、英国、オーストラリア、ヨーロッパおよび米国から来た犯罪者による児童買春旅行の行き先になる場合が増えている･･･。政府は継続的に性的人身売買犯罪者を起訴したが、労働目的の人身売買を行う犯罪者を刑事犯として起訴したり、労働目的の人身売買の被害者を保護したりする取組みは不十分であった。政府は国境を越えた性的人身売買と闘うため、人身売買業者に対する捜査と起訴の拡大による対策を講じたが、国内の人身売買に対してはまだ、あまり重点的な取組みを行っていないため、法の執行、被害者保護、および労働目的の人身売買と国内での人身売買の防止の分野でさらに進展を図る必要がある」**[2c]**

23.06 同報告書には、さらに以下の記載がある。

「ベトナム政府は国境を越えた性的人身売買と闘うための法執行の取組みを明確に強化したが、労働目的の人身売買と闘うために講じた対策は十分でなかった。刑法に含まれる制定法は人身売買を禁止する一方、既存の法律は労働目的の人身売買、および人身売買被害者の勧誘と運搬を含む、あらゆる形の人身売買にあまり対応していない。人身売買業者の大半は、性的搾取および労働搾取目的でいくつかの形の人身売買に対して用いられ、また様々な関連犯罪を起訴するためにも用いられる刑法第 119 条と 120 条に基づいて起訴される。2008 年 10 月、政府は 16 歳を越えた年齢の男性の人身売買を含めるため、刑法第 119 と 120 条に対する修正案を提出した。労働者と、ベトナムを拠点とする労働輸出斡旋会社または海外の雇用会社との間の契約紛争はほぼ完全に労働輸出斡旋会社に委ねられている。労働者は労働輸出斡旋会社に不当に扱われていると考えた場合、裁判所に提訴する必要があるが、実際には、提訴するだけの資金がある者はごく少数である。海外のベトナム人労働者は強制労働や借金による束縛に苦しんでいる事例が複数報告されたにもかかわらず、政府は報告期間に労働目的の人身売買の捜査、起訴、または有罪判決について報告しなかった。労働傷病兵社会省（MOLISA）は、複数の労働斡旋会社が様々な違反により罰金を科されるか、活動を制限されたと報告したが、法律違反で免許を取り消された会社は 1 社もなかった。ベトナムの人身売買に関する国家運営委員会は、警察は 2008 年、330 件の事件を捜査し、性的搾取および労働搾取を目的としたいくつかの形の人身売買および様々な関連犯罪を含む、ベトナム刑法第 119 および 120 条の違反で 424 人の個人が有罪判決を受けた。人身売買関連の汚職は地方レベルで起こった。国境検問所と通行検問所の役人が賄賂を受け取って見て見ぬふりをしたが、人身売買関連の共犯容疑で役人を捜査または起訴するといった政府の報告はなかった」**[2c]**

23.07 この報告書には次の指摘もある。

「ベトナム政府は 2008 年、国境を越えた性的人身売買の被害者の保護に向けた取組みを明確に示した。政府は、労働輸出支援金を拠出し、労働輸出の委託手数料に対してより厳格な規制を設けることによって、さらに労働者を保護する措置を講じたが、一方では、政府は海外の推定 50 万人のベトナム人労働者を強制労働や借金による束縛の条件から法的に十分に保護し、支援することはしていない。ベトナム女性連合（VWU）はNGOの支援を受けて、精神社会的カウンセリングと職業訓練を性的人身売買の被害女性に提供する 4 つの保護施設を運営し続けた。労働目的の人身売買の被害者用として特に指定

された保護施設はないが、そうした被害者は、多くの性的人身売買女性被害者が援助を求めて頼りにする「社会保護センター」を利用することができる。性的人身売買被害者は、捜査や起訴過程でその手助けをするよう奨励されたが、報告期間中に起訴手続きに関わる被害者数に関するデータはなかった。ベトナムに送還された人身売買被害者は、人身売買された直接的結果として犯した不法行為で罰せられることはなかった･･･。政府は国境を越えた性的人身売買の被害者を特定するための手順を定め、国際組織からの支援を得てその手順に関する研修を 150 人の役人に対して行ったが、社会的弱者の中から国内の人身売買または労働目的の人身売買の被害者を特定する包括的制度はまだ構築されていなかった･･･。2008 年 5 月、政府はNGOの支援を受けて、被害者を適切な介護に委ねるための手順を定め、人身売買の被害者として特定された女性および女子のための紹介制度を実施し始めた。政府は、売春で逮捕された女性の中から人身売買被害者を特定するための十分な取組みについて明確にしていない。その結果、性的人身売買被害者は、人身売買された直接的な結果として犯した行為で罰せられることに対して不利な立場にあるといえる･･･。ベトナム政府は国民の意識の向上を通じて人身売買を防止する取組みを続けた。VWUとベトナム・ユース連合は引き続き、全国規模で国民の反人身売買意識向上運動を実施した･･･。ベトナム人の人身売買被害者の行き先であるマレーシアを始めとするその他のアジア諸国と協力してそれらの国との対話に関与し、法執行協力を推し進めるベトナムの取組みにもかかわらず、周辺諸国との地域協力はまだまだ難題である。ベトナムが徐々に国際的な児童買春旅行の魅力的な行き先になりつつあることを政府は認識し･･･ベトナムは 2000 年国連人身売買議定書（2000 UN TIP Protocol）を批准していない」**[2c]**

23.08 ヒューマン・ライト・ウォッチは *2010 World Report*（2009 年中の事件・出来事を報告）の中で次の通り指摘した。「売春婦（夫）、人身売買被害者、路上で暮らす子ども、麻薬使用者、および路上の売人は逮捕状なしに日常的に検挙されて、国家更生施設に拘束される。それらの人々は殴打、性的虐待、不十分な食料の対象であり、また、そのような更生施設に入れられた推定 5 万人の麻薬使用者への麻薬依存治療を含む医療は、仮にあるにしても、わずかしか利用できない」**[5a]**

第 21 章「女性」も参照。

第 22 章「子ども」も参照。

目次に戻る
情報源一覧へ進む

医療問題

治療および医薬品の利用可能性の概要

24.01 世界保健機関（WHO）の「2007-2011 年ベトナムに関する国共同戦略」（*Country Cooperation Strategy for Vietnam, 2007-2011*）には、以下の記載がある。

「1980 年代の終わり頃まで、ベトナム政府は医療サービスに財政支援を行い、無料サービスを国民に提供していた。1986 年の経済危機が引き金となって、国家統制経済から市場経済へと国を移行させる試みであるドイモイ（刷新）政策が開始された。保健医療部門では、広範な改革が 1989 年に導入された。利用者負担、医薬品の生産および販売の民間部門による提供と自由化など、様々な市場志向型の対策が実施された。これらの改革の結果は相変わらず今日の保健医療制度にも影響を及ぼしている。ドイモイの再生過程は通常、本質的に貧困を減らし、過去 10 年間に年間平均 7%を上回る割合で 1 人当たりのGDP成長率を引き上げることによって、ベトナム国民の福利向上に寄与したと認識されている。それにもかかわらず、ベトナムはアジアの低所得国の 1 つであり、農村部と都市部間、持つ者と持たざる者の間、および地理的に異なる地域間での保健医療格差の拡大を含め、多くの不平等が存在する･･･。ベトナムの健康指標は近年、大幅に改善されたが、国の公衆衛生に深刻な脅威となっている鳥インフルエンザなど、様々な比較的新しい保健医療問題に直面するほかなかった。保健医療部門の新たな難問としては、煙草関連の疾病や自動車事故など非感染性の生活様式に関連した疾病の発生率の上昇、結核の広がりと時を同じくしたHIV・AIDSの急激な流行、およびデング熱やリンパ管フィラリア症などの病気の出現などがある。こうした新たな難問に対処するには、現在の必要性に効果的効率的に対応するために動員できるより良い戦略とより多くの資源を用いてよりまとまった保健医療制度が必要である」**[11a] (p6 および 7)**

24.02 この資料には次の指摘もある。

「ベトナムの保健医療制度はまだ社会主義に基づいており、国家保健医療制度は医療サービスの提供に重要な役割を果たしている。サービスの提供は民間医療提供者と、村の医療従事者を結ぶ広域な公共ネットワーク、コミューン医療ステーション、コミューン間のポリクリニック、郡病院、郡予防医療センター、省病院、地域・中央・専門病院の両方によって提供される。公共ネットワークの計画と管理は、国の保健省、省の保険部、および郡の保健事務所が関わり、それらは村の医療従事者とコミューンの医療ステーションの責任を負っている。1056 の公共病院は 1 万人当たりベッド数 17.24 床を提供し、ほとんどの入院患者治療を行い、49 の民間病院は 1 万人当たりベッド数わずか 0.48 床を提供する。中央レベルの公共病院は過密で、2002 年の病床利用率は省病院が 98%、郡病院が 85%であったのに対し 116%であった。これは主に、患者がサービスの質、特に郡レベルの病院のそれに取り立てて信頼を置いていないため、下位レベルでの治療を迂回する（そうするだけの資金がある場合）ためである。質の水準に関する証拠はあまりないが、改善が必要であることは広く認識されている。2004 年、郡および省のクリニックによって中央病院に紹介された患者で正しく診断されていたのは 75%のみ、省のクリニックに紹介された患者で正しく診断されていたのは 59%のみであった。入院患者の入院率と平均入院期間で 10 ポイントは明白な違いであり、入院率と入院期間はともに最低と比較した最高の五分位数で 2 倍近く高い･･･。外来患者の診察の多くは民間病院および 3 万人の民間の一般開業医のクリニックで行われている。民間の開業医は生活水準の高い地域に集中する傾向があり、その分布は深刻なほどの偏りが見られる。**[11a] (p14)**

24.03 在米ベトナム大使館の 2010 年 4 月 7 日時点のウェブサイトによると、「経済的困難に直面して、ベトナム政府は貧困世帯および山岳地域の世帯向けの医療費無料制度を利用できる受給世帯数を増やし、マラリア予防対策を強化し、貧困世帯、傷病兵および兵士のための医療保険を購入して援助を拡大するという決定を下した。国家は地域社会の一次医療を非常に重要視していた」**[17b]**

24.04 2010 年 4 月 27 日時点の One World のウェブサイトには、以下の記載がある。

「1995 年以降、マラリアの発症数は劇的に下がり、またポリオと結核に対する予防対策も進んだが、地方レベル（特に辺鄙な地域）での保健医療は質量ともに相変わらず非常に貧弱である。貧困層に対する健康保険は数年前に導入されたが、貧困層で無料医療を利用する者は相変わらずそれほど多くない。UNDP [国連開発計画] は、政府に対し国民所得で比較的占める割合が低かった保健医療への予算を増やすよう提言している」**[27]**

HIV・AIDS

24.05 世界保健機関（WHO）の「2007-2011 年ベトナムに関する国共同戦略」（*Country Cooperation Strategy for Vietnam, 2007-2011*）には、以下の記載がある。

1995 年から 12 倍増加した 2005 年には、推定 26 万人がHIVに感染しているが、2005 年に告知を受けた年間のHIV感染者は 1 万 3,731 人で、この数字は 2003 年にピークに達した 1 万 6,980 人よりも幾分少ない。注射による麻薬使用者と売春婦の推定HIV有病率はそれぞれ 33%と 3.5%である。妊婦の平均有病率は 1994 年の 0.03%から 1994 年の 0.37%へと 12 倍上昇し、省によっては 1%を超えているところもあった。HIV・AIDS患者の介護と治療の必要性はすでに問題となっていて、今後数年間にその必要性は高まりそうである。2006 年にHIV感染者約 4 万 2,000 人は抗レトロウイルス治療を必要としていたが、わずか 8,500 人しかそれを利用できない状態であった。その治療を必要とする感染者数は今後の数年間に急速に増加するだろう。広がりを見せるHIV感染者に対する偏見と差別は、医療現場の場合も含め、予防と治療から（潜在的な）患者を遠ざけているが、政府はこの問題に立ち向かうことに徐々に関心を示すようになった」**[11a] (p11)**

24.06 UNAIDS は 2009 年 5 月 11 日付の記事の中で、以下の通り表明した。

「ベトナムは普遍的な利用可能目標を達成する難問に直面しているが、いくつかの分野で十分な進展を見せた。上記の目標が 2006 年に設定されて以降、質の高いHIV治療と介護の適用範囲と利用可能性が拡大することによって、HIV有病率の高い分野でかなりの改善が見られるようになった。抗レトロウイルス治療を受けるのに適格な妊婦の数が 50%増加、抗レトロウイルス治療を利用できる数は 6 倍に増加した。メタドン実証試験サイトの運用は 2008 年に 2 つの省で開始された」**[33]**

24.07 米国大統領緊急エイズ救済計画（PEPFAR = US President's Emergency Plan for AIDS Relief）の 2010 年 4 月 27 日時点のウェブサイトには、以下の指摘がある。

「ベトナムはHIVの集中的流行に直面している･･･。政府は現在、すべての省で、すべての郡のうちの 93%で、すべてのコミューンの 49%でHIV症例を報告しているが、多くの高有病率の省は、コミューンの 100%で症例を報告している･･･。麻薬使用者のHIV有病率は 2003 年が 32%と推定されたが、2005 年の別の調査では、注射によって麻薬を使用する売春を生業とする人々の有症率が 33%であるのに対し、売春を生業とするすべての人々の有症率は推定 1.6%であった。**[25]**

24.08 2010 年 3 月 11 日発表の米国国務省の *2009 Country Reports on Human Rights Practices*（2009 年米国国務省報告書）（USSD Report 2009）は、以下の指摘をした。

「HIV・AIDS感染者に対する公的差別を示す証拠はなかったが、社会的な差別は存在した。病気の治療を受ける際に偏見や差別を受けることはないものの、HIV/AIDSの検査で陽性になった個人は隠れた社会的偏見と差別を報告した。法は、雇用者がHIV・AIDSに感染していることを理由に個人を解雇できないこと、および医者はHIV・AIDS感染者の治療を拒否することはできないことを明記している。しかしながら、HIV・AIDS感染者が職を失ったり、職場や家探しで差別に会ったりしたという信頼できる報告例が、減少傾向にあるとはいえ多く存在した。数は少ないが、HIV・AIDS感染者の子どもが学校に行くことを禁じられた例もある。法の定めるところにより、ホーチミン市のある学校がHIV・AIDSに感染している孤児の出席を認めたところ、一部の親が自分の子どもを退学させた。海外援助国の支援を受けて、国家政府および省当局はHIV・AIDS感染者を治療し、援助し、生活に必要なものを提供するとともに、社会的偏見と差別を減らすための措置を講じたが、それらの措置の適用は一貫性がなかった。宗教の慈善事業は時に、HIV・AIDS感染者にサービスを提供する場合に許された」**[2a] (第 6 項)**

結核（TB）

24.09 ストップ結核パートナーシップ（Stop TB Partnership）の*Global Report 2009* は、世界の結核症例の 80%を占める 22 カ国の中にベトナムを含めている。同報告書は次の通り指摘した。「結核症の有病率に関する 2007 年国家調査の暫定的な結果は、有病率がこれまでの推計よりも高いことを示している。結核症の有病率から結核の発生率を推定することは容易ではないが、同調査は結核の発生率もこれまでの推定よりも高く、症例発見率は低いことを示唆している」**[12] (p161)**

24.10 世界保健機関（WHO）の「2007-2011 年ベトナムに関する国共同戦略」（*Country Cooperation Strategy for Vietnam, 2007-2011*）には、以下の記載がある。

「結核は相変わらず主要な公衆衛生の問題である。ベトナムは結核最高負担の 22 カ国中の 13 位に位置する。結核は 10 年以上にわたって国の最優先課題であり続け、100%のDOTSカバー率、症例発見および治癒の目標はこの数年で達成されたが、過去 5 年間で呼吸器系結核患者が毎年平均 55,000 人以上、非呼吸器系の症例が最低 14,000 人新たに報告されている。国家結核計画の影

響は 1990 年代前半以降のHIVの急速な広がりによって弱まっている。HIV・AIDS監視データによると、2004 年には結核患者の 4.3%がHIVに感染していた」**[11a] (p11)**

精神保健

24.11 世界保健機関（WHO）の「2007-2011 年ベトナムに関する国共同戦略」（*Country Cooperation Strategy for Vietnam, 2007-2011*）には、「資金が不十分で、熟練の人材不足が深刻な、精神保健などのサービスが存在する」という記載がある。**[11a] (p14)** WHOの「2005 年精神アトラス」（*Mental Health Atlas 2005*）のベトナムに関する国別プロフィールは、精神保健計画は 1999 年の国家保健計画に示された 10 の目標の 1 つであるが、精神保健法令はないと指摘した。同資料には次の記載がある。「保健省（Ministry of Health）が承認した、統合失調症患者とてんかん患者のための薬剤は日常的に使用でき、無料である。その他の症状の薬剤は使用できる場合もあれば、使用できない場合もあり、無料ではない」**[11b]**

24.12 この資料には、さらに次の記載が続く。

「国は精神疾患の患者に支給する障害者給付を用意している･･･。一次医療は生活維持と社会復帰のために提供される。伝統的医療は日常的に治療に使われる･･･。地域社会を基盤にした精神医療は、一次医療制度に統合されている。効果的な心理社会的リハビリテーションはまだ発展していない。異なる施設を適切に統合することができないでいる･･･。国の 64 の省・都市のうち 47 省・都市の総合病院に精神科があり、29 に精神病院がある。ただし、省から郡へ、郡から地域社会へと変わるにつれ、サービスと利用機会の水準は低下する」**[11b]**

目次に戻る
情報源一覧へ進む

移動の自由

25.01 2010 年 3 月 11 日発表の米国国務省の *2009 Country Report on Human Rights Practices*（2009 年米国国務省報告書）（USSD Report 2009）は次の指摘をした。「憲法は、国内の移動、海外旅行、移住、帰還の自由について規定するが、政府は特定の個人に対して移動の自由を制限した」同報告書には、さらに以下の記載がある。

「2007 年居住法（2007 Law on Residence）は広範に実施されていないが、農村地域から都市への移住の動きは衰えることなく続いた。ただし、許可なしに引っ越した場合、法的居住許可、公共教育、および医療給付を求めることはできなかった。外国パスポート保持者は民家に滞在するには登録が必要であるが、知り得る限りでは、外国旅行者に対し友人や家族と滞在することを認めなかった地方当局の例はない。市民もまた、自宅以外の場所で一晩過ごす場合、地方警察にそれを登録することが求められた。政府は中央・北部山岳地帯の一部の郡でこうした要件をさらに厳格に実施しているように思われた」**[2a] (第 2d項)**

25.02 米国国務省領事局のウェブサイトは、2010 年 4 月 1 日時点で次の通り記載している。「ベトナムに居住するすべての者は世帯登録（Ho Khau）に記載され、治安局によって保管される必要がある」**[2d]**2009 年米国国務省報告書は次の通り指摘した。「世帯登録制度および街区監視委員（block warden）制度はすべての市民を監視するために存在したが、これらの制度は一般的に過去ほど煩わしいものではなくなっていた。当局は、非承認の政治活動や宗教活動に関与した疑いのある者に特に注意を払った」**[2a] (第 1f項)** 2001 年 10 月 16 日、カナダ移民難民委員会（IRB）は、世帯登録文書（ho khau）はベトナム市民がベトナム国内でパスポートを取得するのに必要とされる文書の 1 つである（その他の文書としては、出生証明書、政府発行のIDカード、および適切な場合はパスポート取得用の紹介状がある）と記載している。**[6e]**

第 27 章「パスポート」も参照。

25.03 カナダ IRB の 2009 年 2 月 27 日付の報告書は、以下の通り指摘している。

「東南アジアを専門とする国際人権弁護士は、2009 年 2 月 18 日付の通信文書に以下の通り記載した。
世帯登録 [ho khau] は、個人が定住所を有し、世帯登録簿に家族の他の一員と血縁関係もしくは婚姻関係によって正式に結び付いていることを示す主要な証明書である。給付や正式文書（すなわち、パスポートや出国文書）の取得を目的として身元と居住を証明する上で、世帯登録は主要な証拠として機能し、その証拠がない場合、地方役人はどちらかといえば、世帯登録簿に名前のない者への給付を拒絶する可能性が高くなろう。
2006 年のヒューマン・ライト・ウォッチ（HRW）報告書によると、ベトナムにおける世帯登録文書は、合法的な就職、食糧配給の受け取り、公立学校への入学、医療サービスの利用、旅行、投票、および行政による虐待に対する異議申立てといった点に関して不可欠なものである･･･。同報告書はまた、世帯登録文書を所持していない子どもは警察によって逮捕されたり、嫌がらせを受けたりする可能性が高く、基本的な社会福祉サービスを受けられない可能性があることを示している。Viet Nam Newsの 2006 年 4 月の記事は、世帯登録簿は出生証明書を取得したり、教育を受ける機会を得たり、投票したりするために所持すべき重要な文書である、というベトナム国民議会外務委員会委員長の言葉を伝えている･･･。加えて、世帯登録は政府の「優先政策」と関連しており、「恵まれない地域、山岳地域および辺鄙な地域に住む人々によって不可欠」であると、国民議会法務委員会副委員長は述べた･･･。Viet Nam Newsの 2006 年 6 月の記事は、ビントゥアン（Binh Thuan）省 [ベトナム東南部] のMa Dien Cu省副長官が「[世帯登録] 簿に何の問題もない」が、「人々を困らせ、多くの市民の権利を侵害しているのは、それを管理する役人である」と語ったことを伝えている･･･。同じ記事によると、ビンズオン（Binh Duong）省 [ベトナム南部] のTran Van Nam省副長官は、サービスの提供のために世帯登録簿を「乱用」することについて見解を述べた･･･。タインホア（Thanh Hoa）省 [ベトナム北部] のLe Thi Nga副長官は、「市民の権利を制限」する世帯登録を管理する規則が 380 あると述べた際に治安省の報告書を引用した･･･。それらの規則に関する詳細な情報は調査理事会（Research Directorate）が調べた情報源からは得られなかった･･･。Viet Nam Newsの 2008 年 10 月の記事によると、行政管理および社会秩序担当のハノイ警察署副署長によると、ハノイ警察は、「容疑者」および「異常な関

係」を探るために世帯登録簿を調べるのに 20 日を要するのではないかと述べた･･･。同記事は、地方警察に登録を行っていない者や警察に住所変更を知らせていない者は「罰せられる」と報じた」**[6m]**

25.04 カナダ IRB は 2009 年 2 月 24 日、以下の通り記録した。

「ベトナム・ホーチミン市にあるカナダ総領事館の館員は 2009 年 2 月 18 日付文書で、個人の名前は以下の状況の場合、世帯登録（ho khau）から削除される。
1) ･･･裁判所が失踪または死亡を宣言した場合
2) 軍隊、警察によって採用され、兵舎で生活している場合
3) 海外に移民している場合
4) 新住所で登録した場合。この場合、市民の新しい定住所への移動手続きを処理する地方当局は、その個人の旧住所の定住所を削除するよう、世帯の移動証明書の発行を行う委託当局に通知する責任を負っている。
その館員はまた、以下のことを示唆した。
6 カ月以上、定住所に住んでいない者が一時不在登録を行わず、しかも納得のいくような理由を示せない場合、その名前は世帯登録簿から削除されるものとする。家に戻った時は、規定通り定住所登録を再申請しなければならない。
定住所を登録しているが、納得のいくような理由なく実際に定住所に住んでいない、または住むことができない者については、世帯管理機関が世帯登録簿からその名前を削除しなければならない･･･。
その館員は、世帯登録手続きおよび事務処理は省ごとに微妙に異なっている可能性がある･･･。その館員が提供した情報は政府命令・回覧、政府ウェブサイトおよび地方固有の知識に基づいている･･･。個人は罰する方法として世帯登録から削除されるかどうかについて質問されて、東南アジアを専門とする国際人権弁護士は、次の通り述べた。「個人が自分の [世帯] 登録から削除される状況については知らないが、家族関係に関して何らかの疑念がある場合に、そのようなことが起こらないとは言えない」･･･罰する方法として個人を世帯登録から削除することに関連したより詳しい情報は、調査理事会（Research Directorate）が調べた情報源からは得られなかった」**[6l]**

25.05 カナダIRBは 2001 年 10 月 16 日、世帯登録（ho khau）から削除された者は、関係世帯の世帯主に近い関係（兄弟姉妹、息子または娘、配偶者または親）にある場合、再登録を申請することができると記載している。**[6c]**

25.06 同情報にはさらに、「ベトナムから移住した者については、政府は元の世帯の一員と考えていないため、登録から除外される」という記載がある。個人がベトナムに帰国した場合にのみ、世帯登録簿に名前を再登録する申請を行うことができるが、政府によって望ましくないと判断された者は登録が認められないだろう。**[6c]** 2009 年 2 月 26 日、カナダIRBは世帯登録を回復する手続きと要件の詳細を伝えた。**[6k]**

出国および帰国

25.07 2010 年 3 月 11 日発表の米国国務省の *2009 Country Reports on Human Rights Practices*（2009 年米国国務省報告書）（USSD Report 2009）には、以下の記載がある。

「役人は賄賂を強要するため、市民がパスポートを受け取るのを遅らせることが時にあったが、出国希望者がパスポートの取得に困ることは滅多になかった･･･。政府は一般に、海外に移住した市民が訪問のために帰国することを許可した。ただし、政府は、海外に暮らす特定の活動家が帰国することは許可しなかった。海外の著名なベトナム人政治活動家は入国ビザを拒否されるか、入国後に拘束されるか、国外追放された」**[2a] (第 2d項)**

第 14 項の「反体制グループおよび政治活動家」も参照。

第 27 章「パスポート」も参照。

25.08 同報告書には、さらに以下の記載がある。

「他国の市民権を取得している海外在住ベトナム人は、ベトナム市民権を放棄しない限り一般にベトナム市民と見なされる。ただし、政府は実際には、海外ベトナム人を帰化した国の市民として扱い、他国の市民権を取得した者がベトナムのパスポートを使用することを認めなかった。2008 年に通過した法は、二重国籍を認めることによるこの明らかな矛盾を解消しようとするものであった。政府は通常、そうした人物によるベトナムへの訪問や投資を奨励するが、時に注意深くそうした人物を監視した。2009 年中、政府は継続的に海外のベトナム人に対する旅行制限を緩和した」**[2a] (第 2d項)**

第 27 項の「市民権および国籍」も参照。

25.09 2007 年 2 月 22 日、カナダ移民難民委員会（IRB）は次の指摘をした。「外国パスポートで旅行するベトナム生まれの者は、ベトナムの出入国にビザの取得が必要である･･･。しかしながら、「国家解放に多大な貢献」をした者は例外であり、外国パスポートを所持していてもビザの取得は必要ない」**[6i]** 一方、2000 年 8 月 2 日付の以前の報告書で、同じIRBが指摘したように、海外に住む反体制活動家がベトナムへの再入国ビザを申請した場合は、問題に直面する可能性がある。政府に公然と反対した者がベトナムへの帰国を許された例もあるが、そのような者は監視下に置かれ、ベトナム滞在中は繰り返し警察から嫌がらせを受けた。**[6b] [6a] (規則は省略なしに翻訳、複製されている)**

25.10 カナダ IRB は 2004 年 2 月 10 日、以下の通り記録した。

「ベトナムを出国した者が、ベトナムで暮らすために市民権のない配偶者を連れて帰国することができるかどうかについては、外国人の出入国、ベトナムにおける居住に関する政令（Ordinance on Entry, Exit and Residence of Foreigners in Vietnam）によって、「ベトナムに永住するベトナム市民の配偶者、子どもまたは親」である場合に永住権を申請できる（第 13 条）。同政令はまた、ベトナムでの永住権の申請書は、警察省の監督下にある入出国の責任を負う部署に提出することを明記している」**[6g]**

目次に戻る

情報源一覧へ進む

外国難民

26.01 以下の資料を参照する。

米国国務省の 2010 年 3 月 11 日発表の *2009 Country Reports on Human Rights Practices*（2009 年米国国務省報告書）（USSD Report 2009）（第 2d 項「移動の自由、国内避難民、難民の保護、および無国籍者」）
http://www.state.gov/g/drl/rls/hrrpt/2009/eap/136015.htm **[2a]**

米国移民難民委員会の *World Refugee Survey 2008* のベトナムに関する国別報告書
http://www.refugees.org/countryreports.aspx?id=2179 **[21]**

第 18 項の「中国人（ホア）」も参照。

目次に戻る
情報源一覧へ進む

市民権および国籍

27.01 以下の資料を参照する。

米国国務省の 2010 年 3 月 11 日発表の *2009 Country Reports on Human Rights Practices*（2009 年米国国務省報告書）（USSD Report 2009）（第 2d 項「移動の自由、国内避難民、難民の保護、および無国籍者」）
http://www.state.gov/g/drl/rls/hrrpt/2009/eap/136015.htm **[2a]**

ベトナム社会主義共和国の 1992 年憲法（第 5 章第 49 条）
http://www.vietnamembassy-usa.org/learn_about_vietnam/politics/constitution/ **[17a]**

2008 年 11 月 13 日のベトナム国籍法
http://www.unhcr.org/refworld/pdfid/4ac49b132.pdf **[17i]**

ベトナム国籍法の一部の条項を詳しく説明し、指針とした 2009 年 9 月 22 日命令No. 78/2009/ND-CP
http://www.unhcr.org/refworld/pdfid/4b470b2d2.pdf **[17j]**

米国移民難民委員会の *World Refugee Survey 2008* のベトナムに関する国別報告書
http://www.refugees.org/countryreports.aspx?id=2179 **[21]**

パスポート

27.02 以下の資料を参照する。

米国国務省の 2010 年 3 月 11 日発表の *2009 Country Reports on Human Rights Practices*（2009 年米国国務省報告書）（USSD Report 2009）（第 2d 項「移動の自由、国内避難民、難民の保護、および無国籍者」）

http://www.state.gov/g/drl/rls/hrrpt/2009/eap/136015.htm **[2a]**

米国国務省領事局の *Vietnam Reciprocity Schedule*（パスポート他の渡航文書）
http://travel.state.gov/visa/frvi/reciprocity/reciprocity_3705.html **[2d]**

カナダ IRB の 2007 年 2 月 22 日付 VNM101947.E「出国・入国法、政府の支持を失った者がパスポートを取得できるかどうか、汚職およびパスポート申請手続き、警察による許可が必要かどうかの有無、市民のパスポート申請に対する却下理由」（*Exit and entry laws; whether someone who has fallen out of favour with the government can obtain a passport; corruption and the passport application process; whether or not clearance by police is required; reasons why a citizen's passport application would be rejected*）
http://www2.irb-cisr.gc.ca/en/research/rir/?action=record.viewrec&gotorec=450961 **[6i]**

目次に戻る
情報源一覧へ進む

偽造文書および不正に取得した文書

28.01 以下の資料を参照する。

米国国務省領事局の *Vietnam Reciprocity Schedule*（文書）
http://travel.state.gov/visa/frvi/reciprocity/reciprocity_3705.html **[2d]**

在ハノイ米国大使館の 2008 年 4 月 25 日発表の Summary of Irregularities in Adoptions in Vietnam（詐欺行為に関する国別プロフィール）
http://vietnam.usembassy.gov/irreg_adoptions042508.html **[2e]**

目次に戻る
情報源一覧へ進む

雇用の権利

29.01 以下の資料を参照する。

米国国務省の 2010 年 3 月 11 日発表の *2009 Country Reports on Human Rights Practices*（2009 年米国国務省報告書）（USSD Report 2009）（第 7 項「労働者の権利」）
http://www.state.gov/g/drl/rls/hrrpt/2009/eap/136015.htm **[2a]**

ヒューマン・ライト・ウォッチの 2009 年 5 月 4 日発表の *Not Yet a Workers' Paradise: Vietnam's Suppression of the Independent Workers' Movement*
http://www.hrw.org/sites/default/files/reports/vietnam0509webwcover.pdf **[5h]**

フリーダム・ハウスの 2009 年 7 月 16 日発表の *Freedom in the World 2009*

http://www.freedomhouse.org/template.cfm?page=22&year=2009&country=7734 **[29]**

目次に戻る
情報源一覧へ進む

この出身国情報報告書には、2010 年 5 月 19 日時点で公表されている最新情報が含まれている。
最近の文書で関連の情報が得られない場合には、比較的古い資料が含まれている。

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

付属文書

付属文書 A ー 主要出来事の年表

1945 年 ベトミンが権力を掌握する。ホー・チ・ミンがベトナムの独立を宣言する。

1946 年 フランス軍が 11 月、ハイフォン（Haiphong）のベトミンを攻撃、宗主国に対して抵抗戦争を開始する。

1950 年 ベトナム民主共和国が中国とソビエト連邦によって承認される。

1954 年 ベトミン軍がディエンビエンフーの孤立したフランス前哨基地を攻撃する。その前哨基地を攻略するのに 2 カ月かかり、その間にフランス政府はジュネーブで和平交渉に合意した。ジュネーブ会議において、ベトナムは北緯 17 度線で南北に分断される。

1956 年 南ベトナムのゴ・ジン・ジェム（Ngo Dinh Diem）大統領は政治的反体制派に対する軍事作戦を開始する。

1957 年 共産党による反乱が南ベトナムで始まる。

1959 年 北ベトナムから南ベトナムへの武器の持ち込みと兵士の潜入が始まる。

1960 年 米国によるジェムへの支援が増大する。

1962 年 南ベトナムの米国軍事顧問団は 1 万 2,000 人まで増員される。

1963 年 ベトコン（南ベトナムで軍事作戦を展開する共産党ゲリラ）は南ベトナム政府軍（ARVN）部隊に勝利する。ジェム大統領政府が打倒される。

1964 年 米国駆逐艦が北ベトナムの哨戒艇に攻撃されたとされる。この事件を切っ掛けに、米軍は事前に計画していた北ベトナムへの空爆を開始する。

1965 年 20 万の米国戦闘部隊が南ベトナムに到着する。

1966 年 ベトナム駐留の米国部隊の兵力は 40 万人、翌年には 50 万人まで増員された。

1968 年 テト攻勢（Tet Offensive、ベトコンと北ベトナム人民軍による米軍軍事拠点への一大攻勢）が開始される。500 人以上の民間人がミライ村（My Lai）虐殺事件で殺害される。

1969 年 ホー・チ・ミンが死去する。ニクソン大統領は、国内の反戦運動の高まりとともにベトナムから米地上軍を撤退し始める。

1970 年 ニクソンの国家安全保障担当補佐官ヘンリー・キッシンジャーと北ベトナム政府のレ・ドゥク・ト（Le Duc Tho）はパリで交渉を開始する。

1973 年 停戦協定がパリで調印され、米軍の撤退は 3 月までに完了する。

1975 年 北ベトナムの部隊は南ベトナムに侵攻し、ズオン・バン・ミン（Duong Van Minh）南ベトナム大統領の降伏後に南ベトナム全土を統制下に置く。

1976 年 ベトナム社会主義共和国の樹立が宣言される。サイゴンはホーチミン市に改名される。多数の「ボート難民」を含め、数十万もの人々が国外へ脱出する。

1979 年 ベトナムはカンボジアに侵略し、ポル・ポトのクメール・ルージュ政権を排除する。それに対抗して、中国軍がベトナムの北側国境から進攻する。中国軍はベトナム軍に押し戻される。ベトナムから脱出する「ボート難民」の数は国際的な問題となる。

1986 年 グエン・ヴァン・リン（Nguyen Van Linh）が党書記長となる。同書記長はより自由主義的な経済政策を導入する。

1989 年 ベトナム軍がカンボジアから撤退する。

1992 年 一定の経済的自由を認める新憲法を採用する。共産党は引き続きベトナム社会の主導役を務める。

1994 年 米国は 30 年の禁輸措置を解除する。

1995 年 ベトナムと米国は外交関係を全面的に回復する。ベトナムは東南アジア諸国連合（アセアン）の正式加盟国となる。

1997 年 レ・カー・フュー（Le Kha Phieu）が党書記長になる。チャン・ドク・ルオン（Tran Duc Luong）が主席に、ファン・ヴァン・カイ（Phan Van Khai）が首相に選出される。

1998 年 党幹部のファム・テー・ズエットが汚職で告発される。アジア金融危機の結果、経済成長が停滞する。

1999 年 元党幹部のチャン・ドがさらなる民主主義と表現の自由を求めた後、除名される。

2000 年 米国のビル・クリントン大統領が 3 日間の公式訪問を行う。米国は、ベトナム戦争後に放置されたままの地雷の処理へのさらなる支援を約束する。ベトナム政府は、これまでに不発弾で死亡した人数はほぼ 4 万に上ると推定する。

2001 年 **4 月**：共産党はノン・ドゥック・マイン（Nong Duc Manh）を書記長として選出する。

12 月：米国とベトナムは両国間の貿易地位を正常化する貿易協定を実行する。

この出身国情報報告書には、2010 年 5 月 19 日時点で公表されている最新情報が含まれている。
最近の文書で関連の情報が得られない場合には、比較的古い資料が含まれている。

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

2002 年 **1 月**：カンボジアで死亡したベトナム兵の遺骨の第 1 回目の帰還が実現する。1 万人以上のベトナム兵がカンボジアにおいてフランスとの戦争、米国との戦争、および 10 年間のベトナム占領下で死亡したと推定される。

5 月：かつてワルシャワ条約機構外でソビエト最大の基地であったカムラン湾（Cam Ranh Bay）海軍基地が、ロシアから返還される。政権党の共産党が国民議会選挙で再び勝利する。その選挙に異議を唱える反対政党はない。

7 月：チャン・ドク・ルオン主席は国民議会によって 2 期目も再任され、ファン・ヴァン・カイ首相も 2 期目（5 年任期）も再任される。

2003 年 **6 月**：ホーチミン市のギャング団のナム・カムおよびその他の 154 人の仲間に対する注目の裁判で、6 人が死刑判決を受ける。

11 月：ベトナム戦争以降で初めて、米国軍艦がベトナムを訪れホーチミン市の近くに寄港する。

2004 年 **1 月**：ベトナムで鳥インフルエンザによる初の人間の死亡が確認される。この一年間に、鳥インフルエンザは 30 人以上の命を奪う。

6 月：ホーチミン市のギャングのナム・カムが処刑される。

12 月：ベトナム戦争終結後初の米国民間機がホーチミン市に着陸する。

2005 年 **6 月**：ファン・ヴァン・カイ首相がベトナム戦争終結後初めて、ベトナムの指導者として米国を訪問する。

2006 年 **1 月から現在まで**：運輸省の数百万ドルもの公金の横領疑惑で複数の高官を捜査中である。

6 月：予定された政治改革の一環として、若手指導部が首相、主席および国民議会議長に就任する。

2007 年 **1 月**：12 年間の交渉の末、ベトナムが世界貿易機関（WTO）の 150 番目の加盟国となる。

2 月：ハノイと南部のホーチミン市を結ぶ高速鉄道を建設する 330 億ドルの計画を、政府は承認する。米国は初めて、米軍が使用した非常に有毒な枯れ葉剤エージェント・オレンジをダナンの元米軍基地から除去する研究に資金援助をすることに合意する。

6 月：グエン・ミン・チェット主席が、1975 年にベトナム戦争が終結して以降初めて、ベトナムの国家主席として米国を訪問する。

7 月：再任されたグエン・タン・ズン首相が経済改革を断行することを約束する。

2008 **1 月**：ベトナムが国連安全保障理事会の任期 2 年の非常任理事国となる。

7 月：月間インフレ率 27.04%を記録、これは 1991 年以降で前年比最大の上昇率である。

10 月：米国や国際的なメディア活動家は、大規模な汚職スキャンダルを暴くのに貢献したベトナム人ジャーナリストのグエン・ヴィエット・チィエンとグエン・ヴァン・ハイに対する有罪判決を糾弾する。後者は有罪を認めた後、投獄されないままである。

11 月：政府は、人口増加を抑える取組みとして、二人っ子政策を強化する予定であると述べる。

12 月：中国とベトナムは、数万の死者が出た 1979 年の戦争から 30 年後に国境紛争を解決する。政府は、ブロガーが「不適切な」主題を取り上げることを禁止する。

2009 年

1 月：旧正月の恩赦で、ベトナムで過去最大級の 1 万 5,000 人以上の受刑者が刑期満了前に釈放される。その中にはグエン・ヴィエット・チィエンもいる。政府は、改革支持派の二大新聞の編集者であるグエン・コン・ケ（Nguyen Cong Khe）およびリ・ホアン（Le Hoang）を、10 月の汚職スキャンダル裁判の報道内容に関連して解雇する。

6 月：ベトナムは中国に対し、漁業海域を巡って 2 国間で緊張が高まっている最中に、ベトナム政府が自国の領海であると述べる海域でベトナム漁民が漁をするのを妨害しないよう求める。

9 月：ベトナム唯一の独立系シンクタンク開発研究所（Institute of Development Studies）が、政府命令によって政権党の共産党に関する研究を実施する権利が制限された後に解散される。

10 月：6 人の民主化活動家が、道路橋に民主化の横断幕を掲げることによって政府に反対する「プロパガンダを広げた」罪で最高 6 年の実刑判決を言い渡される。それらの活動家は、禁止された民主化団体ブロック 8406 に関与しているとして告訴されていた。

12 月：民主化運動活動家 Tran Anh Kim は、インターネット上で民主化運動の記事を発表した疑いをかけられた後、国家転覆罪で 5 年 6 カ月の実刑判決を受けた。この元陸軍将校は、禁止されたベトナム民主党と民主化運動団体「ブロック 8406」の両方のメンバーであった。

2010 年

1 月：著名な人権派弁護士 Le Cong Dinh を含む 4 人の活動家が政府転覆を謀った容疑で投獄された。インターネット起業家 Tran Huynh Duy Thuc は懲役 16 年という最長の判決を受けた。海外の人権団体は、それは表現の自由に対する弾圧強化の前兆であると見ている。

（2010 年 1 月 20 日付のBBC Newsより）**[14b]**

目次に戻る
情報源一覧へ進む

この出身国情報報告書には、2010 年 5 月 19 日時点で公表されている最新情報が含まれている。
最近の文書で関連の情報が得られない場合には、比較的古い資料が含まれている。

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

付属文書 B ― 略語ガイド

AI	アムネスティ・インターナショナル
CEDAW	女性差別撤退条約
CPV	ベトナム共産党
CRA	宗教問題委員会
FCO	外務英連邦省（英国）
FH	フリーダム・ハウス
GDP	国内総生産
HHCBC	ホアハオ中央仏教会（ベトナム）
HIV/AIDS	人免疫不全ウィルス・後天性免疫不全症候群
HRW	ヒューマン・ライト・ウォッチ
ICRC	国際赤十字委員会
IDP	国内避難民
MPS	治安省（ベトナム）
NGO	非政府組織
TB	結核
TI	トランスペアレンシー・インターナショナル
UBCV	ベトナム統一仏教教会
UN	国連
UNAIDS	国連合同エイズ計画
UNHCR	国連難民高等弁務官
UNICEF	国連児童基金、ユニセフ
USSD	米国国務省
VFF	ベトナム祖国戦線
VGCL	ベトナム労働総連合
WHO	世界保健機関

目次に戻る
情報源一覧へ進む

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

付属文書 C ー 原資料の参考文献

内務省は省外のウェブサイトの内容について責任を負わない。

[1] Europa World
http://www.europaworld.com (subscription only)
Country Profile: Vietnam **(accessed 17 March 2010)**
http://www.europaworld.com/entry/cn

[2] US State Department (USSD)
http://www.state.gov/g/drl
a 2009 Country Report on Human Rights Practices: Vietnam, 11 March 2010 http://www.state.gov/g/drl/rls/hrrpt/2009/eap/136015.htm **(accessed 17 March 2010)**
b International Religious Freedom Report 2009: Vietnam, 26 October 2009 http://www.state.gov/g/drl/rls/irf/2009/127294.htm **(accessed 30 March 2010)**
c Trafficking in Persons Report 2009: Vietnam, 16 June 2009 http://www.state.gov/g/tip/rls/tiprpt/2009/index.htm **(accessed 1 April 2010)**
d Bureau of Consular Affairs, Vietnam Reciprocity Schedule http://travel.state.gov/visa/frvi/reciprocity/reciprocity_3705.html **(accessed 1 April 2010)**
e US Embassy Hanoi, Summary of Irregularities in Adoptions in Vietnam, 25 April 2008 http://vietnam.usembassy.gov/irreg_adoptions042508.html **(accessed 1 April 2010)**

[3] Amnesty International (AI)
http://www.amnesty.org/
a Report 2009 (covering events from January to December 2008), 28 May 2009 http://report2009.amnesty.org/en/regions/asia-pacific/viet-nam **(accessed 1 April 2010)**
b Socialist Republic of Viet Nam: Submission to the UN Universal Periodic Review: Fifth session of the UPR Working Group of the Human Rights Council, May 2009, 3 November 2008 http://www.amnesty.org/en/library/asset/ASA41/007/2008/en/fd699efd-ab4a-11dd-a4cd-bfa0fdea9647/asa410072008en.html **(accessed 1 April 2010)**
c Socialist Republic of Viet Nam: After the crackdown: attacks and intimidation, 1 October 2008 http://www.amnesty.org/en/library/asset/ASA41/004/2008/en/dea5d792-99df-11dd-bf88-f59215f3db50/asa410042008en.html **(accessed 1 April 2010)**

[4] Central Intelligence Agency (CIA)
https://www.cia.gov/
World Factbook: Vietnam, updated 18 March 2010
https://www.cia.gov/library/publications/the-world-factbook/geos/vm.html **(accessed 1 April 2010)**

[5] Human Rights Watch (HRW)
http://www.hrw.org/asia/vietnam
a World Report 2010 (Events of 2009), 20 January 2010 http://www.hrw.org/en/node/87404 **(accessed 1 April 2010)**
b Vietnam: End Crackdown on Catholics: Peaceful Protesters Beaten, Arrested, and Harassed , 6 October 2008

http://www.hrw.org/en/news/2008/10/06/vietnam-end-crackdown-catholics **(accessed 1 April 2010)**

c "Children of the Dust": Abuse of Hanoi Street Children in Detention, November 2006
http://hrw.org/reports/2006/vietnam1106/vietnam1106web.pdf **(accessed 1 April 2010)**

d Vietnam: End Attacks on Year-Old Democracy Movement, 6 April 2007
http://hrw.org/english/docs/2007/04/06/vietna15664.htm **(accessed 1 April 2010)**

e Vietnam: Stop Muzzling the Messengers: Journalists and Bloggers Jailed, Fired, and Harassed, 8 January 2009
http://www.hrw.org/en/news/2009/01/08/vietnam-stop-muzzling-messengers **(accessed 1 April 2010)**

f Vietnam: Halt Abuses of Ethnic Khmer in Mekong Delta: Government Suppresses Peaceful Protests for Religious, Cultural, and Land Rights, 21 January 2009
http://www.hrw.org/en/news/2009/01/21/vietnam-halt-abuses-ethnic-khmer-mekong-delta **(accessed 1 April 2010)**

g On the Margins: Rights Abuses of Ethnic Khmer in Vietnam's Mekong Delta, 21 January 2009
http://www.hrw.org/sites/default/files/reports/vietnam0109web.pdf **(accessed 1 April 2010)**

h Not Yet a Workers' Paradise: Vietnam's Suppression of the Independent Workers' Movement, 4 May 2009
http://www.hrw.org/sites/default/files/reports/vietnam0509webwcover.pdf **(accessed 1 April 2010)**

[6] Canadian Immigration and Refugee Board (IRB)
http://www.irb-cisr.gc.ca/Eng/Pages/index.aspx

a VNM35083.E, 27 July 2000, Exit and re-entry laws; whether one can get a passport if he/she has "fallen out of favour" with the government [regulations translated and reproduced in full]

b VNM35244.E, 2 August 2000, Exit and re-entry laws; whether one can get a passport if he/she has "fallen out of favour" with the government (follow-up)

c VNM37802.E, 16 October 2001, Whether Vietnamese citizens or residents are required to cancel their household registration (ho khau) when leaving Vietnam to live abroad; whether the registration can be restored upon returning to Vietnam after two or more years of absence; grounds for refusal to issue a household registration to a returnee
http://www.unhcr.org/refworld/publisher,IRBC,,VNM,3df4bec60,0.html **(accessed 27 April 2010)**

d VNM103322.E, 8 January 2010, Domestic violence
http://www.unhcr.org/refworld/publisher,IRBC,,VNM,4b7cee8ec,0.html **(accessed 27 April 2010)**

e VNM37730.E, 16 October 2001, Documents required by Vietnamese authorities in order to issue a passport to a Vietnamese citizen from within Vietnam; whether local police clearance is required
http://www.unhcr.org/refworld/publisher,IRBC,,VNM,3df4bec524,0.html **(accessed 27 April 2010)**

f VNM101944.E, 13 December 2006, The nature and extent of police corruption, particularly the extent to which the police accept bribes (November 2002 - October 2006)
http://www.unhcr.org/refworld/publisher,IRBC,,VNM,45f147c716,0.html **(accessed 27 April 2010)**

g VNM41977.E, 10 February 2004, Whether a person who was born in Vietnam to Chinese parents, and who left the country as an adult and remained outside of Vietnam for over 30 years, is entitled to Vietnamese nationality; whether this person would be able to bring his or her spouse, who does not have Vietnamese nationality, to Vietnam
http://www.unhcr.org/refworld/publisher,IRBC,,VNM,41501c760,0.html
(accessed 27 April 2010)

h VNM101948.E, 22 February 2007, Arrest warrants, including procedures followed when the person sought is out of the country
http://www.unhcr.org/refworld/publisher,IRBC,,VNM,469cd6c3c,0.html
(accessed 27 April 2010)

i VNM101947.E, 22 February 2007, Exit and entry laws; whether someone who has fallen out of favour with the government can obtain a passport; corruption and the passport application process; whether or not clearance by police is required; reasons why a citizen's passport application would be rejected
http://www.unhcr.org/refworld/publisher,IRBC,,VNM,469cd6c21e,0.html
(accessed 27 April 2010)

j VNM103323.E, 8 January 2010, Treatment of homosexuals, including legislation, availability of state protection and support services
http://www.unhcr.org/refworld/country,COI,,,VNM,,4b7cee8e37,0.html
(accessed 27 April 2010)

k VNM103088.E, 26 February 2009, Vietnam: Process for being reinstated onto a household registration
http://www.unhcr.org/refworld/publisher,IRBC,,VNM,4b7cee8d23,0.html
(accessed 27 April 2010)

l VNM103087.E, 24 February 2009, Vietnam: Circumstances under which an individual's name may be removed from a household registration; whether an individual's household registration is affected if he or she travels outside of Vietnam or is outside of Vietnam for an extended period of time; if so, timeframe for which the registration would be affected; reports of the authorities removing individuals from a household registry as a form of punishment
http://www.unhcr.org/refworld/publisher,IRBC,,VNM,4b7cee8dc,0.html
(accessed 27 April 2010)

m VNM103086.E, 27 February 2009, Vietnam: Whether an individual's rights to obtaining a passport, employment, education and other civil rights are affected if he or she does not have household registration documentation
http://www.unhcr.org/refworld/publisher,IRBC,,VNM,4b7cee8c38,0.html
(accessed 27 April 2010)

[7] Reporters Without Borders
http://www.rsf.org/

a World Report 2009, 1 May 2009
http://www.unhcr.org/refworld/country,COI,,,VNM,,49fea98f28,0.html
(accessed 7 April 2010)

b Annual Worldwide Press Freedom Index 2009
http://www.rsf.org/en-classement1001-2009.html **(accessed 6 April 2010)**

[8] Foreign & Commonwealth Office (FCO)
http://www.fco.gov.uk/en/

a Country Profiles: Vietnam, 18 December 2009
http://www.fco.gov.uk/en/about-the-fco/country-profiles/asia-oceania/vietnam **(accessed 6 April 2010)**

b Annual Report on Human Rights 2009, 17 March 2010

http://centralcontent.fco.gov.uk/resources/en/pdf/human-rights-reports/human-rights-report-2009 **(accessed 6 April 2010)**
c Email from British Embassy, Hanoi, 19 March 2004
d Letter from British Embassy, Hanoi, 12 May 2008

[9] Asia Foundation
http://www.asiafoundation.org/
Overview of The Asia Foundation's Vietnam program
http://www.asiafoundation.org/publications/pdf/236 **(accessed 6 April 2010)**

[10] United Nations Children's Fund (UNICEF)
http://www.unicef.org/index.php
a Vietnam: Child protection
http://www.unicef.org/vietnam/protection.html **(accessed 7 April 2010)**
b At a glance: Vietnam: Statistics, updated 2 March 2010
http://www.unicef.org/infobycountry/vietnam_statistics.html **(accessed 7 April 2010)**

[11] World Health Organisation (WHO)
http://www.who.int/en/
a Country Cooperation Strategy: Viet Nam 2007-2011
http://www.wpro.who.int/NR/rdonlyres/D3DCF855-DF91-441B-9EFE-BF286364D02A/0/CCS20072011.pdf **(accessed 7 April 2010)**
b Mental Health Atlas 2005: Country Profile: Vietnam
http://www.who.int/mental_health/evidence/atlas/ **(accessed 7 April 2010)**

[12] Stop TB Partnership
http://www.stoptb.org/
Global Report 2009: Country Profile: Vietnam
http://www.stoptb.org/countries/tbdata.asp **(accessed 7 April 2010)**

[13] UN Committee on the Rights of the Child (CRC)
http://www2.ohchr.org/english/bodies/CRC/
Concluding Observations: Viet Nam (Forty-third session), 17 October 2006
http://www.unhcr.org/cgi-bin/texis/vtx/refworld/rwmain/opendocpdf.pdf?docid=45c30bc48 **(accessed 7 April 2010)**

[14] BBC News
http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/asia-pacific/default.stm
a Country Profile: Vietnam, 21 January 2010
http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/asia-pacific/country_profiles/1243338.stm **(accessed 7 April 2010)**
b Timeline: Vietnam, 20 January 2010
http://news.bbc.co.uk/1/hi/world/asia-pacific/1243686.stm **(accessed 7 April 2010)**

[15] Economist Intelligence Unit (EIU)
http://www.eiu.com (subscription only)
Country Profile 2008: Vietnam, 3 October 2008 **(accessed 7 April 2010)**

[16] Asia Times
http://www.atimes.com/
Heed the call of Vietnam's Bloc 8406, 14 September 2006
http://www.atimes.com/atimes/Southeast_Asia/HI14Ae01.html **(accessed 7 April 2010)**

[17] Vietnamese Government
a Embassy of the Socialist Republic of Vietnam in the United States of America, Constitution of the Socialist Republic of Vietnam 1992
http://www.vietnamembassy-usa.org/learn_about_vietnam/politics/constitution/ **(accessed 7 April 2010)**
b Embassy of the Socialist Republic of Vietnam in the United States of America, Public services – Health
http://www.vietnamembassy-usa.org/learn_about_vietnam/public_services/health/ **(accessed 7 April 2010)**
c Ordinance of the Standing Committee of the National Assembly (HRW unofficial translation), Regarding Religious Belief and Religious Organisations, 18 June 2004
http://hrw.org/english/docs/2004/10/21/vietna9551.htm **(accessed 7 April 2010)**
d Vietnam National Administration of Tourism, Vietnam: Country and People
http://www.vietnamtourism.com/e_pages/country/overview.asp **(accessed 7 April 2010)**
e Penal Code (Chapter XXIII: Crimes of Infringing upon the Duties and Responsibilities of Army Personnel), 21 December 1999
http://www.worldlii.org/vn/legis/pc66.txt **(accessed 8 April 2010)**
f Law Amending and Supplementing a Number of Articles of the Law on Military Service Duty, 22 June 1994
http://www.unhcr.org/refworld/country,LEGAL,,LEGISLATION,VNM,,3ae6b5374,0.html **(accessed 8 April 2010)**
g Civil Code, 14 June 2005 (unofficial translation, provided by British Embassy, Hanoi)
http://www.ecap-project.org/fileadmin/ecapII/pdf/en/information/vietnam/civil_code_2005.pdf **(accessed 7 April 2010)**
h Law on Child Protection, Care and Education, 15 June 2004 (unofficial translation, provided by British Embassy, Hanoi)
i Law on Vietnamese Nationality, 13 November 2008
http://www.unhcr.org/refworld/pdfid/4ac49b132.pdf **(accessed 8 April 2010)**
j Decree No. 78/2009/ND-CP of September 22, 2009, detailing and guiding a number of articles of the Law on Vietnamese Nationality
http://www.unhcr.org/refworld/pdfid/4b470b2d2.pdf **(accessed 8 April 2010)**

[18] GlobalGayz
http://www.globalgayz.com/
Gay Vietnam News & Reports, 1997-2010
http://www.globalgayz.com/vietnam-news.html **(accessed 8 April 2010)**

[19] War Resisters International (WRI)
http://www.wri-irg.org/
Refusing to Bear Arms: A worldwide survey of conscription and conscientious objection to military service: Vietnam, 19 March 1998
http://www.wri-irg.org/co/rtba/vietnam.htm **(accessed 8 April 2010)**

[20] Christian Solidarity Worldwide (CSW)
http://www.csw.org.uk
a Briefing: Vietnam: Analysis: White Paper on 'Religion and Policies Regarding Religion in Vietnam', March 2007
http://dynamic.csw.org.uk/article.asp?t=report&id=60 **(accessed 8 April 2010)**
b Briefing: Vietnam: Analysis: 2008 Internal 'Training Manual for the Task Concerning the Protestant Religion', June 2009
http://dynamic.csw.org.uk/article.asp?t=report&id=110 **(accessed 8 April 2010)**
c Vietnam - Priest beaten and thrown from hospital window, as Catholics protest police violence, 30 July 2009
http://dynamic.csw.org.uk/article.asp?t=press&id=890 **(accessed 8 April 2010)**

[21] US Committee for Refugees and Immigrants
http://www.refugees.org/
World Refugee Survey 2008: Country Report: Vietnam
http://www.refugees.org/countryreports.aspx?id=2179 **(accessed 8 April 2010)**

[22] Committee to Protect Journalists (CPJ)
http://www.cpj.org/
Attacks on the Press 2009: Vietnam
http://cpj.org/2010/02/attacks-on-the-press-2009-vietnam.php **(accessed 7 April 2010)**

[23] God's Direct Contact (Ching Hai)
www.godsdirectcontact.org
(accessed 23 April 2010)

[24] Ethnologue.com
http://www.ethnologue.com/
Languages of Viet Nam
http://www.ethnologue.com/show_country.asp?name=VN **(accessed 23 April 2010)**

[25] US President's Emergency Plan for AIDS Relief (PEPFAR)
http://www.pepfar.gov/
2008 Country Profile: Vietnam
http://www.pepfar.gov/press/countries/profiles/116324.htm **(accessed 27 April 2010)**

[26] Transparency International (TI)
http://www.transparency.org/
Corruption Perceptions Index 2009
http://www.transparency.org/policy_research/surveys_indices/cpi/2009/cpi_2009_table **(accessed 27 April 2010)**

[27] One World
http://uk.oneworld.net/
Country Guides: Vietnam
http://uk.oneworld.net/guides/vietnam/development **(accessed 27 April 2010)**

[28] Minorities at Risk Project
http://www.cidcm.umd.edu/mar/
Assessment for Chinese in Vietnam, 31 December 2006

http://www.cidcm.umd.edu/mar/assessment.asp?groupId=81602 **(accessed 27 April 2010)**

[29] Freedom House
http://www.freedomhouse.org/
Freedom in the World 2009, 16 July 2009
http://www.freedomhouse.org/template.cfm?page=22&year=2009&country=7734 **(accessed 7 April 2010)**

[30] United Nations Inter-Agency Project on Human Trafficking (UNIAP)
http://www.no-trafficking.org/
UNIAP Vietnam: Who is being trafficked in Vietnam?
http://www.no-trafficking.org/vietnam_who.html **(accessed 27 April 2010)**

[31] Gay Times
http://www.gaytimes.co.uk/
Gay Guide: Vietnam
http://www.gaytimes.co.uk/Hotspots/GayGuide-action-Country-countryid-1016.html **(accessed 27 April 2010)**

[32] UN Committee on the Elimination of Discrimination against Women
http://www.un.org/womenwatch/daw/cedaw/committee.htm
Concluding comments of the Committee on the Elimination of Discrimination against Women: Viet Nam, 2 February 2007
http://www.bayefsky.com/./pdf/vietnam_t4_cedaw_37.pdf **(accessed 27 April 2010)**

[33] UNAIDS
http://www.unaids.org/en/CountryResponses/Countries/viet_nam.asp
UNAIDS praises Viet Nam's efforts to reach universal access, 11 May 2009
http://www.unaids.org/en/KnowledgeCentre/Resources/FeatureStories/archive/2009/20090511_VietNam.asp **(accessed 27 April 2010)**

[34] US Commission on International Religious Freedom (USCIRF)
http://www.uscirf.gov/
Annual Report 2010, May 2010
http://www.uscirf.gov/images/annual%20report%202010.pdf **(accessed 5 May 2010)**

Back to contents